

平成31年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成31年3月7日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
13番 工藤 義明	14番 野並 享子
15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総務部長	小山 日出夫
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

## 議事日程

### 諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 代表質問
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長（橋 俊明君） （午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

議事日程に入ります前に、市長から発言を求められていますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。昨日の自民創政会を代表されての北村議員からのご質問の中で、私が収支計画の修正による課題についてのご質問に対しまして、特別委員会において、収支計画における黒字化を開院4年目で達成することを既に説明してありますとご回答申し上げましたが、昨年12月17日開催の野洲市民病院整備事業特別委員会においては、開院4年目が黒字になることを示す資料はお配りをしておりましたが、説明では、独立行政法人の設立認可基準である5年以内の中期計画期間内の黒字化の達成のために改善策を講じたという説明になっておりましたので、説明の部分については訂正をさせていただいて、おわびをいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、稲垣議員から発言を求められていますので、これを許します。

○10番（稲垣誠亮君） 昨日の代表質問の1つ目の一般行政施策についての②の中小企業を育成する基本構想、創業支援について等、以下についての質問の中で、商工会に関連して、市長の答弁の中から、私の個人的な内容、個人的な部分についての発言があり、不適切かつ遺憾に思っておりますので、訂正を求めるものであります。以上でよろしいでしょうか。質問に関係のない部分に関しての答弁がありましたので、個人的な部分もあり、

内容について削除をお願いするところであります。今後、このようなことがないよう、注意を払っていただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 訂正する必要はないと考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 議長、昨日の話とは全く違いますけど、どういうことなんですか。私は、昨日は、議場で私がここで訂正を依頼して、削除いただけるということで、昨日、議長との話し合いを完了していたつもりだったので、今日、ここにこうやって臨んでいるんですが、昨日の話と全く内容が違ってきますけど、このあたり、どうなっているんですか。

○議長（橋 俊明君） 発言の、いわゆる商工会に関連する部分であればという限定で、昨日、お話をさせてもらいました。その前に、いわゆる故意的な内容とか、そういう部分は触れられていましたので、その部分はちょっと若干市長との思いが食い違ったのではないかと思いますので。

○市長（山仲善彰君） 昨日、正副議長と事務局長が本会議終了後來られて、稲垣議員の今の趣旨をお話になりました。そのときには、制度をきちっと調べておられなくて、議会の議員さんの発言だったら消せるんですが、こちらの方の首長の発言は、議会での発言は自主的にしか消せないということが、朝、判明したと。いろいろ議長会等々に問い合わせたらということでしたので、私としては、稲垣議員が根拠のある説明があればこだわらないけども、具体的な根拠をもって本会議での発言の訂正を求められて、こちらも納得できるのであれば取り消してもいいけども、納得できなければ、私は取り消す必要はないですよということで、ここに臨んでいます。

あえて申し上げれば、朝ももう一度、ここへ来る前に直接、私のスマートフォンで確認いたしましたけども、稲垣議員の議会の議員名簿、そこから稲垣議員のオフィシャルホームページというのをクリックすると、稲垣議員のブログに行きます。そこにプロフィールで、稲垣議員は商工会の会員であり云々と書いていますから、これはまさに市の、議会のホームページからつながります。昨日のご質問は、中小企業の振興ということでしたから、担当部課とも協議した答弁の案にも、商工会での云々になっていました。・・・・・・・・

・・・・・・・・

.....  
.....。稲垣議員に、あのときも申し上げたように、反問ではありませんよということで、客観的な情報を申し上げただけで、稲垣議員が2度ほど、商工会ではないとおっしゃったのは余りにも不思議だったので、あえて申し上げたわけです。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 質問の昨日の流れとしては、商工会の関連施策とは別で、市と直接市内中小企業との施策の話をしただけであって、別に質問の話自体は普通だと思いますし、ただ、個人的な部分の話をするというのが、そもそもどうなのかということを私は申し上げているので、個人的な部分については削除をお願いしたいと、強くお願いしたいと思っております。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） でも、市議会議員さんの名簿、これは市の議会のホームページです。商工会だし、商工会の活動をしておられると思ったから、.....  
.....  
.....。

ただ、全然、私、こだわりませんので、異議申し立てで消すのではなくて、こんなところに時間、無駄ですから、さっき、朝、聞きましたら、自発的に削除するんだったら、制度的にオーケーということですので、その部分は削除をいたします。そういう前提で。間違っていたとか、そういうことではなしに。枝葉末節の末節の部分ということで削除をいたします。議長、それをお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員、よろしいですか。

○10番（稲垣誠亮君） 1分休憩いただいていいですか。昨日の話と違うので、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前9時09分 休憩）

（午前9時10分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、昨日、議長とお話した内容のところ、削除していただける、結果的に削除となるということであれば、それで私は了としたいと思っておりますので、

よろしく申し上げます。

○議長（橋 俊明君） ただいまのやりとりのように、稲垣議員からの申し出についてありますが、会議規則第64条の規定に準じて、議事録から削除することに決しました。

なお、この削除部分の詳細につきましては、本職に一任いただきたく思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。削除部分の詳細につきましては、本職に一任いただくことに決しました。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあったものの職、氏名は、2月27日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

（日程第1）

○議長（橋 俊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第13番、工藤義明議員、第14番、野並享子議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（橋 俊明君） 日程第2、昨日に引き続き、代表質問を行います。

それでは、保守協商、第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、昨日の代表質問の続きをさせていただきます。昨日、1番まで終わっていたと思うのですが、1番を締めくくるに当たりまして、最後に一言だけ、一般行政施策ということで、申し添えてお願いしたいことがあります。

平成31年度に関しましては、野洲市民病院整備、野洲市余熱利用施設整備、温水プール整備、中主小学校並びに野洲北中学校増築及び改修工事など、大きな投資が進みます。整備によって、市民サービスの向上がなされなければなりません。事業は開始が目的ではなく、達成が重要であり、常に柔軟に、検証と更新を今後もお願いしたいと思っておりますので、市長には一般行政施策について、どうかよろしく願いいたします。

それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

教育行政施策についてお伺いいたします。

1番目ですが、学校や園の中で、中学校の不登校が課題となっておりますが、不登校が課題なのではなく、不登校の原因が課題ではないでしょうか。不登校というのは、生徒の意

思決定によって表れる現象であると思われませんが、不登校の原因、考え方について、教育長にお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 議員の皆さん、おはようございます。稲垣議員の教育行政施策についてのご質問のうち、1点目の不登校の原因と考え方について、お答え申し上げます。

不登校は、学校に行かない、行けないという本人の意思表示と捉えています。その原因は、大きく分けて3つあります。

1つはトラブル等の人間関係のつまずき、2つ目は集団になじめないというふうな状況、それから、3つ目は家庭の不安定さによるというふうに考えております。この他にも、理由がはっきりしないものがございます。また、就学前から登園渋りが、小学校に行っただけから不登校につながるケースも少なからずございます。ただ、それらの原因を取り除ければ不登校が直ちに解消するわけではございません。したがって、本人の不安をやわらげたり、保護者の不安に寄り添ったりしながら、粘り強く不登校の児童・生徒やその保護者にかかわっていくことが大切であると考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 教育長、今現在取り組んでいただいているということなのですが、今現在の野洲市教育委員会での不登校に対する同じ事業を継続、拡充するというところで、問題が解消に、こういうのは統計がふさわしいのかどうか、ちょっと私はわからないんですが、解消方向に向かうというふうに、統計上解消、統計上不登校が減るということで、理解してもよろしいでしょうか。お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 統計上解消に向かうというのは非常に難しく、最近、不登校が増加傾向にありますので、ここ数年、少しずつ増えてきていますので、なかなか難しい状況でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 不登校が増えて難しいということなのですが、では、例えば1年、2年振り返りまして、不登校に対する事業を行っていらっしゃると思うんですけど、特に報告の中で、我々議員が報告の中で、このような効果があったという報告は、具体的には聞いてはいないんですけど、具体的な効果の例について、少しお伺いできればと思う

んですが。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 幾つかあるんですけども、例えば、なかなか教室に入れない子どもたちにつきましては、一番早いのが保健室に行って、保健の先生によるカウンセリングといいますか、日常的にやっぱり出会う機会が多いですから、気持ちの部分を解きほぐしていく中で、少しずつ慣れて、教室に行けるというふうなこともございます。それから、中学校は特に別室指導というのを結構やっております、空き時間の先生がそこに張りついて、交代で授業をされています。そこで少しでも学力の遅れを取り戻したりとかいうふうな支援をしていく。それから、数少ない人数の中で、数名の中で授業をされているんですけども、そこでいろいろ相談に乗ったりしながら、少しずつ、この時間は教室に行ってみようというふうなので、少しずつ回復していく、そういう例もございます。あとは、家庭訪問等で家に行って、先生が心を解きほぐしていくというのか、そういう部分もありますし、それから、各学校に配置しておりますスクールカウンセラー、それから、スクールソーシャルワーカーの支援、気持ちの持ちようとか、それから、家庭のいろんな課題を解決していくとか、仲間関係を解決していく、こういうことで、登校に向かうという子どもたちもおります。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 従来から今、保健室や個別指導や家庭訪問、スクールソーシャルワーカーさんの対応等頑張っているのは、重々承知はしているんですが、同じ事業が先ほど質問したと思うんですが、継続はしているとは思いますが、特にまた新しい取り組みとか、そういったものというのはいかにか考えていらっしゃるということのはありますか。もし、今現在は、今おっしゃられた方法で今後も継続したいということなのか、そのあたりを含めて、教育長、もう少し答弁いただけたらありがたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） どの学校もほぼ満杯状態の中で、そういう空き時間といいますが、先生方がノート点検をしたりとか、採点したりとか、次の問題を考えたりとかいうふうな中で、それを夜に回すとかいうふうな形で、結構授業に対応したり、教育相談に対応したりしておりますので、根本的には教職員定数を増やしていただくというのか、ここでないと、非常に難しいのかなというふうに思っております。

そんな中で、精いっぱいいろんな各学校で手だてをやっているという状況でございます。  
以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 過重労働で問題になっているのは取り組みなので、過重労働が問題になっているとは思いますが、解消に、国の施策にはなるとは思うんですけど、向かえばとは思っているんですが、家庭との対応の中で、本市の場合は、特に聞いてはいないんですけど、他市では、他市の自治体では、学校の先生が割と過重労働で大変だから、電話の受付自体をもう夕方まで締め切ってしまうというような動きがあるということも聞いていますが、本市においては、特に対応についてはそういったような対応というのは、今のところは計画はないですか。ちょっと家庭とのやりとりの中で、5時とかに締め切ってしまう、5時過ぎに締め切ってしまうと、どうしても連絡ということで、不都合が出てくるのかなと思うのですが、その点、もう少し答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 夜の電話に関しましては、昨年4月に、働き方改革の一環として、保護者向けに、全ての保護者向けにプリントを配付しまして、夜7時以降の電話は、緊急以外はお控え下さいますようお願いするというふうな協力要請をしております。それ以降、夜遅くの電話、8時、9時とかの電話が、結構今まであったんですけども、それらがもうほとんどなくなっております。ただ、緊急の場合は受け付けておりますし、電話もつながる状況ですが、保護者の理解は相当得られているのではないかなというふうに思っております。

ただ、そういう自動電話というんですか。留守番電話機能につきましては、今のところ、導入は考えておりません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 現場の専門職の先生が対応していただけると、適切に対応していただけると思うので、安心しております。

最後に、1番の質問を締めくくるに当たって、どうしても不登校が解消されなければいけないという今までの展開だったと思うんですけど、我々保守協商としましては、この不登校がやはり積極的ではなくても、尊重される選択肢の1つであっていいのかなと思っております。なので、不登校が絶対だめというふうな前提で話を進めるのではなくて、セレクトすること、選ぶことができるということで、そういう考えで対応すべきなのかなと



思うんですが、教育長、その点、もし答弁いただけたら、お願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） この点に関しましては、文科省もフリースクールを認定したりとかいうこともやっておりますし、やっぱり本人が生きる力をつけてもらうということが一番かなというふうに思っております。ただ学校としましては、通ってもらうのが一番というふうに思っておりますので、そやけども、そこは、無理強いは決してしないということとは、学校にも伝えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。ありがとうございます。

では、2番目の質問に移ります。不登校は生徒のサインです。学校から逃げられる環境や周りの理解も必要だと思いますが、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目の不登校への理解についてお答えいたします。

不登校の児童・生徒の支援は、単に学校に復帰させることだけではございません。不登校が、不登校生が安心していただける居場所づくりが一番大切かなというふうに思っております。例えば、先ほど申し上げましたように、学校の保健室であるとか、あるいは別室での支援、それから、ふれあい教育相談センターでの支援というふうなこともございます。そして、議員お話のような周りの子どもたちの理解を得ながら、不登校の生徒が抱える、児童・生徒が抱えるしんどさに寄り添って、彼らの成長、発達を丁寧に支援していくことで、先ほども申しましたけども、生きる力、社会に出て生きていく、そういう力を付けることが一番かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、3番目、行きます。家庭や地域の項では、家庭と地域で世代を超えて、子どもの過ちに関心を持ち、関わる必要があるとされています。人間関係の希薄化、意識の低下によるさまざまな課題といった現状はある中、来年度の施策が表されていますが、新規の事業がありません。今までに行っていない新たな施策はありますか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 家庭や地域の関わりで、今までに行っていない新たな施策についてお答えいたします。

2019年度から着手する新たな事業はございませんが、これまで継続してまいりました事業を確実に丁寧に進めることによって、少しでも解消できたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 例えば教育長、この部活時間は、部活の時間を、例えば一部地域への活動の時間に振り替えていただくとか、そういった取り組みとかいうのはどうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 現在でも、例えばバレーボールなんかは、ほほえみクラブに中学校の女子バレーがやっていたりとか幾つかはあるんですが、そういう部分を拡充していけたらというふうに考えております。将来的には、そういう形で、例えば、柔道部がない、剣道部がない、サッカー部がない。中学校によっていろいろなんですけども、野洲市内というのは、そんなに大きな市ではありませんので、子どもたちがどこかに1カ所に集まって活動するということが可能であるというふうに思っておりますので、そういう社会体育に関わって指導していただける方がおられて、そこに移行できたら、教員等働き方改革にもつながるのかなというふうに思っておりますし、それから、その教員がそちらに向かって、そのコーチとして子どもたちを支援するという、こういうこともまた可能かなというふうに思っております。

そういうことによって、子どもたちの選択肢が大幅に増えるのかなというふうに思っておりますので、それも今、検討しておるところでございます。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。学区外へ出ていくこともあれば、学校内に来ていただくということもあり得ると思うんですけど、地域の方を招くというのはいいことだと思っているんですけど、私、今年に入ってからなんですけど、野洲中学校の方に、小篠原に茶道の先生がいらして、中学校で茶道の生徒に体験をしていただきたいという思いがありまして、和田校長先生の方にちょっとお話はさせていただいたことがあると思う

んですが、そういったような取り組みというのは、現状、学校の管理体制の問題もあると思いますけど、受け入れについてはどのようにお考えですか。もしわかればお願いします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 茶道のお話は、私も、その茶道の先生からお話を聞きまして、いい取り組みやなというふうには思っております。中学校の部活は、先ほど申しましたように、数に限りがありますので、例えば、中主中学校ですと、サッカー部がございません。その子どもたちは、地域のサッカークラブに所属しております。そういう子どもたちが、各学校にサッカーだけではありません。体操とか水泳とかいろいろあるんですけども、そういうふうなクラブに通っている子どもたちも、中学校の部活に入っている子と同じように認定をして、部活メンバーというふうな部活に入っている子というふうな認識で、中学校は対応していますので、それを、まだ文化部の方はそれができていないので、文化部の方にも広げることが可能かなというふうには思っております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。教育長の手腕に今年度も大期待しておりますので、会派として期待しておりますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。野洲市民病院公金差止等請求事件に係る弁護士費用についてお伺いいたします。

1つ目ですが、平成31年第1回野洲市臨時議会に上程された住民訴訟、野洲市民病院公金差止等請求事件の市側代理人、益川弁護士の報酬と、これは一審着手金等になりますが、528万4,000円及び訴訟契約終了年度までの成功報酬等に関わる債務無担行為における補正予算ですが、弁護士報酬が高額であるため、議案質疑、予算常任委員会において、慎重な交渉を行っていただくよう執行部に依頼し、執行部からは、契約については、質疑の内容を契約相手に伝え、適正かどうか確認した上で、予算を執行していくと答弁がありました。補正予算成立以後の経過について、見積もり、契約内容について市長にお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の野洲市民病院公金差止等請求事件に係る弁護士費用についての契約に関するご質問にお答えいたします。

今、ご指摘のありましたように、予算が成立いたしましたので、当該弁護士事務所から見積もりをいただいて確認した上で、契約を結んでおります。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません。見積もり内容をいただいて契約したということなんですが、見積もりの内容についてお伺いできますか。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前9時31分 休憩）

（午前9時37分 再開）

○議長（橋 俊明君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 議員の皆さん、おはようございます。稲垣議員からのいわゆる弁護士費用の見積もり内容ということで、お答えをさせていただきます。

前回の議会のときもご質問いただきまして、着手金につきましては当該事務所報酬規程、それと、顧問弁護士であることからの減額、そしてさらに、減額をもう一度かけてくれてはるということで、実質見積書、ここにございます着手金が税抜きで、合計請求額で440万5,940円ということで、これについては再度、前回私も申し上げましたけれども、できるだけ安くできないかという交渉もしていただいたという形でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 済みません。着手金の部分が488万円ですか。済みません、もう一度確認を求めます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 440万5,940円です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 445万円ということなんですが、これは、当初の見積もり額よりも、一応減額されているんですか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 当初480万円という想定で思っておりましたが、そこよりは安くなっているという形でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） その35万円の減額の根拠とか理由とかは特にあるんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） そこまでの詳細なことについては、私の方は把握してございません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） その事前の補正予算を掛ける前は、多分480万ということだったと思うんですが、445万になった過程、プロセスはどうなっているんですか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 前回私、議場で申し上げたと思うんですけども、可能な限り安くしていただくように交渉させていただきまして、契約させていただくということで、そうなったというふうに認識しております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、特に積算根拠ではなく、先方の弁護士事務所からそのように445万にしますというふうに返事があったということで理解してよろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） そのとおりでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。じゃ、この445万、着手金にプラス、日当等実費費用がかかるという理解でよろしいんでしょうか。それとも、この445万円が全額なのか、そのあたり、もう少し詳しく求めます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 445万じゃなくて、440万5,940円ですので。その中で、例えば旅費とかそういったことがございます。それについては、預り金という形になりますので、10万円、そこには入ってございます。それは後ほど清算されます。

（「反問します」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 訴訟についての稲垣議員の見解です。

○議長（橋 俊明君） それでは、市長。

○市長（山仲善彰君） 今、訴訟を起こされて、重大な事態になっています。聞いていますと、異常な裁判だということです。市議会で判断できるものが、先般も私、被告席に座りましたけども、公開してもいいんですが、あえて黒塗りにしています、原告の方は。でも、傍聴に行かれた方は、どなたが原告かはわかります。固有名詞を私は言いませんけど

も、元市議員の方がたくさんおられます。議会でやればいいことだと思います。わざわざ市民の税金を使わざるを得ない、残念です。職員もしないと。

この裁判についての稲垣委員の評価、この裁判をどう位置付けるかという評価の見解と、稲垣議員は、この裁判が、原告が勝った方がいいのか、負けた方がいいのか。どちらに価値観を重点に置いておられるのか。これについての考え方をお聞かせいただきたいと思っております。あえて、この訴訟費用にまで関わっておられる、値段に関わっておられるということは、この裁判については一定の評価をしておられると思えますから、裁判への総合的な評価と、原告勝訴、原告敗訴、どちらを期待しておられるか。見解をお聞きします。

○議長（橋 俊明君） ただいまの発言に対する、反問に対する発言を求めます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 基本的にはこの訴訟については、市民の方が、議員ではなく、市民の方が訴訟を起こされているということなので、私がコメントする立場には、基本的にはないとは思っています。また、今現在、訴訟の過程として、第1回口頭弁論が先日ありましたが、そこで、準備書面の陳述のみで今、終わっていますので、終わっているのではないかなと、これは推測なんですけど、終わっている段階だと思いますので、これから具体的な市民側、市側、それぞれがお互いに立証責任を果たしていくことになると思えますので、現段階で、訴訟の結果が市側が勝つのか、負けるのか、そのあたりについては、私は評価することがまず、訴訟の行き先については、評価することはできません。

また、どの結果に落ち着くのを期待しているのか、稲垣議員はどのような結果になることを望んでいるのかとありましたが、その点については、私は議会の議員という立場ですので、予算の執行に関わっていつている立場ですので、一応組織の一員ですので、基本的には、市の主張が、立証責任、市民側の立証責任がどのようなものが出てくるかわからないので、一概には言えませんが、市側の主張が通ることが相対的に、現段階では望ましいのかなと、私は考えています。

今回の訴訟について、私が書面を見させていただき限り、争点といいますか、課題が2つあって、1つ目は、病院事業自体への正当性の問題、2つ目は、実施設計の予算執行に関わる問題だとは思いますが、これは全く私の個人的な見解ということで述べさせていただきますが、1番目の病院整備事業への正当性に対する部分については、市民側さんの、まだわかりません。これからいろんなまた通過証拠とか、主張とか、立証責任が出てくるのでわかりませんが、現段階で見させていただき限り、1つ目の病院整備事業の正当性に

対する疑義に対する主張は、少し問題があるのかなと、私は思っています。これは市民側主張の内容に問題があると、私は正直に思っております。

なかなか今までの議会の私の答弁から言いますと、そういうことは言いたくはないんですけど、正当性がちょっと若干ない、市民側の正当性がちょっと弱い部分があるのかなと、正直に私は思っております。

ただし、今回の訴訟の争点は、何でしょう。ざっくりばらんに言いますと、病院事業の正当性は、前提文で記載してはいますが、今回の訴訟の争点は、実施設計の特命随意契約の1社随契の適正さ、そこにかかっていると思うので、有識者でない私が述べるのも変な話なのですが、恐らく市民側代理人弁護士も、勝機が、市民側からの立場からして、勝機があるとしたら、実施設計の1社随意契約の部分にかけられているのではないかと、勝手に私はちょっと思慮しております。

以上でお答えには完全にできたと思しますので、それでよろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 反問はこれで終了します。

引き続き、稲垣議員、質問に入ります前に、政策調整部長より発言の訂正を求められておりますので、許します。

○政策調整部長（竹中 宏君） 先ほど、私、申し上げました440万5,940円ということで、安くなっているということなのですが、その中には、あと源泉徴収税がございますので、それが87万8,060円という形になります。そうすると、合計で528万4,000円ということで、予算額と同額という契約になってございますので、さらに引き下げをしていただいたとかいうことはございません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、今の話と全然違うじゃないですか。ということであれば、今まで、何か見積もりの過程で減額したと、補正予算後に減額していただいたと、今、部長答弁がありましたけど、それはじゃ、取り消しということでよろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） その部分につきましては、取り消しをいただきたいと思っております。おわびして、訂正いたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

我々会派としては、会派長は、先ほど、長谷川議員が会派長なのですが、長谷川議員か

ら、この質問に関しては強くするように申しつっております。会派としましては、この予算を執行するにあたっては、市側が慎重な対応をしていただけるということで、会派として会派で歩調をとって3人で賛成させていただいた事実があります。慎重な対応を行ったというエビデンスをちょっと発言していただきたいんですが。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほど、反問に、稲垣議員、お答えいただいて、市側が勝つことを期待しているとおっしゃいました。事務レベルでは、できるだけ減額をして下さいと。ただ、勝たないとだめですよということですから、その結果が適正な見積もりをされて、そして、当初から顧問弁護士ということで、通常契約があるということでの配慮で、減額をされているということで、最終的に落ち着いています。今、話題になっている自動車会社の旧のトップの裁判を見ましても、値段も重要ですけども、勝てるか勝てないかという、そういう大きな質の問題、成果の問題がありますから、これは、議論の問題ではなくて、100万下がれば、安ければ安いことはいいわけですけども、期待が実現されなければ意味がないわけですから、この議論に、私はこういう下げたらいいかとか、どうのこうのという議論になじむものではないと思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 今、誤解があったら困るんですけど、補正予算以後に、慎重な対応をしていただいておりますが、減額の話があったというのは、そもそもこの補正予算を上程する前に、見積もりの内々の口頭での見積もりの段階での減額をした金額が、この528万4,000円だったと思うので、この補正予算以後に、慎重な対応はして、減額の可能性を探っていただいたということはないとは思っているので、その部分だけ、再度確認を求めます。そうだと思うので。補正予算成立以後に、減額含めて慎重な対応はされていないということだったと思うので、その点、再度、確認を求めますが。していないというふうにお答えいただければ。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 補正予算というか、予算を通していただきまして、再度、弁護士事務所、顧問弁護士事務所の方をお願いして、そういった交渉も議会から言われているということで、交渉もしました。結果、でも、既に減額しているという形です。で、こういう結果になったということでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。



○10番（稲垣誠亮君） わかりました。当初、見積もり、補正予算前に減額をしているということなのですが、それは弁護士報酬規定から補正予算成立前に教えていただいた金額に減額された金額を上程されているということで、理解していいですか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） そのとおりでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

次の質問にちょっと移りたいんですが、先ほど市長の方から、質の問題であると。勝たなければいけないとありましたが、ということであれば、当然これ、勝たないといけないわけなんですけど、市側代理人の益川弁護士の住民訴訟の受任件数や実績については、当然把握された上での発言であると思いますので、そのあたり、もしご存知でしたら、お知らせ下さい。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 住民訴訟の勝訴実績という評価ではなくて、まずは顧問弁護士事務所に依頼をしたら、引き受けて、やりますということと、従前からこの病院問題、8年、9年やってきていますが、全て法的、いわゆるリーガルチェックはこの事務所を通じていきますから、その2点での評価で依頼を決定したということです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、今回の住民訴訟の市側代理人弁護士の、例えば出廷回数とか、書面数及び訴訟受託の難易度については、どのように説明を受けていらっしゃいますか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほど申しあげましたように、不思議な裁判だなと。機関としての市を訴えて、個人としての市長に賠償責任を求めると。本来、病院をとめたいのであれば、別の差しとめ訴訟をされたら、こんな大きな金額の金額が出てこないわけですけども、それをやらないと。訴状を読んだ限りでは、先ほどの稲垣議員の評価に近い評価を最初、聞きました。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。では、認識は共通ということで、理解いたしました。

この市側代理人弁護士の選任にあたっては、住民訴訟の受任件数や実績についてはなく、顧問弁護士だということをお願いされているということなのですが、じゃ、これは一応顧問弁護士という理由、市の顧問弁護士として携わってきていただいたということで、他の弁護士と、例えば比較せずに、例えばこういう住民訴訟とか受任件数、実績等を含めた比較をせずに、随意契約されているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 基本的にそういうことです。限りがある時間の中で、これまでの全体像を知ってもらっていて、かつ責任をもって引き受けますという回答があったから、それを優先して判断するのが妥当と考えます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、2番に移ります。訴訟終了後、成功の程度に応じて支払う成功報酬の見積もり、債務負担行為の最大見積もり額についてですが、最大着手金の2倍以上に相当する成功報酬について、説明を求めます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 成功報酬について、裁判が終了後という形になりますので、そのときになると思うんですけども、今現在、うちが把握しているのが、当該事務所の報酬規程に基づくもの、さらに、顧問弁護士であることからの減額という形で、一応資料はいただいているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 一応これ、事前に通告を出していますので、答弁書はある程度、もうつくっておいていただいているんですか。ちょっとそこ、つくっていないのか、ちょっとわかりませんが、この弁護士報酬規定に基づいて、成功報酬が組み込まれているということなのですが、もう少し詳しく説明していただけないですか。どのような報酬基準で、報酬基準がどのようなものかも私は、益川先生の弁護士事務所の報酬規定もわかりませんので、もう少し詳しく教えて下さい。きちんと通告して、わかりやすいように書いているつもりなので。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 今、いただいている資料からですが、差しとめについてということと、損害賠償請求という形で、いわゆる基本設計の支払い、それから実施設計

の差しどめという形になると思うんです。その契約金額と、そこからそれぞれ6%、そしてそれぞれが138万円の8割という形になって、資料をいただいているというところでございます。合計しまして1,358万円という形になります。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。そのあたりは、見積書、契約書は、私、情報公開請求はさせていただいているんですけど、それはいただけるんですか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それについては、成功報酬という形になりますので、現在まだそういう手続は進んでいないという状況でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これは見積書、事前にいただいて、なおかつ契約書の中にも記載事項ではないんですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 自ら情報公開しておられるというので、私も情報公開していただかなくても、必要なもの、全部、オープンなんですけども、契約ということからすると、どこまで出せるというのは、今、審査中だと思いますから、出せるか出せないかの判断、私、まだ、自分のところまで協議が回ってきていませんから、誰も今、答えられないと思います。原則は、全然秘密にするものではないものは、全てお出しをいたします。今回の裁判も、証拠書類は全部市の資料です。この間、変更の訴えも、皆さんにお配りしましたけど、委員会で出したり、全協で出したりした資料が全部、証拠書類についているわけです。この間も第1回の公判で印象的だったのは、裁判官が原告側に、原本はどれですかと。原本はないと。全部コピーなんです。市の資料が全部裁判資料になっているという異例な裁判です。……  
……、今、だから、お問いかけのは、多分、作業中ですから、ここで出せるか出せないかは、誰も答えられませんが、原則論で言えば、個人情報とか企業情報以外は全てお出しをします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。では、その見積もり内容、契約書の内容、記載内容を見て、また判断したいと思います。今はとりあえず、金額の積算の過程はお伺いし

ましたので、3番目に移らせていただきます。

住民訴訟は、そもそも金銭給付が目的ではなく、地方公共団体の適正性を確保するためのもので、訴訟算定額から報酬規程に充てれば、高額な報酬が必要となります。そのため、住民訴訟では、報酬を決めるにあたり、訴訟算定額は、算定不能とする考え方を適用する事例も存在し、旧日本弁護士連合会報酬基準では、算定不能の場合、800万円とする定めがあります。その場合は、着手金は800万円掛ける5%、これは300万円超、3,000万円以下の場合にはなりますが、プラス9万円ということで、49万円になります。他市の事例ですが、2013年に奈良市における住民訴訟で、市民側が求める損害賠償請求額21億5,503万円に対し、市側代理人弁護士の着手金は約90万円でした。その理由は、着手金の算定を訴訟算定額ではなく、算定不能とする基準を採用していたためです。

今回の契約金額については、市民側から疑義の出るおそれがありますが、この点、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 疑義が出るかどうかは市民のご判断ですから、私からはわかりません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、出ないというふうにお考えですか。自信を持っていらっしやるのであれば、出ないというふうにお答えいただけたらいいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） わかりませんと言っているのに、出ないも出るもわかりませんと。日本語がわからないんですか。

○10番（稲垣誠亮君） 出ないと、じゃ言い切れないということなので、それはわかりました。

○市長（山仲善彰君） それは、市民のご意見を私が決められないし、市民のご意見を私に付度して答えよと、これはパワーハラスメントです。本当ですよ。言葉によるパワーハラスメント。私が、お答えは市民の思いを私はここで決定できませんと言っているのを、どちらかと強いているわけですから、おかしいです、論議が。全くおかしい。市民がこれからどう判断されるか、どうお考えになるかわかりませんと言っているのに、それ以上、答えを何回も求めるというのは、私、議会でだし、立場は弱くないので、対等だから言い

ますけど、これ、もしか、あなたが、一般市民の方にこういうことを強いられたら、言葉によるパワーハラスメントであることだけは断言しておきます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、今の質問に関連してなんですが、この住民訴訟に対応する行政側代理人弁護士報酬の要は妥当性を今回、問うてるわけですが、過去にも住民監査請求にしても、あるいは過去の住民訴訟にしても、全国で過去、多発していると思います。この報酬額の妥当性について、例えば、過去の裁判所の判例とか、調査というのはされていらっしゃるんですか。そのあたり、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） する必要はないです。今回の決定は、さっき申し上げたように、野洲市個別の長年市民の期待と医師会の期待と医大の応援でやってきた議会で徹底的に議論いただいて、住民投票までかかって、成立しなかった。今後も議会で議論いただいたらいいのに、この間、私が行ったら、反対派と見受けられる元市議員さんたちもたくさん傍聴席におられました。もったいないなと言うたんですよ。野洲市議会でやってもろうたら、わざわざ電車代を払って行かなくてもいいのに。内容自体は、まさにここでできること。あるいは市民集会でできること。原告の方は、何回も公開質問状を送られた方です。私は丁寧にお答えしました。でも、チェーンみたいに来たから、公開の場でお話ししましょうよと言ったら、断られたんです。私は逃げも隠れもしていない。そしたら、住民監査請求が出てきて、それも、真摯に直接、市長が出る必要がないと言われたんですが、あえて私が出て、説明をいたしました。また、裁判が出てきています。住民監査請求もきちっと判断して、棄却、却下をしていただいている。今回裁判です。あとは、今まで携わっていただいた弁護士で、かつ顧問弁護士にお願いするという判断は、私としては妥当だと考えています。わざわざそのためにまた、時間とお金を使って、全国の判例じゃなしに、判例に裏に隠れている弁護士費用、訴訟費用まで調べてやるという、そこまではやっていませんし、やる必要はないと考えています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 市長は、事業の正当性を主張されて、それに裏打ちされて、やる必要がないというふうに、今の答弁は解釈しました。

ただ、市長、やっぱり事業の正当性が、市長側からすれば、あるのは当然だと思います。

今、答弁なされた主張は、すごく正当性についてはわかるんですが、ただ、正当性と、今回の補正予算、弁護士報酬の執行についての妥当性は、全く違う話なので、それを絡めて話す、絡めて一緒にして答弁するのは、ちょっと僕は問題があるのかなと思っています。

今回僕、単独で判例調査までちょっとできれば政策研究をしたかったんですが、ちょっとそこまで今回はできなかったので、一旦持ち帰って、場合によっては、有識者に相談して、調査研究は継続したいとは思っていますけど、締めくくるにあたり、予算の執行に関して、高額では確かにありますけど、明らかな違法性があるとか、そういう問題ではないと私は理解していますので、そこだけは市民の方に、明らかな違法性があると伝わっていると、問題ではあると思いますので、そこだけはお伝えしておきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、私の先の答弁で、事業の正当性と弁護士選定の正当性は絡めていません。弁護士の選定に関しては、顧問弁護士であり、今まで知悉しておられるからお願いしたと。あえて、全国の、今、稲垣議員がおっしゃったように、判例を調べて、かつその判例の中で、弁護士費用がどうだったかまで比較、検討した上で、最終的に弁護士を選んだり、弁護士費用を決めたものではないですよと言っているわけで、全然訴えられている案件の正当性と、弁護士さんの選定の正当性は全然絡めていません、そこは。今、変な意見表明をされたので、訂正を求めたいけど、求めませんけど、私から今の発言はおかしいというふうに言明しておきます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。私が申し上げたかったのは、報酬の調査をしないと。する必要はないとおっしゃられたので、その部分について言わせていただきました。

これ、例えば、もう終わりますけど、奈良市の例なんかは、多分、市長も通告を出しているんで、ご存知だと思うんですが、着手金が約90万円なんです。本市の場合とすごく差があるとは思いますが、このあたりの算定、他市の例なので、市長がコメントする立場にはないのかもしれませんが、これだけ開きがあることについては、市長はどのように見解をお持ちですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員、前回、指摘だったので、私、調べました。奈良市まで聞いてもらおうかなと思ったんですが、概要とか、多分お親しいんだと思うんですけども、

ニューズペーパーがネットに載っています。結構、詳細なレポートが載っています。やっぱり事情が違うなと思いました。そのニューズペーパーも、結局は同じグループの方たちだということもよくわかりました。今回、訴えておられる。関係機関のつながりがあるかどうかわかりませんが、同じ流れの方たちだということもわかりましたし、そこまでわかった上で、今回のケースは違うし、私たちが依頼した弁護士が正当に算定して出された金額は受けて妥当だという判断をしました。奈良の、あれは土地開発公社でしたか。土地の問題。それと一緒に、それを例にとってというのと、今、野洲市民病院の場合とは異なるという判断もあり得るという前提で判断をしております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 同じつながりと言いましたけど、同じつながりでも、安かったらいいんじゃないですか。逆に安いんですから。同じつながりで。

わかりました。じゃ、質問を変えます。性質が違うというふうにおっしゃられたのは、難易度が違うということに理解してよろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 難易度というか、訴えの内容が違うじゃないですか。あれは、過去に終わった問題。今回は、冒頭から私、見解を述べています、訴状に。生きている事業に訴えられているわけですし、どんどん増殖していっています。訴状が変更される。私、こんなの納得できないんです。市議会で議論していたのが、全部また裁判に入っていきます。そして、今、仕事をしているんですが、この裁判の情報が逆に仕事には否定的に働いていきます。職員の採用、これから事業を発注する、多分、高どまりになる可能性がある。裁判を起こされている事業の建設工事を受注したものかどうかということも働きます。異例なんです。多分、奈良のは、私が知る限りは、過去に完結した行為についての裁判だと、私は思います。そこは本質的に違うと思います。これ、まだ本当に生きている大事業をとめにかかろうと。

とめてもらったらいんです、もしか、胸を張って。そうすると、昨日の北村議員じゃないですけども、野洲病院が生きていくのか、生きていかないのか。すぐに判定できます。これ、何人か知り合いの弁護士にも確認しましたが、なかなか巧妙な裁判です。おまけに、前も言いましたように、私にも訴えられているので、私に告知されるので、本来だったら、私も同じ費用の弁護士費用が要るんですが、そんなことをやっていたら、誰かからお金をもらっていると思われるから、私は基本的に、最終的には出ていないんですけど

も、弁護士の見解がいろいろあって、弁護士を立てないでもいいですよという人もいるし、弁護士を立てた方がいいですよという人もいるんですが、私がこの段階からお金を使い出したら、余計ややこしくなるので、可能な限りは私は、私の個人の山仲善明としての弁護士さんは立てない方向で行こうと思っていますが、それほど複雑な裁判なんです。奈良は、土地開発公社の公金を投じた何かの裁判だったと記憶していますが、だから、それを一緒にされて、ここまで病院だけでも大変なのに、今度、弁護士さんを一応正当な理由で顧問弁護士さんが引き受けてくれる。8年、9年、相談を受けている。受けて立って、協力しようというそこにまで突っ込まれるというのは、私は異常な状態になっているのではないかなと思いますけど。それも全然別の奈良市の例をとってきて。こんなところで議論しているよりは、もっと他の議論をした方が、私はいいと思います。決して高い値段で契約しようとか、貴重な市民の税金で裁判しようと思っていませんけども、訴えられた限りは、稲垣議員も応援しているように、勝たないといかんわけでしょう。市民の付託を受けて。それだったら、必要な経費は使いたくないけど、使わざるを得ないじゃないですか。病院の議論をするんだったらいいけども、弁護士費用にまで議論するというのは、私ともう時間の浪費に近くなるんじゃないかと、これ以上は。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

4番に移りたいと思うんですが、私は、少なくとも。

○議長（橋 俊明君） その前に申しわけないです。竹中部長より、発言を求められておりますので、これを許可します。

○政策調整部長（竹中 宏君） 先ほど稲垣議員のご質問の中で、成功報酬の契約の話で、私、成功報酬はまだ契約ができていないという形で答弁させていただきましたが、2月5日に着手金と同時に、成功報酬の金額についても一応契約ができていう形でございます。中でも、本件が上訴等により受任範囲が異なる場合は、再度協議して、いわゆる金額を決定するという形で、契約ができていう状況でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） この3問の質問を終わるにあたって、私、3問の質問を行った本意というのは、本件のどうしても報酬金額が高額なので、住民監査請求とか起こらなければいいですけど、起こって、事業の推進に影響があるようなことがあってはだめだと思ったので、私はこの3問目の質問をさせていただいていますので、その点は市長、誤解の



ないようにお願いいたします。

では、4番目の質問に入らせていただきます。野洲市民病院整備の最新の収支計画についてお伺いいたします。

1番目は、平成29年から33年度までの企業債の各発行年度ごとの返済スケジュールについて再度確認いたします。この質問に関しましては、事業費の総額が前回の102億円から110億円に上昇しております。返済金額、スケジュール、返済金額について、若干の変動があると思いますので、再度、確認を求めるものであります。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の野洲市民病院整備の最新の収支計画についての中での企業債返還のスケジュールについてのご質問にお答えをいたします。

平成29年度から平成33年度の企業債は、総額で約98億円を見込んでおりまして、起債の内容によって償還年限は異なりまして、5年から30年の間となっております。元金償還額については、平成31年度から平成33年度までは合計約5,000万円を償還し、平成34年度以降は、毎年度、お示ししていますように、約3億円程度の償還予定となっております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 内訳、5年、30年の項目について、ちょっと教えていただいてもいいですか。何に対しての企業債なのか。5年、30年が。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 企業債の項目ということでございまして、もちろん建物もそうですし、医療機器もそうなりますので、そういったもので償還していくということでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 5年、30年の別でちょっとお答えいただきたいんですけど。年限によって内容が違うと思うので。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時18分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 失礼しました。5年、30年償還期限ということでございますけれども、医療機器等につきましては、もちろん償還、いわゆる機器ですので、更新5年とかいう形になりますし、起債償還5年という形になりますし、建物、これについては当然償還年限30年という形になります。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 収支計画の表だけだと、なかなか建設工事費が上がったりしているんで、中なので、個別の内容のところまで、ちょっとわかりにくかったので、補足資料として何か次の次回の病院委員会とかであった方が親切かなと、わかりやすいのかなというのは、これはちょっと公認会計士と協議をされていて、そういう話が出て、ちょっとありましたので、また参考にしていただけたらと思うのですが、その点どうですか、部長。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 可能な限り、また委員会の方で資料は、もしあれば、提出させていただきます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。工事費が110億円に今回なっているんですが、12月17日の野洲市民病院整備事業特別委員会の中で、今後の方針の中で現時点における資材価格の高騰を受け、工事費の増額が見込まれる状況であると。その上で、現時点における市場動向を考慮したものであり、今後、積算業務において、適正な工事費を算出するとあるんですが、これはちょっとわかりにくい説明だったんですけど、端的に言うと、まだ現在、積算金額は未知数ということで理解してもよろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 未知数というか、現時点での建設物価とか労務単価とかでははじけますけれども、まだ最終の実施設計が終わっていませんから、その時点でもう一度はじいて、次、発注に移るということになりますから、現時点では未知数ではなしに、今、はじいても仕方がないです、まだ発注できませんから。という過程にあるということです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これは、例えば基準内におさめていただけるということで理解してよろしいですか。基準内繰り入れの範囲でおさめていただくということで、理解してよろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 基準内繰り入れというか、全体の事業に対して、基準繰入額が決まってくるから、2分の1。だから、今回、前から示しているように、病院事業で半分、市が半分。市が起債償還にあたって、国からの交付金が半分入ってくるという大きな枠組みの中でやるわけですから、絶対額ははまだ決まっていないわけですから、その仕組みの中で行くと。2分の1、4分の1、4分の1という枠内で行くと、これははっきりしています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ちょっと私、心配事がありまして、返済スケジュールの中で、例えば今は組んでいますけど、予定が変わることを心配してまして、現在、事業計画を推進するための方策として、例えばこの事業推進の過程の中で、建設工事の過程の中での話なんですけど、市況によって、市場状況によって、建設業者から追加の工事費の費用が求められるといったようなことは、そんなことはないということで完全に理解していいのか。もしくは、補正予算案を再度上程する可能性があるのか。そこをちょっと心配なんです。現段階の返済スケジュールで行けるということで、お約束いただきたいんですが。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、お約束というか、今、日本の経済は動いています。私、いかげんなことをやっているわけじゃなしに、市場動向とか、いろんな動向の中で、私が今、何を約束できるかといったら、大きなスキームの事業費全体の中のさっき申し上げた枠組みは堅持しますけども、それ以上の枠組みというのは、これからいろんな変動要因が出てきます。昨日、北村議員にも申し上げたように。それを全て公開しているから、今、こうなっているわけで、今の時点で公開しなくて、よその自治体とか、国でも結構不透明です。オリンピックスタジアムなんて、どんどん上がってみたりとか、あれ、もっと敏感にやったら、もっと問題が出てきます。

私のやり方は、絶対秘密にしたいくないし、市民と一緒にやろうと思っているから全て出しているんですけど、その瞬間を約束されと言われたら、これは無理です。そこまで過酷に求められるんだったら、もっと情報も非公開で通常レベルでやっていかざるを得なくなります。今やっているから、ものすごく仕事が多いんですけど、そこに稲垣議員、はからずも言われたから、稲垣議員から膨大な情報公開を求められています。委員会とかで議長から請求していただいたら、それで済むんですけども、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

.....。こんなもんです。私もこの間、もう1回訴状を全部読んで、甲1、甲15とかいうのを見ましたけども、ほとんどが今言った資料で、こんな異例な裁判、ないと思います。まだまだこれからどんどん裁判資料が増えていく。事業をどんどんやっていきますから。おそらく補償額も今、これ、ご質問しておられる建設が出たら、また私に数十億を請求してこられるんだろうと思いますけども、個人の好きこのみでやっているわけと違って、本当に必要だと思ってやっているんですが、ここまでやるのかというふうに専門家も見ている異常な事態が今、野洲市で起こっています。これ、全国でこんなこと、ないと思います。決まった事業のさつきとくとくと何回も委員会でも、今もまたおっしゃった、奈良市の土地開発公社かだったか何かの決まってしまったものの議論だったら、これは簡単ですけども、どこへ出てくるかわからない裁判を受けようとしていただいているわけですよ。おまけに裁判費用までいろいろ議論するし、これにしたって約束せえと。それはできません、そこは。ただ、枠組みは絶対堅持します。

こんなやり方をしたら、滋賀県の今やっている美術館とか、そんなの全然成り立ちません。

以上、答えとします。

反問します。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時24分 再開）

○議長（橋 俊明君） ただいま市長より反問の申し出がありましたので、市長の反問を許可します。市長。

○市長（山仲善彰君） 基本的には昨日、北村議員にお聞きしたことです。同じです。稲垣議員は、野洲市民病院事業の計画に賛成なのか、反対なのか。賛成だったら、賛成で積極的なご意見をいただいているというふうに、私は思いますけども、反対であれば、これ以上、細かいことを聞いて、まだ聞かれるかもわかりませんが、基本的に意味がないと思います。.....

.....  
.....  
.....  
.....

.....  
.....。

ですから、議会の皆さんにお示ししました。訴状が出てきた段階で、内部で検討して。素案という段階で出しました。もう事業をすぐやめてしまう、裁判が起こった事業をやるのは厳しい、やめる。裁判が起こったから、今やっている実施設計までは仕上げる、予算をいただいているので。けども、新規予算は積まないと。これ、12月に内部で検討して公開をしています。

もう一つは、裁判が起ころうが、市民と医師会の期待、医大の応援を前提にして、事業を進めていくと。いろいろ議論した結果、今、最後に申し上げた案になっています。でも、本当は厳しいわけです。さっき言ったように。そういう中で、稲垣議員は、現時点で、この病院に対してどちらの考えを持っておられるのか。さっき言った2案。1案以外、いわゆる淡々と継続していく以外、2、3。順番でいえば、一番最初に言ったのと2番目に言ったのでいけば、すぐに野洲病院は消えてなくなります。ということを含めて、稲垣議員の野洲市民病院事業についての見解を、もう1回明確にさせていただかないと、こんな細かいことをやっても、市民にとっても利益がない。おまけに裁判が起こっているという前提で、野洲市民病院についての稲垣議員の明確な見解をまず述べていただきたいと思えます。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。  
(午前10時27分 休憩)  
(午前10時28分 再開)

○議長（橋 俊明君） 市長。  
○市長（山仲善彰君） わかりやすいように言いましたから、あえて多分言われると思いましたが、北村議員の発言の部分は全部削除をしていただきます。中身が伝わったらそれでいいと思って。あえてこれは戦略でありましたから。

○議長（橋 俊明君） ただいまの反問に対する発言を求めます。  
稲垣議員。  
暫時休憩します。

(午前10時28分 休憩)  
(午前10時29分 再開)

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。では、できるだけ丁寧に頑張ってちょっと答えたいと思います。

まずは今の現在の御上会野洲病院さん、民間法人であるので、私その経営の今後の方向性について、どこまで踏み込んでいいのか、ちょっとわかりませんが、ただ今の本市の置かれている状況を考えると、発言させていただいても社会通念上、妥当であるのかなと思いますのでお答えさせていただきますが、2010年から年数が経過しまして、10年経過しました。当初であれば、僕はまだ可能性は探ってはいたんですけど、やはり年数がこれだけ経過して、野洲病院、御上会野洲病院さんの対外的な信用力がなくなっているというのは、僕は明らかだと思っていて、御上会野洲病院さんが単独で事業を継続するということは、私は、まだ5年前、6年前であれば、ある程度方策によっては可能なのかなというふうな考えは持っていましたが、現在においては、大変実行が困難だと思っています。信用力の低下にしてもそうですし、信用力の低下から医師の派遣とかそういったもので、かなり単独で、先生なので調達という考えがちょっとふさわしくはないかと思いますが、人材、物品とも、更新費用にしても、調達することはほぼ無理だと思いますので、無理だと、まず単独では無理だと、私は今、考えております。

唯一可能性があるとするれば、市からの膨大な資金援助、損失補償ということになると思いますが、それも、現段階では5年前、6年前と比べると、より膨大な市からの援助が必要になってくると思うので、市と御上会さんとの関係だけでは、ちょっともう御上会さんが単独で事業を継続するというのは困難だと思っています。

次に、病院整備に関してなんですが、まず、計画に賛成か反対かというふうに言っていたいただきましたが、会派でもこれはいつも話し合っていることなんですが、あくまでも計画の妥当性を見させていただいて、是々非々で判断するとしております。それは採決結果に表れていますので、今、会派内では2対1に、私はちょっと反対していますが、2対1になっています。あとの2人は賛成になっております。

私が終始反対、今まで賛成できない理由としては、まず場所の問題と、病院事業の収支計画の内容とあると思うんですが、場所の問題に関しては、これは事前に協議していたので発言するんですが、田中議員にしても、僕にしてもそうなんですが、駅前自体がやはり反対なんです。個人的には反対なんです、今でもそれは私も思っているんですが、ただ、ある程度議会のプロセス、かなりのプロセスを経ております。その中で、駅前の整備

ということに対して反対だけど、これまでのプロセス、過程を見ると、受任しないといかないのかなど、消極的にかなり考えているところはあります。場所の問題は、今ので答えになっていると思います。

現在、私が賛成できない理由としては、収支計画の中身について、やはりリスクと危険性が高いということを常々申し上げております。今回、事業計画の時点修正、下方修正ですね。下方修正とプラス経営改善の計画が示されました。あとの一般質問の方で、これはまた述べさせていただこうとは思っているんですが、この運転資金の貸し付けを市長が出資に切り替えられました。それによって、経営の収支計画のシートが改善はしている。ただしこれは、出資に切り替えたので、市民に返ってこないお金になりますので、市民に追加で税負担を求めるということではあります。なので、以前に出ていた収支計画、病院事業の整備計画とは、少し全くまた内容が変わった計画を提示されたというふうに、僕は受けとめてはいるんですが、これについて、市民理解をまずは得ることが必要だと思っております。

さらに、このシートでは、61年度までしか書いてありませんけど、61年度以降に、また大型の設備更新の費用も入ってくると思います。

あとは気になる点で言えば、4年目の黒字についてなんですが、これは、これも公認会計士と協議をしていて、黒字は確かに、僕はシートをいただいた時点で気付いてはいたけど、黒字の金額が8万2,000円なんです。1人の人件費額にも満たない黒字ですので、この8万2,000円の黒字、単年度の黒字額をもって、市の広報に4年目から黒字というふうに広報を掲載するのは、市民の方に対する説明の仕方として、ちょっと不適切な要素があるのかなど。このシートを見る限りは、平成39年度の、少なくとも7年目から単年度黒字が、黒字に転換できると書くべきなのかなど。そこはちょっと説明の仕方として、もう少し配慮が必要だったのかなどと思います。

あと2点だけあるんですが、単年度の事業損益も重要ですけども、累積の損益です。こちらの方が、私は重視してしまっていて、累積の損失は解消ができるのが、このシート上でも平成59年なので、累積損失に関しては、平成58年度まで解消できないということ、市民の方に告知していただければ、こういうのがより説明責任になると思います。

あとは、病院事業収益の全体の総額、その算定基礎の係数にちょっと基準が、平成26年度の単年度収支の、前もお伝えしてはいたけど、単年度の収支に係数を掛けて成立させていますので、この数値が少しでも甘いと、全体の収支計画が大きく狂ってくると思

いますので、そのあたりが懸念材料になります。

以上、全て疑問点についてはこれで、思いは説明させていただきました。

○市長（山仲善彰君） 病院事業に対する最終的な判断を聞いているわけです。財務分析みたいなのは聞いていません。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時38分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。先ほども申し上げましたが、是々非々で会派内で判断はさせていただきますけど、現段階の収支計画の中身については、市民の方への理解が、リスク説明が不十分ということで、そのリスク説明がきちんと行われていないというふうに私は思いますので、そういう前提であれば、現段階の計画については賛成することがなかなか難しいのかなと思います。やはり、賛成するために、賛成要因としてリスク説明について市の広報等でもう少し踏み込んでいただいて、市民の方の支出、負担は今後増大する可能性をきちんと納得していただいた上で、進めていただくということであれば、賛成に転換できる要素はありますが、現段階の市のリスク説明の対応について、前提であれば、賛成することはできません。

○市長（山仲善彰君） 答えになっていません。稲垣議員にはリスクは説明してあるわけだから、稲垣議員はどうかを聞いているんです。答えになっていない。説明します。全部公開しますから。説明がしてないからじゃなしに、リスクがあるから反対だったというのだったらわかるし、リスクは回避できるという判断だったら賛成というのもわかるけども、そこを今、ここまで来ているんだから、そこを答えてくれないと。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 現段階では、この出資額についても、この7億円で、私はおさまるとは思っていないので、この事業収支計画が悪化する可能性というのは非常に高いと思って、現段階よりも悪化する可能性が高いと思っていますので、今のこの計画では賛成することはできないと思います。

市民へのリスク説明がない現状であれば、賛成することはできないと申し添えます。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。



(午前10時40分 休憩)

(午前10時41分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲垣議員。

○10番(稲垣誠亮君) でも、やはりリスク説明を市の広報で載せていただけるというのは、大変ありがたいことだと思います。本当にそれは市民のためにどちらの方向に進むとしても、本当にいいことだとは思ってはいるんですが、リスク説明について、より詳しく載せていただいて、市民の方が納得していただける状況にあったときは、賛成に転ずるのが本筋かなと思います。これで、答えになっていると思うんですが。

○市長(山仲善彰君) なっていません。納得されたかどうかというのはどうして確認するんですか。議会の議決だから、議員さんに私は熟議して判断していただきたいいうて、ずっと逃げていってますよ。でも、これ以上やっても仕方がないので、朝のあれで枝葉末節にしておきます。

○議長(橋 俊明君) 反問はこれで終了します。

引き続き、稲垣議員、質問を続けて下さい。

○10番(稲垣誠亮君) わかりました。では、2番目の質問に入ります。平成33年度の収支的、収益的収支の特別利益、土地売却の価格に修正はないか、再度お伺いいたします。

○議長(橋 俊明君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 修正はありません。

○議長(橋 俊明君) 稲垣議員。

○10番(稲垣誠亮君) わかりました。では、同年収益的収支のその他特別損失、4億6,000万円の内容について修正はないか、こちらも再度、確認いたします。

○議長(橋 俊明君) 市長。

○市長(山仲善彰君) 修正はありません。

○議長(橋 俊明君) 稲垣議員。

○10番(稲垣誠亮君) わかりました。あと、最後にこれ、締めくくるにあたって、残余財産の計上が今、中止されていますけど、医療訴訟等債務を今現在、資産調査、DDで調査されているということもあると思いますけど、この承継資産が大きくプラスではなくて、マイナスになってくると、また全体の収支計画が変わってくるとは思うんですが、そ

ういったことは、マイナスになるようなことはないと理解してよろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） マイナスというのは、債務が超過するというマイナスなのか、今、お示ししているよりも減るのか。

○10番（稲垣誠亮君） 債務超過になるということです、承継が。

○市長（山仲善彰君） 今現時点で確認しているのでは、債務超過にはならないという判断ですし、債務超過になるんだったら、もう既に野洲病院は今、存在し得ないぐらいに厳しいと思いますけど。だから、ならないという判断です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、最後5番目の質問に移ります。永原御殿の史跡の整備計画、活用についてお伺いいたします。永原御殿の史跡についてですが、歴史、国史跡指定と、保存整備の平成28年から30年度の評価、今後の目標を含めた整備計画について、教育長にお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 稲垣議員の永原御殿史跡の整備計画、活用についてのご質問のうち、1点目の史跡指定と保存整備の平成28年から30年度の評価と、今後の目標と整備計画について、お答えいたします。

野洲市永原江部にあります永原御殿跡遺跡は、江戸時代前期に徳川家康、秀忠、家光の3代の将軍が上洛する際に宿泊した徳川将軍家の専用御殿です。特に、3代将軍の家光が1634年、寛永11年に上洛するにあたって、大規模に拡張し、本丸、二の丸、三の丸、計約4ヘクタールに及ぶ城館に整備されました。現地には、土塁や堀張りが残り、当時の姿をよくとどめています。また、平成29年度の発掘調査では、絵図のとおり、御殿の建物跡が見つかりました。このように永原御殿跡遺跡は、現地と絵図、記録が良好な形で残されており、野洲市にとどまらず、全国的にも近世を代表する貴重な歴史、遺産であると評価できます。また、昨年2月の発掘調査説明会には、実に400名以上の方がお見えになるなど、高い関心を示されています。

この永原御殿跡遺跡につきましては、平成28年度に市として保存整備方針を明らかにし、計画表を作成しました。平成29年度からは、絵図や文献資料、古文書などですが、発掘調査といった調査を実施し、平成30年度には、それらの成果を報告書に取りまとめ

ています。そして、来年度、地権者の同意を得ながら、国への史跡の申請を行う予定です。

なお、平成28年から30年度の評価としましては、計画どおり進捗しています。

今後は、次年度に国史跡の指定を受けた後、国、県の補助を得ながら、その公有化を進めていきます。また、それとともに、保存活用計画などの策定を進め、本丸から順次、発掘調査、整備実施設計、整備工事を進めていく計画でございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 議長、済みません。先ほどちょっと少しだけ、1点だけちょっと取り残したことがあったのですが、ちょっとお聞きしてもよろしいですか。

市長、済みません。先ほどの件で取り残したことが1点だけありまして、お伺いできたと思うんですが、先ほど事業推進の過程の工事が竣工した後に、工事費の増額の可能性が否定されなかったんですけど、例えば当初の工事の契約書の中に、追加工事費についての特別条項を入れていただければ、途中で工事費が、例えば竣工して進む中で、追加負担を求められるということはないと思うので、そのあたりを入れていただくことをお願いしたいんですが、そこはちょっとまだ判断できませんか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 不思議なことをおっしゃると思うんですけど、契約というのは、対等の双務契約ですから、そんな条項は入れられないと。何か変ですよ。ずっと。わざわざこんなしょうもないという失礼になりますけども、建設契約、私、ある程度知っているつもりですけども、通常の民法契約と少し違う要素もありますけど、基本的に民法の契約であって、客観的な条件の中で、状況の中で、条件、状況の中でいろんな価格が上がったら、それは協議した上で、上げてやらないとだめであって、あらかじめこの額で永遠に最終までやりなさいと、これを入れなさいというのは、不当な要求になるので、入れていただきたいと言われても、私は入れたくても、入れられないと思います。ぜひ、もうちょっと、コンプライアンスが高い観点でご議論いただきたい。聞いて、何かかえって価値を落としますよ。判断を。本当に。これ、今言っていること、すごいことなんです。契約で相手さんを対等じゃなくて、縛りなさいと言っていることであって、あなたが言っている、さっきの弁護士さんの契約というのは、そういう観点で言っているわけですね。いわゆる昔の強権的なお上意識で、契約に縛りをかけよと。

いずれにしても、今言ったとおりです。

○議長（橋 俊明君） 市長、ちょっと時々過度な表現をされますので、しょうもないとか。そういった表現。ちょっと控えていただくようお願いをしておきます。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。私は、先ほどの契約条項の話は、特に一般的な商取引の中で、契約をする目的、内容によっては、一般的に市場で行われていることだと認識していますので、何もパワハラとか、強権的とか、そういったことには、私はあたらないと思っていますので、思っております。そのことについては、ちょっと、今先ほどの市長の答弁は私は不本意だったので、それは申し添えておきます。

そのことについて、訂正だけをお願いできますか。その部分は。いただけないですか。もういいです。次に行きます。

次の、先ほどの5番目の質問に戻らせていただきます。

では、2番目に移ります。文化財保護法改正及び地方教育行政法も改正され、基礎自治体が文化財を保存するだけでなく、積極的に活用していく方向に方向転換、方針転換しています。永原御殿を保存するだけではなく、積極的な発信を行い、観光資源や地域学習環境としての活用が求められると思いますが、維持、管理計画についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 文化財保護法一部改正と文化財の観光資源や学習環境としての活用と維持管理計画についてのご質問にお答えいたします。

永原御殿跡遺跡の維持管理計画につきましては、史跡指定後に管理活用計画を策定する必要があり、この中で明らかにしていく予定でございます。維持管理は、整備手法と密接に関係しております。整備は、基本的に建物復元までは考えておらず、全容が理解でき、維持管理が容易な整備を行い、観光資源も含めた貴重な地域の財産として、祇王自治連合会、妓王まちづくり推進協議会と共同して、その管理活用を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これは、教育委員会さん所管ということで、進めていただいていると思うんですが、これ、観光とか、地域の学習環境ということで、縦割りではなくて、例えばこれ、環境経済部の横との連携、そういったものを踏まえて、事業を捉えて進められているような部分というのはあるんでしょうか。もし、できたら。教育長、お願いいた

します。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） こうした文化財の情報は、環境経済部とも情報を共有しておりますし、本年、先月6日に開催しました総合教育会議でも、歴史文化遺産の活用についてをテーマにした議論を行ったところでございます。商工観光課で作成されました観光パンフレットの地図にも、永原御殿跡を明記しております。今後、永原御殿跡は、国の史跡指定を受けるべく手続を進め、本市の貴重な歴史的財産として、後世にもきっちりと残せるよう、整備してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 例えば、平成32年度以降とかで、何か横との連携で、具体的な新規事業として、もう今の段階なので、イメージとか、イメージできているようなことというのが、もし内々に何かもしあれば、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほど申し上げましたように、国史跡の指定を受けた後、その計画を考えるとというふうにしておりますので、今のところ、まだそこまでは具体的には考えておりません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 例えば、積極的な利活用ということで、そこは強く、強く強くお願いしたいと思うんですが、そこ、決意というか、そのあたり、もし示していただければ。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 現在でも、時々ですが、永原御殿跡を訪問される方もおられます。地元の方が少し説明いただいたりとか、そういうこともございますし、それから、先月の末ですが、県でもウォーキングをされましたときにも、100数十名の参加もありましたし、興味関心はたくさん持っておられますので、ぜひともここは、商工観光課と連携しながら、地域の皆さんの野洲市の大きな財産ですので、その活用はもちろんやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、最後、3番目に移らせていただきます。地域の文化財を未来へ継承することは、現在を生きる我々の責務であると考えます。本市として、文化財の保護と保全に万全を期すためには、専門職の養成が欠かせないと思いますが、この点、教育長にお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 文化財の保護のためには、専門職の育成は欠かせないことであると思っております。本市におきましても、文化財専門職員、それから博物館学芸員を配置しています。また、こうした専門職の養成もさることながら、次世代を担う子どもたちにも、教育の中で本市の文化財に触れ、愛着を持って地域の中で文化財を保護し、支える人材育成につなげていきたいというふうな、そういう意味での取り組みも大切であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） たまに、新聞とかで博物館の学芸員さんの方が記事には出てくるとは思うんですが、本市では、学芸員さんの在籍人数というのは、何人。すぐにはわからないですか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 済みません。今、ちょっと手元に資料がないので、また追ってお知らせしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） そのあたりで、後輩さんへの教育なり、研修なり、そういったことも積極的にお願いしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、今回の代表質問、これで全て終了いたしましたので。

（「議長、発言を求めたいです」の声あり）

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） 先ほど反問の際に、市長がちょっとおっしゃっていたことに対してなんですけど、戦略的に北村議員の訂正に対してやったとおっしゃいましたね、この場で。おっしゃいましたね。それを、すごく問題だと思うんです。悪いと思っていて、訂正しなければならないことを自分の目的達成のためにやって、後で訂正すればいいわというような発言を市長がされるというのは、これはすごく問題だと思うんです。さっき、市長、

マナーが大事とおっしゃいましたね、冒頭に。そこに、全然整合性がとれていないと思うんですけど、そういう何か人の尊厳を傷つけても、後で削除すればいいやというような、そういうことなんですか。説明を求めたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員から訂正を求められなければ、それもありだと思っていました。求められたら、何もやぶさかではない。朝も言いましたように、稲垣議員の発言取り消し、私は必要はないと思いました。気の毒に、議長、正副議長、相談に来られました。でも、私、最終的には消してもいいと。だから、議論の中でいろんな情報量を付加するという意味でやっているわけで、何も人をけなしたりとかじゃなしに、お話をするのにわかりやすく言ったわけで、戦略というのは、何も悪い意味じゃなしに、いわゆるメソッドとしてやっているわけで、何も問題ないと思いますけど。私としては、何も間違ったことを言っていないと思いますから、例を引いた方が、今、今議会の中の議論ですから、昨日のご質問の内容のことを言った上での方が、稲垣議員がより理解されると思いました。それでも随分てこずっていました。私、何も、休憩をとってもらって、反問の軌道修正を本当はしたくないんですけども、私としては的確に賛成なのか、反対なのかを聞いたのに。

○10番（稲垣誠亮君） 僕はきちんと答えています。

○市長（山仲善彰君） 答えられていません。

いずれにしても、私のやり方に何も問題ないと思います。

○議長（橋 俊明君） 田中議員。

○9番（田中陽介君） よくあるんですけど、市長が人のことを自分の言葉で語られるときに、必ずしもその人のことを100%理解しているわけではないのに、さもそれが当たり前かのように話されるときに、こういうことが割と起こりやすいと思うんです。だから、私はこう思うというのだったらいいんですけど、まるでそれが常識というか、事実のようにしゃべられるので、このようなことが起こると思う。その表現の仕方の問題だと思うんです。あとは戦略的という言葉も、語弊を招く可能性があるので、よろしくないと思います。

これは僕の見解です。それは議長、判断していただいてもらってもいいですけど。

○議長（橋 俊明君） 先ほど、質問がございましたので、教育長より答弁を求められておりますので、答弁をお願いします。

○教育長（西村 健君） 先ほどの専門職の件でございますが、文化財の専門職の技師が

6名、それから、学芸員が3名、その他違う部署にありますが、それが2名ということでございます。一応資格を持っております、2名。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。では、学芸員、技師さん。あと誰でしたっけ。

○教育長（西村 健君） その他の専門職。資格を持っている。

○10番（稲垣誠亮君） 専門職ですね。より深く研修を行っていただきたいと思っ  
ているんですが、その点、どうですか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） もちろんお話のように、しっかりとそこをやって、対応して  
きたいというふうに思っております。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。では、終了いたします。ありがとうございます。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、みらい野洲、第11番、山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 第11番、山本剛です。それでは、みらい野洲を代表しての代  
表質問をいたします。大きく2点について、ご質問をいたします。1点目につきましては、  
子どもの命を守る政策について、そして、2点目につきましては、教育方針について質問  
をいたします。どうかよろしく願いいたします。

まず1点目でございます。子どもの命を守る政策についてということで、最近も社会問  
題にもなっております虐待、子ども虐待から子どもの命を守るための政策について、ご質  
問をいたします。野洲市はこの間、生活困窮者自立支援や発達支援教育、市民病院整備事  
業、あるいは国道8号バイパス整備や湖南幹線整備、新クリーンセンターの整備と、それ  
に伴う余熱利用施設の整備事業計画、学校の耐震化や学童保育の充実、ICT教育など、  
さまざまな課題に取り組み、相当の成果を上げてこられたと実感をしております。さら  
には、花火大会や「オクトーバーフェストやすJAZZ UP!」など、にぎわいづくりの  
取り組みも定着してきていると思います。また、私が以前一般質問で取り上げましたL  
G B T等に関しましても、性的少数者への配慮について、印鑑証明書の性別表記の廃止、住  
民票記載事項証明書の性別表記についても、本人の選択により非表示可能とされるという



ことで、スピード感のある先進的な取り組みをされています。

中でも、生活困窮者自立支援の取り組みについては、全国的にも先進市として、全国から連日のように視察に来られているという状況です。現在、格差社会が進み、自己責任と何を言われるかと思いますが、私は決して自己責任で済まされるものではないというふうを考えております。そうした中で、行政がセーフティーネットを備え、社会的弱者と言われる人たちを支援、あるいは救済することは、至極当然のことであり、セーフティーネットを活用して、社会的に復活するシステムが求められていると考えています。

そこで、社会的弱者ということと言いますと、やはり私は、子どもが最も社会的弱者。これは、社会的ということだけではなく、経済的にも、また他の面でも弱者であるというふうに思っております。子どもたちが安心・安全な暮らしが送れるよう、行政としても最大限の努力をすべきと考えております。市政方針におかれても、一番に豊かな人間性を育むまちにおいて、子どもたちの快適な学習環境の提供や安心・安全な居場所づくり、障がいのある子どもへの教育支援、そして、不登校や生活困窮などの子どもが置かれている生活環境の問題解決に向けての取り組みについて述べられています。

ただ、社会に目を向けてみますと、残念なことに、子どもが虐待により命を奪われる痛ましい事件が次々と起こっています。2018年3月、東京都目黒区で、両親から虐待を受けた5歳の幼児がノートに、お願い、許してと書いて亡くなった事件や、今年1月に、千葉県野田市の小学4年生の子どもが、父親からの虐待により亡くなった事件。この子どもが虐待されていることを学校のアンケートに記述をしていたということがあります。こうした事件は、まだ多くの人の記憶に新しいと思います。特に、野田市の小学生のこの事件につきましても、関係機関の対応のまずさ等もありまして、本当に不幸にして子どもの命が奪われたという痛ましい事件でありました。亡くなった子どもさんのご冥福をお祈りするとともに、私たち大人が子ども虐待を少しでもなくしていくために、どうしたことができるのかということをおとんと共に考え、行動に移していきたいというふうに思っております。

また、乳児が揺さぶられて脳に損傷を受け、亡くなる事件というのも複数起こっております。これも、虐待に含まれると考えられます。こうした事件が起こらないようにすることが、私たち一人ひとりに求められると、求められているというふうに考えております。野洲市におきましても、子どもに対する虐待は存在しますし、相談件数もかなりの件数になっているというふうに聞いております。

そこで、以下の点について質問をいたします。

3点質問をいたしますけれども、まず第1点目でございます。先ほど述べました5歳の幼児、小学4年生の児童が虐待によって命を奪われるという悲惨な事件が起きました。この事件について、どのように受けとめておられるか、お聞きをいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） みらい野洲を代表しての山本議員の虐待についてのご質問にお答えをいたします。

まず、今ご指摘ありました痛ましい事件、本当にあってはならないですし、二度と起こしてはいけない、深刻な事態だと思っています。今日の朝刊にも、またその続報が掲載されていまして、あの事件、象徴的なので大きく報道はされていますけれども、残念ながら、報道もされない、あるいは事件にもなっていない出来事も多分あるのではないかなど。今の日本の全体から見ますと、残念ながら氷山の一角ではないかなどと思っています。

野洲市におきましても、虐待は本当に増えております。私も市長になってすぐに注目というか、関心を持っていたので、職員と一緒に取り組んでいます。10年前、80件ぐらいだったと思っていますが、そんなはずはないだろうというので、家庭児童相談室、これはなかったんですけども、あえて設置をして、専門職員も置いて、そして、いわゆる要対協にも大学の先生に入っていて、組織も立ち上げて、これまで進めてきました。一時、本当に倍々ゲームで増えていまして、80が100数十件、そして、200件云々で、現在。あとちょっとお問いかけがあると思いますけれども、一回り前が450件だったのが、今、直近のデータをもらっていますけれども、489件ということで、前年度よりまた39件も増えています。増えているのは悪いのですが、体制を整えて、そして、市民、民生委員さん、そして、学校、多様な対応で、早期に発見して対応しているから、増えているということかなどと思っています。組織的に言えば、今、申し上げました中心になるのは、健康福祉部の家庭児童相談室です。ここには、専門職員とある程度キャリアを経た職員を配置しています。今年度も強化いたしました。来年度も件数が多い、あるいは仕事量も多いということで、可能であればスタッフの充実を図りたいと思っています。

一方では、スクールソーシャルワーカー、これも市費で、他市と比べると格段にたくさん配置をしています。残念で、本当はもっと国とか県の対応なんです。先般も国会議員さん、県内の選出の国会議員さんに来ていただいて、話していただきましたら、国はもう少し対応していますよと。滋賀県が、裏負担が大変だからやっていないんですよということだっ

たので、市長会でも県に求めているんですが、約束されているんですけども、依然増えない。県費はまだ1人であります。今年から先ほどもご質問あって、一段はということなんですけど、スーパーバイザー、去年からある程度配置はしていますが、正規にスーパーバイザーのスクールソーシャルワーカーさんも配置して、一段強化をしていきたいというふうに思っています。

あと、子育てコンシェルジュの配置等々で機関連携、そしてできるだけ早い段階でサイン、シグナルを受け取るということで、生活困窮者とあわせて対応をしております。生活困窮だけが原因ではないんですが、プライバシーをきちっと確保した上で、統計的に見ますと、いわゆるネグレクトは所得との相関関係があります。身体的な虐待は余りないので、ただ、おそらく、いろんな要素があるんですけども、親の子どもにかかる期待の大きさから逆に虐待に至るとか、ですから、身体的な割合、貧困だからというよりは、それもゼロではないんですが、期待が過剰で、身体的な虐待に至っているケースもあります。ですから、全く個別事由なので、虐待はどこでも起こり得るんですが、どこでも起こり得るという観点で行くと見逃してしまうので、やはり丁寧に、個々の事象を捉えて、どこを解除していけば起こらないようにするかということが大事だと思っています。

それと、今、国レベルでは、児相の職員さんを増やしたらというんですけども、私たちから見ていますと、児相も大事なんですが、本当に市町の対応を強化していかないと、児相はある意味で緊急で言えば一次救急の二次救急か三次にあたりますけども、一次である市町の体制、これを徹底的に強化していかないと、防げないのではないかなと思っています。野洲の場合は、今申し上げたように、専門家に協力してもらって、関係機関に協力してもらって、職員に頭が下がるぐらいに職員、頑張ってくれています。それによって、一定の対応はできていると思います。

数値的に言えば、件数は、全国統計は、残念ながら出ていないんですけども、県の数字で見ますと、野洲の数値は2倍ぐらいになっています。いかにきめ細かく対応しているかという、これがそこで表れてきているのではないかなというふうに思いますので、野洲では、決してああいうご指摘の事態を起こさないように、皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っています。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今、市長にもお答えをいただきましたとおり、本当にあっては

ならない。これははじめ等もそうなんですけども、本当に子ども虐待というのはあつてはならないことであり、おっしゃったように、やっぱり氷山の一角というのは、私は非常に的確な捉え方をされているなというふうに思いました。特に、野田市の事件の場合、親が虐待を隠蔽していたというようなこともありますので、そういったことを、私は決して今回のケースだけではないと思いますし、市長、今おっしゃいました、氷山の一角というのは、本当に適切な捉え方であるなというふうに思っております。

それから、野洲市の件数が増えている。これはおっしゃったように、私も増えないことが、逆に言ったら、今日的な状況でいいますと、今日の厳しい社会状況の中で、子ども虐待が、不幸なことなんですけれども、増えて当たり前のような社会状況。大人自身が厳しい状況に置かれている中で、子どももやはりその影響を、マイナスの影響を受けてしまうということは、皆さんもよくおわかりかなというふうに思います。

そういったことでいいますと、早期発見できるような体制、あるいは発見した場合の後のケアの充実。私、ちょっと不勉強なところもあって、今、市長に教えていただいたんですけども、国の方は、かなりいろんな事件等もあって、体制なり、充実をされているという中において、ちょっと県の方がちょっと遅れているといたしますか、ちょっとまだ力が入り切れていないかのような状況やということをお聞きまして、ちょっと私、びっくりすると同時に、もう少し県も頑張っていたらいいかなと、国なり、市町だけに任ずということは、これはちょっと県なり、県教委、もう少しやっぱり頑張っていたらいいかなということも思いました。

先ほどおっしゃった体制の問題で、いろんな関係者を充実させていただいているということで、これはやはり私は大事なことであるなというふうに考えております。ちょっと私も、他の国のこともちょっと見たんですけれども、例えば、アメリカでしたら、子どもに対する保護と親に対する支援を分けているというようなこともちょっとインターネット等で調べてわかりました。それでいいますと、先ほど、市長がおっしゃいました日本の場合、いわゆる児相、児童相談所が両方担っていただいているということで、どうしても手薄になったり、対応が遅れたり、不十分になったりとかというようなことがありますので、そういった部分を、これからやっぱり市町、特に野洲市、先ほど答えていただいたスクールソーシャルワーカーでありますとか、スーパーバイザーでありますとか、あるいはこれはちょっと今日的な呼称といたしますか、名称と思うんですけども、子育てコンシェルジュといった関係者の方、それから、従来の民生委員さんや児童委員さんや、そういった方も、

これまで以上に連携をとっていくことが求められているなというふうに思います。1点目、非常に心強い回答をいただいたなというふうに思っております。

それでは、2点目の方に移りますけれども、市長もおっしゃったように、決して野洲市も子ども虐待はないことはないどころか、現在も3桁になっているということでお答えをいただいたんですけれども、現在の野洲市の子ども虐待の現状とその対応について、お答えを願いたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、ご質問いただきました市内における子ども、児童の虐待についての概要、お答えをいたします。

さっきも申し上げました、まず件数でいいますと、本当に急激に増えていまして、平成29年度で450件、平成30年度は、1月末現在ですけれども、既に489件となっています。これ、まだ年度は終わっていませんから、1月末現在です。まだ伸びると思っています。本当に異常だと思っています。通常、統計は例えば不登校とか、いろんな児童の統計は、件数で捉えています。犯罪もまさにそうでした、同じ方が何回もあると、それが件数に上がってきて、多いなと思うと、実際は数人の方の行いが件数で膨大になる。そこが解決するとがくっと落ちると。犯罪もよく似てるんですけど、これは人での件数ですから、野洲の子ども、1年齢500人ということから考えると、この約500件というのは、500ケースですから、お一人に本当に何日もとか、関わっていますから、本当にすごい状態だと、私は思っています。

それと、要因につきましては、今、把握していますのは、やはり育児への不安。親が悪いというよりは、なかなかサポートがないから、あるいは自分が経験がないからという不安、保護者の養育力の不足、そして、生活困窮、家庭のさまざまな課題等々がありまして、これも1つではなくて、それが絡んで複雑化しているということが、今まであたっているケースから見るとうかがえます。

これに対しまして、市では、まずやはり子どもの保護者に関わっています健康推進課、保育園、幼稚園、学校等、そしてこれらが子どもの異変や家庭の抱えている課題に一番接点がありますので、そこが把握に努めています。また、要支援、要保護家庭につきましては、要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携しまして、定期的な情報共有を行い、家庭の課題の整理、役割分担による面談や訪問、制度の活用等によって、家庭環境の整備や支援を行っており、虐待が重篤化することがないように取り組んでおります。特に、要と

なる家庭児童相談室におきましては、家庭訪問、面談を通じまして、指導、助言、相談等の継続支援、そして急を要する場合の夜間、休日の対応等、本当に実質24時間、土・日なしで職員が動いてくれています。それによって、虐待のリスクの軽減に努めています。しかし、この件数の増加と職員体制、充実はしていますけども、単純に計算して割り切りますと、とても職員が足りないという実態になっています。

このような現状に対応するため、先ほど申し上げましたように、国の今、着目は児相になっています。これは、私も本当に国家を挙げてやるべき仕事ではないかなと。本当に深刻です。少子高齢化。少子と言っているのに、なぜ日本でこれほど、せつかく生まれて育っている子どもたちに、単なるいじわるじゃないわけです。命の危険にまで及ぶ、あるいは成長の妨げになる。伸びやかな人間としての成長をあえて妨げる事態が、それも一番身近な、保護し、育てないといけない保護者、家庭環境の中で起こっているという、これは他を置いても取り組まないといけない課題だというふうに思っていますし、野洲で行えることは可能な限り、行っています。ただ、やはりスタッフとか財源とか、限界がありますので、そこをどうするかは、ぜひ国レベルで考えないといけない。

それともう一つは、虐待が起こっていますから対応していますけども、これは当たり前ですけども、本来、火事があったら消火ですが、防火をしないとイケない。今、防火対策は基本的にありません。野洲市が位置付けている防火対策、防災対策が生活困窮者ということで、連動して始めているわけで、国では、ようやく野洲市をモデルにして、生活困窮者自立支援法が何年か前にできましたけども、まだまだ全国的には広がっていない状態です。虐待防止、いじめも連動していますけども、まずは事象に的確に対応するのは当たり前。火事あって、ホースを持って消しに行くのは。でも、それだけでおさまらないので、本当に総合的な対応が必要です。

それともう一つ重要なのは、ドメスティックバイオレンスとほとんど連動しています。子どもさんだけが虐待されているわけではなくて、一番冒頭にご指摘になった、あの事件も、お母さんが先に暴力を受けていた。結局その連動として、子どもさんに行っているというのは、報道で知っている限りそうですから、家庭の暴力を含めて対応しないとイケない、これをいかに社会化していくのか。家庭の問題じゃなしに、社会の問題として捉えていく対応が必要かなと思っています。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） もう今、お答えいただきましたとおり、本当に健康推進課を中

心に、関係者、早期発見できるような体制も組んでいただいているということですし、面談や指導や相談やといったようなことにも対応していただいている。24時間、夜間も休日も関係なく、1年365日、対応いただいているということで、本当にしっかり取り組みをしていただいているなということを改めて認識をいたしました。

そしてまた、今、市長がおっしゃいましたように、やはり大事なことは、まずは防止ということでございます。その防止につきましても、今、答えていただいたように、面談でありますとか、相談でありますとか、いろんな支援でありますとか、そういった部分がきちんと個々人の方に届くように、継続した取り組みをお願いしたいなというふうに思いますし、今、答えていただいたように、決して、起こっていること自体は、DVも含めてそうなんですけども、起こっていることは、個人の家庭なりで起こっているんですけど、やはり私は、代表質問でも取り上げたのは、これはやはり社会問題であるというふうに捉えておりますので、代表質問として捉えたと。しかも、近年、本当に件数が急増して、市長がおっしゃいますように、本来は、子どもたちの育ちを担っていくべき保護者が、最悪な場合その子の命さえ脅かすという、非常に少子化の中で、大切にされなければならない存在である子どもが、逆に、安心・安全とは真逆なところで命まで奪われるような、そういう厳しいようなことが起こっているということで、問題意識としては市長とも私は認識を同じくしておりますし、継続して取り組みをお願いしたい。また、先ほどおっしゃたように、国がかなり本腰を入れているということですので、そのことについて、県の方が少し遅れているということですので、市長も、今、市長会の会長もされておられますので、そういったところででも、県にも依頼といいますか、お願いもしていただけたらなというふうに考えております。

それでは、3点目の質問をさせていただきます。

子ども虐待を未然に防ぐための政策に関して、具体的には現在、取り組まれている相談や支援等をより充実させることはもちろん、より実効性のある施策が求められていると思えます。野洲市は、今まで三方よし人材バンクや債権管理条例、くらし支えあい条例など、野洲モデルというべき斬新な施策をつくってこられました。今議会におきましても、市街化調整区域内の旧宅地の利用を可能とするための条例改正案を提出されています。そうしたことができる野洲市であるなら、子ども虐待防止に関しても、野洲市独自で新しい政策、施策をつくることについて可能と考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ただいまのこれからの虐待含めて、家庭なり、子どもたちの健全な成長を支える取り組みですが、先ほども申し上げました、なかなか特効薬はありませんので、まずは起こる事象に対して丁寧に行っていくということで、今、ご指摘いただきました、さまざまな支援策をより強化していくということだと思っています。今も上げていただかなかったんですけど、Y a S c h o o l という、生活困窮者の児童の学習支援も、これも全国レベルで見れば、かなり早くから進めていますし、こういったことも、今後も充実をしていきたいと思っています。

今まで行ってきた中では、現場での対応とあとやはり生活困窮では就労という、仕事というところに着目をしてきています。もう一つ大事なのが、やはり住環境、ここが見過ごされているので、今回も市営住宅の計画を、久々です。今まで市営住宅、余り積極的に取り組んできていません。私もずっと問題視はしていたんですが、学校の耐震化、学校の装備ということで、一定の目処が立ったので、あえて計画を打ち出して、そして、改築ですけど、新規に今、ご提案している市営住宅を整備していこうと。やはり、生活が厳しい方にきちっと住まいを提供できるというのが大事です。民間住宅を市営住宅化するという制度があるんですが、全国的にこれ、広がっていません。問題がありまして、家賃が毎年下がっていくという制度になっています。市営住宅、同じなんです。これはあり得ない。2、3年から5年ぐらいは同じ料金でいいし、万が一何か傷んだら、お金をかけて修繕する。でも、これが更新とか、よほどの大規模改修でないと、料金をもう1回リセットできない。ということは、投資ができないので、野洲市も、一切ほとんど手を加えていない老朽化住宅がありまして、実際、戸数の割には、お住まいがいただいていない。ニーズはあるんですけども、住めない住宅。エレベーターはない。お風呂もかなり貧弱。ここに従前から着目しているんですけど、今回はきちっと住宅政策をしていこうと。

覚悟の上でということで、住対策に力点を置くのが、これからの新しい取り組みですし、今もう一つ内部検討していますのが、保証人さんが要るわけです。なかなか原課とずっと議論してまして、保証人お二人をいただくという制度になっているんですが、私は保証人はもう要らないのではないかとということで随分やっているんですが、ようやく職員さんも理解してくれて、保証人さんをなくそうと。国の方も、数年前に通達で、生活が厳しい方にとっては、保証人さんはなくしてもいいというふうにしていますし、昨年度ももう一段踏み込んで、一定の条件の中だったら、保証人さんをなくすということなんですけども、じゃ、保証人がとれる方からいただいているのかどうか。無理して保証人さんを確保され



に行くわけです。負担なので、市営住宅を申し込もうと思っても、とても自分はそういうご親戚とか兄弟がなければ、保証人さんを確保できないとなると、入り口部分で市営住宅の申し込みをされない可能性もあります。現に、滞納の方はおられるんですが、保証人さんからいただいている、実質いただいているというケースを調べてもらったら、ほとんどありません。ということは意味がないのではないかと。逆に、入り口で保証人さんをいただくということが、生活困窮あるいは住宅困窮しておられる方に門前払いをしているのではないかとということで、まず安心していただける住宅を物的に整備するとともに、保証人制度を、今ここでなくしますとは言えませんが、内部検討で、国の基準よりももっとすかっとなくすことと。かといって、モラルハザードで、滞納して済むというふうにならないような形で思っています。

保証人さんの議論をしていますと、ちょっと長くなりますけど、大事なので申し上げますと、保証人さんには、弁済はしてもらっているケースはないけども、住んで滞納している方は、保証人さんがいると、保証人さんに迷惑をかけると悪いから、保証人さんがあって、何とか苦勞して払っておられるというんですけども、これは、今度は市民全てが保証人さんになるわけで、まちを歩いていて、この方からの支援を受けて、私は滞納してお金が動いているという方が、余計滞納の方には思いが伝わるのではないかとということも含めて、住宅の整備と保証人という制度もなくすことによって、市民が安心していただける取り組みも今、1つ考えています。

他にも含めて一層市民が安心して住んでいただけるような取り組みを、ぜひ行っていきたいと思っています。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） ありがとうございます。非常に心強い回答をいただいたなというふうに思っております。本当に、子どもが安心して暮らせるためには、当然、その保護者が安心して暮らせるような条件整備、それはやっぱり必要不可欠というふうに思いますし、今も決定ということではないんですけども、具体的なお考えを支援策の充実ということで、住環境の整備、あるいは保証人をなくすという、簡略化といいますか、ハードルをちょっと低くするというような具体的なこととお答えいただきましたので、この点についても、期待をしたいと思っておりますし、そういったいろんな施策を駆使して、野洲市の子ども虐待を少しでもなくしていきたいというふうに思いますので、市長も共に頑張っていたきたいなというふうに思います。

それでは、1点目の質問については終えまして、次に、2点目の教育方針について、ご質問をいたします。教育方針の初めに、北代色さんの作文を紹介されていますけれども、私も過去に何回もこの作文は読んだことがありますして、懐かしく思いつつ、読ませてもらいました。教育方針に記述されているように、学ぶことが人生を豊かにする、生きていくたくましさが伝わってきて、教育の原点であるというふうに、私は思います。

そこで、次年度の具体的な施策等について、質問いたします。これも、3点質問をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、学校園、子どもの生き抜く力を育てますに関して、仲間と協働し、たくましく生きる力とは、具体的にどのような力なのかをご質問いたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） みらい野洲を代表しての山本議員の教育方針についてのご質問のうち、1点目の仲間と協働し、たくましく生きる力についてお答えいたします。

現代社会は、グローバル化や情報化、多様化が大きく進んでいます。そのような社会において、それぞれの個性を生かしながら、仲間と知恵を出し合い、協力して生きていくことが、ますます重要になっています。自尊感情を育て、人とつながる力を育てることで、子どもたちが希望を持って、社会の中で自立して生きていくことができると考えています。

具体的には、例えばですが、小学校で鉄棒の逆上がりをして、上手にする子は、練習をやっている友達の動きを見て、その友達に合ったコツを考えて、教えることなどがそうであるというふうに思っております。友達ができるようになったとき、自分のことのように喜ぶ、そういった姿が大切だと考えています。相手のことを考え、それぞれの自分のできる精いっぱいのことをしていく仲間は、それぞれの個性を生かし、お互いを高め合い、各自が自分を好きになることができると考えています。こういう力を育てたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） ありがとうございます。ちょっと私、教育方針を読んでいて、少しいメージが湧きにくいところだったので、お尋ねしたということで、今、お答えをいただく中で、しっかりと理解ができたなど。やはり、基本、やっぱり人間というのは、社会的動物ですので、これは当然、子どももそうございまして、やっぱり集団の中で育っていく。そういった中で、人とつながる力、相手のことを考えるようなことができるかど

うか。そして、自分の個性を伸ばして、自分を好きになるという、それがいわゆる自己中心、自己中ということではなしに、仲間と一緒に伸びていくんだというような力というふうに理解をいたしました。現在、そうした力を子どもたちに付けようということで、取り組んでおられることを、より充実をさせていただきたいというふうに考えます。

それでは、次、2点目の質問をさせていただきます。家庭、地域など、子どもの育ちを支援する環境の充実に努めますに関して、早寝・早起き・朝ごはん運動が非常に大切なことと考えますけれども、さまざまな事情により、それができにくい家庭もあるかと思いません。これ、先ほど聞きました、質問をいたしました虐待の部分なんかでもそうなんですけれども、ネグレクト、いわゆる養育放棄、そういった状態に置かれている子どもさんも、私は野洲市にはおそらくおられるだろうなというふうに思うんですけれども、そうした状態、それができにくい家庭もあるかと思うんですけれども、そうした家庭の子どもさんへの指導や支援等について、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目の早寝・早起き・朝ごはん運動のできにくい家庭の子どもさんの指導や支援等についてにお答えいたします。

早寝・早起き・朝ごはん運動というのは、文部科学省が提唱しております、子どもたちの基本的な生活習慣を確立するということを目指すものでございます。市教育委員会では、この運動の周知と理解を深めるために、引き続き、学校園を通じて啓発活動に取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、また、この早寝・早起き・朝ごはん運動のできにくい家庭については、先ほど市長の方からもありましたように、なかなか特効薬というのはございません。個別の事情に応じて、対応や支援をしていくことが重要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今、お答えをいただいたように、非常に基本的な生活習慣をつくるという上で、非常に大切なことであると思います。それこそ、朝ごはんが食べられなくて、本当におなかがすいて、頭がぼーっとしているような状態で、学校で勉強したとしても、なかなか勉強に身が入らないというようなこともありますし、そういったことが、いわゆる低学力等に結びついていく、そういったことも考えられますので、こうした部分については、私も非常に重要だなというふうに思っております。お答えをいただきましたよ

うに、やはり個別の家庭の問題ということもありますので、それがわかっている場合は、もう既に取り組んでいただいているかというふうに思うんですけども、今後も、そういった子どもたちが何かそういったサインを出しているとか、この子がひよつとしたそういうような状態に置かれているのではないかといったような疑いがある場合は、早急に対応をしていただくように、お願いしたいというふうに考えております。

いずれにしても、やっぱり個別対応ということになりますので、早期発見というのが、私は一番重要なことというふうに考えておりますので、どうかそういった子どもへの支援をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、最後、3点目の質問に移らせていただきます。生涯学習、誰でもどこでも学びや環境を整備しますに関して、生涯学習というと、日本ではカルチャーセンター等での講座等をイメージするような雰囲気があるかと思いますが、国際的に見ると、冒頭で紹介されました北代色さんが学ばれた識字の取り組みや夜間中学等の成人教育がメインとなっています。私、別に、カルチャーセンター等、否定しているということではなくて、教育委員会という公的な機関として、どのように考えられるのかといったことについてのご質問ですので、その点ちょっと理解をしていただきたいというふうに思います。

野洲市の生涯学習も、こうした、今申し上げましたような視点で取り組まれるべきというふうに考えておるのですけれども、教育長の見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 3点目の生涯学習の取り組みの見解について、お答えいたします。

山本議員のご質問の中にありました夜間中学など、人権尊重を基本とする生涯学習は、日本だけでなく、国際社会でも大切にされており、私も基本であると考えております。本市では、中学生を対象としたY a S c h o o l や野洲市国際協会による日本語指導、また、和田地域での識字教室などがそれにあたると思います。その上で、本市における生涯学習は、大人も子どもも自ら学び、その学びをまちづくりに生かすということで、豊かな地域社会づくりを実現させたいというふうに考えています。生涯学習では、今後もさまざまな人権問題や、あるいは子育て支援、こういうことをテーマとした各種事業を展開していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 本当に教育長もしっかりと生涯学習の視点をお持ちだなということが、改めてわかりました。先ほど言いましたように、カルチャースクールとかカルチャーセンターは、それはそれで取り組まれたらいいと思うんですけども、やはり公的な教育委員会ということですので、生涯学習、お答えいただきましたように、まちづくりに生かすということが大きな目的の1つかなというふうに思いますし、私はもう一つ、これは私の考えなんですけれども、市が行う生涯学習は、やはりその人たち、お一人おひとりの市民さん、お一人おひとりの、これは子どもも含めてなんですけれども、いわゆる自己実現に結び付く、そういったものであるべきかなというふうに思っております。そうした点については、お答えは求めませんし、同じようなことを共通認識がされているのかなというふうに思いますので、そうした視点を持ち続けていただいて、生涯学習に取り組んでいただきたいというふうに思います。

いずれにしても、子ども虐待防止の取り組みにしても、教育方針につきましても、市長、教育長、リーダーシップをとってリードをしていていただきたいと。私たち議員も、当然一緒に尽力をしていきたいというふうに思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それでは、私の代表質問は以上で終わります。どうもありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩いたします。

（午後0時00分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に引き続き、代表質問を行います。

次に、公明党、第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。今回の定例会におきまして、公明党を代表いたしまして、質問したいと思います。総括質問という形でさせていただきますので、市民の方に少しわかりづらい点もあるかと思っておりますけれども、ご了承願ひしたいと思います。4点にわたって質問したいと思います。1番目が、国の18年度補正予算について、また国の19年度予算案について、今、衆議院を通ったところで、今、参議院で審議されている状況でございます。山仲市長には市政方針について、教育長には教育方針について、その他、総括質疑という形でさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。総括でございますので、一気にいきますので、少し時間がかかりますけれども、よろ

しくお願いいたします。

まず、国の18年度補正予算案、また19年度予算案につきまして、質問させていただきます。世界では、社会の分断や政治の混乱、対立の風が吹き荒れる中におきまして、この日本の政治・経済、そして社会の安定に対しまして、評価と期待が全世界的に日本に期待している声があるわけでございます。そういった中におきまして、2012年度から自公政権を取り戻して以来、途中で変わりましたが、政権の安定を背景に、同じ首相が政権を担い、経済も戦後最長となる景気回復を今、続けている状況でございます。そういった中におきまして、我々公明党は、大衆とともにの立党精神を体現しながら、全国の議会議員を要しまして、多様な民意を受けとめまして、さまざまな政策を実現してきたところでございます。来年度予算、税制改正案に全ての消費者の痛税感を緩和する軽減税率の実施、さらに教育の無償化や未婚・ひとり親の支援を盛り込まさせていただきまして、経済的、社会的理由によりまして、分断や格差を生み出さないように、防波堤としての社会の安定を担う役割を果たしてきたところでもございます。

これは一橋大学の中北浩爾教授は公明党について申してもらっております。地方と国を結ぶパイプ役を担うと共に、国政にバランスを与えるという二重の重要な役割を果たしているのではないかと評価していただいているところでもございます。

さて、2018年度、第2次補正予算案の概要につきましては、総額9,356億円には西日本豪雨や北海道の胆振東部地震、台風21号、大阪府北部地震など今年、これは平成30年のことでもございますけれども、甚大な被害をもたらしました災害からの復旧、復興費といたしまして7,275億円が盛り込まれております。発災直後から、我々公明党が被災地を視察いたしまして、寄せられた被災者の声が大きく反映された予算になっておるわけでございます。この補正予算には、一刻も早い被災者のいわゆる生活なりや再建に向けまして、災害で倒壊した住まいや、被災した中小企業の再建を緊急的に支援する費用が、これは盛り込まれているわけでございます。政府は、8月初旬、公明党の要望を踏まえまして、18年度予算の予備費を活用しました生活・生業再建パッケージを決定いたしまして、住居が全壊した世帯などに対しまして最大300万円を支給する、いわゆる被災者生活再建支援や被災した中小企業や事業を継続するための費用の最大4分の3を助成するグループ補助金といった支援を行ってきておるわけでございます。災害廃棄物処理に関しましては292億円、被災者生活再建支援におきましては32億円、災害公営住宅の整備に16億円を確保しまして、また、中小企業の資金繰り支援に対しましては924億円

が、グループ補助金に314億円を追加した予算になっているわけでございます。さらには、倒壊しました農業用ハウスなど、施設の復旧、被災したみかんの植え替え支援などにも30億円を計上いたしまして、農地・農業用水利施設の復旧には618億円を措置しているところでございます。

一方、北海道胆振東部地震におきましては、既に予備費で住まいの支援や宿泊、旅行商品の料金を補助する復興割を今、展開して、北海道にできるだけ行っていただくような措置もさせていただいているところでもございます。台風21号や大阪府北部地震などについても、補正予算で、被災者生活再建支援金といたしまして67億円を追加し、被災農家に対しまして、農業用ハウスの共同購入などで16億円を支援しているところでもございます。西日本豪雨で被害を受けました公共インフラの復旧などには2,319億円を、このうち被害が大きかった山陽自動車道などの復旧事業には98億円の予算を確保しておくわけでございます。将来の豪雨被災に備えまして、道路周囲の斜面を補強するなどの予備的な本格的な改修が急がれるところでもあるところでもございます。台風21号に伴う暴風の影響で、損傷いたしました関西国際空港連絡橋の復旧には50億円を盛り込みまして、またターミナルの浸水もあり、約8,000人が孤立した事態を二度と起こさないよう、連絡橋は補強工事が進んでいる。今日のテレビでは、全通開通したようにニュースで言っておったところでもございます。また、台風21号や大阪府北部地震などの被害による公共インフラの復旧には433億円が計上されているところでもございます。さらには、土砂崩れなどで多くの犠牲者を出しました北海道胆振東部地震の公共インフラの復旧には766億円を、この他、さらなる大規模な山腹崩壊の危険を取り除く対策などにつきましても128億円を計上しておるわけございまして、土砂災害を防ぐ地盤強化を迅速に進めていくことになるわけでございます。

さて、国の新年度予算案につきまして、我々公明党の取り組みを紹介いたしますと、19年度の予算案と税制改正大綱におきまして、今年10月の消費税率10%の引き上げに伴う需要のばらつきをならす平準化対策に重点が置かれているわけございまして、消費税対策に万全の対応を講じることで、景気の落ち込みを防ぐのが目的であるわけでございます。

中でも、我々が強く要望しました低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付き商品券発行のための経費が計上されております。この商品券は、低年金の世帯を含む住民税非課税世帯、生活保護世帯を除きますと、ゼロ歳児から2歳の子どもがいる世帯が対象でありま

すので、購入限度額は最大2万円、この場合2万5,000円分の買い物ができるようになっておるわけでごさいます、額面も1枚当たり500円などと小口で設定されて、使い勝手がよい仕組みとなっておるわけでごさいます。有効期限といたしましては、19年10月から20年3月までの半年間という予定になっているわけでごさいます。この商品券は、軽減税率の対象外の生活必需品購入に充てることができるなど、消費税率引き上げ後の痛税感の緩和が期待できるわけでごさいます。

今、問題になっておりますポイント還元のキャッシュレスにつきましても、現金ではなく、キャッシュレス決済で買い物をする際に、消費者にポイントを還元する新たな制度が導入されまして、ポイント還元の期間は、今年の10月から20年6月までの9カ月間でごさいます。具体的には、中小の小売店や飲食店などで買い物をする際に、クレジットカードや電子マネーなどで決済した場合、5%分のポイントが付与されます。また、消費税率引き上げの2%を超える還元率で、駆け込み需要とその後の消費の冷え込みを防ぐことになるわけでごさいます。このポイント還元制度を開始するにあたりまして、より多くの店舗でキャッシュレス決済ができる仕組みを整えることが重要になるわけでごさいます。

このためにも、19年度予算案に中小小売店の支援策も盛り込まさせていただきまして、例えば、キャッシュレス決済に必要な端末の導入費用や決済事業者を支払う加盟店の手数料を国が補助するという対策費も計上しているわけでごさいます。さらに、車、住宅支援、減税、給付金の拡充につきましては、自動車や住宅といった高額な耐久消費財につきましては、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要や、その後の反動減が生じると、この日本経済に対しまして、大きな打撃となるわけでごさいますので、まずは自動車に対しまして、排気量に応じまして、自動車税を、最大4,500円を軽減いたすわけでごさいます。この措置は恒久的なものでありまして、制度創設以来、初めての減税であるわけでごさいます。また、この自動車取得税を廃止しまして、かわりに、燃費性能に応じまして、価格の0%から3%課税する環境性能割も、今年の10月以降、1年間は1%軽減されることになっているわけでごさいます。

さらに、住宅に対しましては、住宅ローン減税を、現行は10年でごさいますけれども、これを13年に延長するという取り組みも用意されているわけでごさいます。また、購入する支援といたしましては、すまい給付金も対象が拡大されまして、最大50万円が支給されることになっておるわけでごさいます。さらには、省エネ性能などの一定基準を満たしました住宅の新築に最大35万円相当、リフォーム代、最大30万円相当のポイントを



付与する制度も、今回新設されることになっております。

さらに、幼稚園や認可保育園、認定こども園、通園や入所による障がい児の発達支援の他、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育も無償化の対象となっているところでございます。これは、自治体が両親の就労状況などを踏まえまして、保育の必要性を認定した世帯に対しまして、一定の上限を設けて利用料を無償化するということになっているわけでございます。

給食費のうち、ひとり親世帯や生活保護受給世帯などに限定して実施されている副食費の免除は、これは我々主張しておりますけれども、年収が360万円未満相当の世帯まで対象を拡大しまして、この免除は、実施の判断が今、各市町に委ねられてきておりますけれども、未実施をなくすよう求める我々の要望に応えまして、全国統一でこれを実施する形に改めることになっております。

介護人材の処遇改善、他産業と遜色のない賃金に、介護人材の確保・処遇改善に向けましては、2019年度予算案につきまして、前年度の4倍近い352億円を計上しております。このうちの213億円は、新しい経済パッケージに基づきまして、今年の10月から実施される処遇改善になるわけでございます。これは、リーダー級の介護職員について、他産業と遜色のない賃金水準の実現を目指すものでありまして、経験や技能のある勤続10年以上の介護福祉士の処遇につきまして、月額8万円の改善、もしくは役職者を除きます全産業平均水準、これは年収440万並みの改善が行える額として算出されているわけでございます。

この処遇改善策によりまして、事業所で増えた収入は、各事業所の裁量で、勤務10年以上の介護福祉士の他、介護士や介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーなどにも充てる柔軟な運用が認められているわけでございます。障がい者福祉分野の職員につきましても、同様の処遇改善が行われる予算が計上されているわけでございます。

低年金者への加算、月額最大5,000円の上乗せにつきましては、受け取る年金額が少ない高齢者などの生活を支えるための今年10月の消費税10%への引き上げに伴いまして、国民年金に、年金生活者支給給付金を上乗せする制度が実施される予定になっております。低年金者への加算といたしまして、我々が訴えてきました19年度予算案には、所要額といたしまして1,859億円がこれに対して計上されているわけでございます。これによりまして、前年の公的年金収入とその他の所得の合計額が国民年金の、これは満額で、年間ですけど78万円より低いなどの要件を満たす老齢基礎年金受給者には、国民

年金保険料を納めた月数に応じまして、月最大5,000円、年間6万円が恒久的に上乘せされることにもなるわけでございます。

また、上乘せを受けた人の所得が、受けない人よりも多くなる所得の逆転が生じないように、年金収入などの合計額が約88万円までの人には、補足的な給付を実施し、一定の所得以下の障がい基礎年金、遺族基礎年金受給者にも月5,000円、障がい等級1級の場合ですけれども、これは6,250円が支給されることにもなるわけでございます。

洪水・土砂災害につきましては、3カ年の緊急対策といたしまして、堤防強化など大幅増額、激甚化する地震、自然災害に備えるために、政府は昨年12月、国土強靱化基本計画を初改正いたしまして、これは3カ年緊急対策を設定いたしまして、2020年度まで集中的にインフラ、防災・減災を進めることにもなるわけございまして、これを受けまして、18年度第2次補正予算には、関連予算といたしまして、これは1兆723億円を計上しているわけでございます。

また、19年度予算案につきましては、防災・減災・国土強靱化に関する費用が、18年度当初の予算の1.4倍となります5兆3,056億円、このうち3カ年緊急対策といたしまして、1兆3,475億円を増額しているわけでございます。

生活インフラにつきましては、非常用発電設備の設置促進、昨年の北海道胆振東部地震での大規模停電、ブラックアウトなどを踏まえまして、基幹電源が停止しても、発電を維持できる分散型エネルギーシステムを提案いたしまして、予算案には非常用発電設備の設置促進が盛り込まれておるところでもございます。これは、例えば、災害時に生活支援拠点となりますコンビニなど、自家発電設備や蓄電池の導入を支援いたしまして、燃料供給で重要な役割を果たす製油所などにも、非常用発電の整備、増強が進められることになるわけでございます。

また、空港におきましては、電源施設を浸水から守るために、護岸のかさ上げや排水機能が強化されることにもなるわけでございます。

また、水道施設につきましては、我々主張しておりました、非常時でも安定的な水を供給するための施設耐震化や非常用自家発電設備の導入なども、これも進むことになるわけでございます。

さらには、地域の防災力につきましては、ハザードマップの作成を周知いたしまして、地域の防災力を強化する施策も盛り込まれているわけでございます。特に、災害情報の提供につきましては、洪水時に想定される最大規模の浸水区域に対しまして、ハザードマップ

作成など、地方自治体を支援し、リスク情報の周知も進めることになるわけでございます。

また、豪雨災害時、速やかな避難が求められる地域におきましては、高齢者世帯などに確実に情報を伝えられるように、防災無線の戸別受信の配置を促進するということにもなるわけございまして、被災した、これは訪日外国人旅行者に対しましても、交通や避難所の情報を伝えられる多言語音声翻訳システムの高度化も、これも推進するようになるわけでございます。

この他、地域の防災力の向上、災害拠点病院や気象・地震など観測施設などの耐震化、非常用自家発電の増設も促進する予算も拡充しているわけでございます。

その他でございますけど、風疹対策につきましては、39歳から56歳男性、無料で検査・予防接種、妊婦さんが感染しますと、赤ちゃんが難聴や白内障などになって生まれる可能性がある風疹の感染拡大を防ぐため、対策が大きく進むわけでございます。定期予防接種の機会がなかった39歳から56歳の男性を対象に、今年4月から2021年度までの約3年間、ワクチン接種が無料になるわけでございます。この対象者につきましては、居住する市区町村の医療機関で予防接種や検査を受けることになりまして、より多くの人を検査につなげる観点から、企業の健診での実施も予定されております。

さらには、未婚ひとり親につきましては、不公平の是正へ税負担減、19年度税制改正におきまして、経済的に厳しい状況に置かれがちな未婚のひとり親への支援策が盛り込まれておりまして、婚姻歴の有無によって、ひとり親の税負担に格差があるという不公平の是正が進むわけございまして、これは、事実婚状態を除く未婚のひとり親に対しまして、20年の給与収入が約204万円以下であれば、21年度からは配偶者と死別・離婚したひとり親と同様に、住民税を非課税とすることになるわけでございます。非課税世帯となった場合におきましては、0歳から2歳児の方がおられる方には、幼児教育・保育の無償化の対象となるなど、教育・福祉の面でも負担軽減が講じられることになっております。

加えまして、19年度予算上の臨時措置といたしまして、ひとり親家庭に支給されます児童扶養手当につきましては、年1万7,500円を上乗せすることにもなっております。

さらには、事業継承につきましては、個人税負担ゼロ、2019年度税制改正大綱におきまして、高齢化が進む後継者不足に悩む個人事業主の円滑な事業継承を支援するために、相続時の税負担をゼロにする措置も講じるようになっているわけでございます。具体的には、事業に必要な土地、約400平方メートルの他、建物、最大800平方メートル、自

動車など対象に、相続税・贈与税を全額猶予する制度を創設、19年から28年までの10年間の相続贈与を対象とする時限措置で、後継者が事業を継続する限り、納税は猶予されることになるわけでございます。さらには、19年度予算案と18年度補正予算案におきましては、事業継承促進の関連費といたしまして、120億円を計上しておるわけでございます。

中小企業の経営者ワンストップ、これは1カ所で引き継ぎに関する相談ができる体制の強化や、専門家が依頼先に訪問し、助言を行うプッシュ型の支援なども拡充いたしまして、経営者の課題解決に迅速に対応できる体制も整うわけでございます。

さらには、生産性向上につきましては、ものづくり補助金を拡充しまして、中小企業の生産性向上や人手不足対策に向けました促進事業には、18年度第2次補正予算に1,100億円を確保しておるわけございまして、中小企業の生産性を高める設備投資や製品開発の他、IT機器導入や販路開拓の取り組みを補助するなどの支援策も強化されることになっております。こうした中小企業の生産性向上の取り組みを切れ目なく支援するために、12年度から毎年度補正予算で講じられましたものづくり補助金を、今回初めて19年度当初予算にも計上いたしまして、1社当たりの補助金上限を1,000万円から2,000万円に倍増されることにもなります。これは、生産者と小売り業者が連携いたしまして、商品情報を共有いたしまして、販売戦略に生かすプロジェクトなどを支援しまして、中小企業の体質強化と経営効率改善を後押ししていく取り組みでございます。

さらには、TPP関連の対策といたしまして、農家の収益力を高める取り組みといたしまして、昨年発効されました日本を含む11カ国による環太平洋連携協定、いわゆるTPP11に備えまして、2018年度第2次補正予算には、農林水産業収益力強化策といたしまして、3,188億円が計上されております。具体的には米の生産コスト削減を図るため、大型農業機械の導入が可能となる農地の大区画化の整備を推進いたしまして、地域ぐるみで畜産、酪農の収益向上を目指す畜産クラスター事業をさらに加速されることになっているわけでございます。

野菜や果樹向けの産地パワーアップ事業では、労働生産性の向上に向けまして、高性能な農業機械導入への支援を進めることになるわけでございます。また、2月に発効される欧州連合EUとの経済連携EPAに向けましては、国産チーズへの影響が懸念されることから、その高品質化、需要拡大に向けた取り組みも支援することにもなっております。

施設の耐震化、拠点病院、保健所での実施につきましては、昨年来続きました大規模災

害の教訓を踏まえまして、災害医療体制の充実が進むわけでもございまして、2019年度予算には、18年度予算が4.2億円で大きく上回る94億円、18年度2次補正予算案につきましても、291億円を計上しておるところでもございます。この取り組みの柱となる災害拠点病院や保健所、水道施設など、実施される耐震化工事や、停電時に対応する非常用自家発電などの整備でございます。

さらに、大規模災害の発災直後から被災地での医療支援を行う災害派遣医療チームDMATの体制を強化し、各地の医師らで結成されるチームの派遣先や役割などを調整する司令塔となる事務局の人員を増やしまして、支援が迅速化するものを目指しております。また、人工呼吸器など装着する在宅の患者につきましても、長期停電時でも稼働可能な簡易自家発電設備を医療機関から貸し出すこともできる経費を行える補助金も予定しておるところでございます。

そこで、市長につきましては、こういった国の施策についての見解をお伺いさせていただきます。また、国の18年度補正予算、19年度の補正予算につきましても、本市の影響につきましても、政策調整部長の見解を伺います。

続きまして、施政方針につきましても、質問させていただきます。

2019年度市政方針につきましても、2018年におきまして、みんなが住みたい、住み続けたいと実感できるまちの実施に向けまして、確実に施策を進めてこられました。

三上子ども園の整備、全小学校、中学校の情報通信技術ICTの活用した授業の開始、また空家対策、市民病院整備、クリーンセンター余熱利用施設、コミュニティーバスの拡充に向けました整備、また国道8号線栗東バイパス整備の推進、雨水幹線事業の推進等、一段と進み、子育て支援、教育、市民生活、交通、防災における諸課題の解決に向けました取り組みをされたことは、大変評価したいと思います。

19年度予算につきましても、一般会計によりますと、17.1%の234億円で34億2,500万円増になっておりますけれども、縷々ありますけど、1から今から21まで質問させていただきます。

中主小学校、野洲北中学校の快適な学習環境の提供についての、市長の見解を伺います。

2番目、LGBTについての性的少数者への配慮につきましても、これまでの取り組みと今後の対応について、見解を伺います。

3番目、子どもの安心・安全な居場所づくりについての見解を伺います。

4番目、特別支援教育の充実についての見解を伺います。

5 番目、市内小中学校の芸術に触れる機会についての提供についての見解を伺います。

6 番目、災害発生時の訓練につきまして、これまでの取り組み成果と、災害時図上訓練等の実施についての見解を伺います。

7 番目、生活困窮者対策について、これまでの施策、成果、これからの取り組みについて、見解を伺います。

8 番、野洲市立病院事業についての、これまでの取り組みと、今後の課題について伺います。

9 番目、社会福祉についての包括的に支え合う地域社会の実現についての見解を伺います。

10 番目、地域農地、農業用施設の保全についての本市の取り組みについての見解を伺います。

11 番目、イベントについてのこれまでの成果と、これは花火大会、オクトーバーフェストですけれども、この考え方についての見解を伺います。

12 番、クリーンセンターの熱利用施設についての温浴施設についてのこれまでの取り組みと今後について伺います。

13 番目、永原御殿につきましては、これまでの取り組みと、これには鳥害、鳥の害、これがあると思うんですが、この取り組みについて伺います。

14 番、都市公園についてのこれまでの取り組みと今後について伺います。

15 番、コミュニティーバスの増便と今後について、高齢化に伴う交通網についての考え方を伺います。

16 番目、道路安全施設整備のうち、通学についての見解を伺います。

17 番目、2020年度大津湖南都市計画についての政策についての見解を伺います。

18 番目、市営住宅の高齢化対策による入居者条件の見直しと、今後の建物の長寿命化についての考え方についての見解を伺います。

19 番目、第1次総合計画の成果と今後の政策について見解を伺います。

その他といたしまして、20番目、空家、いわゆる美和コーポについての30年度第1回野洲市空家対策協議会についての対策と早期実現に向けての見解と決意を伺います。

21番目といたしまして、野洲市職員の逮捕についてのこれまでの取り組みと今後の対策について伺います。

教育委員会につきましては、前段がございますけれども、質問だけ1番から20番につ

いて言っていきます。

1 番目、学校、園についての、1 番目、人権教育についてのこれまでの取り組みと成果についての取り組みの見解を伺います。

2 番目、特別支援教育についてのこれまでの取り組みと成果と今後の課題について伺います。

3 番目、中学校について、不登校が大きな課題となっております原因と、これからの対策についての不登校生徒への対策について伺います。

4 番目、家庭や地域での過ごし方が課題とのことですが、この件についての見解を伺います。

5 番目、30年度の重大ないじめについて、これまでの対応と今後の取り組みについて見解を伺います。

6 番目、教職員の体罰事案についてのこれまでの対処と今後の取り組みについて伺います。

今後、ベテラン教職員の大量退職についての見解を伺います。

8 番目、教職員の長時間労働についての見解を伺います。

9 番目、道徳教育についての対策について見解を伺います。

10 番目、小学校英語教育についての対策についての見解を伺います。

11 番目、小学校、中学校のICT教育、これについての現状と今後について伺います。

12 番目、家庭、地域での積極的な関わりをととのことですが、これまでの取り組みと今後の見解を伺います。

13 番目、一部の規範意識や人権意識が低いとのことですが、これに対する見解を伺います。

14 番目、保護者の孤立化等の地域との協力体制の弱いところについての今後の対策について見解を伺います。

15 番目、地域の方は自治会中心の朝晩の通学路の見守り協力をしていただいておりますけど、現状と今後について伺いさせていただきます。

16 番目、平成30年度、市内の貴重な文化財についてのこれまでの取り組みと今後の施策について見解を伺います。

17 番目、野洲市生涯学習振興計画第2期についての取り組みと考え方についての見解を伺います。

18番目、生き抜く力について、これまでの取り組みと今後の課題について伺います。

19番目、家庭、地域、PTA保護者による連携で、子どもの育ちを見守ることが大事であるが、これまでの取り組みと今後の課題について伺いさせていただきます。

20番目、生涯学習社会について、これまでの取り組みと今後の課題について伺います。

その他といたしまして、昨年度もかなり暑い夏を過ごしましたがけれども、熱中症についての教育長の見解と、健康福祉部長の熱中症対策、これに対する見解を伺いさせていただきます。

あと、子ども食堂につきましては、今、野洲市で3カ所行われていますけれども、これは県事業のモデル事業で28年度から3カ年ということで、この31年度から予算が断ち切られるということにお聞きしていますけれども、これについての教育長の見解を伺させていただきます。

あと認知症キャラバンメイトの養成につきまして、健康福祉部に対しまして、認知症基本計画の見解についての、置くことができるというふうに、重要事項に対して、審査、審議をするための会議を置くことができるとなっていますけど、この辺の見解を伺させていただきます。

あと、今、縷々各議員から出ておりますけれども、子どもの虐待防止につきましての健康福祉部の見解と、教育長の見解を伺させていただきます。

先ほど、国の予算も出ていますけれども、風疹対策についての本市の現状と、どうやって周知していくかということに対しまして、これは39歳から56歳の方々に、どうやって周知していくのかと、本市の現状と見解を伺させて、これは健康福祉部長です。

1分になりました。縷々申しましたけど、市民の方はちょっとわかりづらいと思いますけど、ゆっくり回答していただければいいかと思いますので、明確な回答をよろしく願います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員から大きくは2つのご質問をいただきました。1つは国の補正予算と新年度施策、予算についてのご質問と、もう一つは施政方針に関するご質問をいただきました。総括ですので、私の分を先、全てお答えをいたします。

まず、国の施策ですけれども、今、お話しいただきましたように、多岐多様にわたって、きめ細かく対応されておりまして、高く評価をさせていただきます。ただ、見解と言われましたので、そういう評価の上に立って、あえて申し上げますと、先般の全国市長会の役



員会でも、国の局長に言ったんですが、制度設計がぎりぎりになる。国では一生懸命考えていただいているが、自治体には全く余裕がありません。自治体の余裕というよりは、市民、国民の方が新聞で知っておられて、実際自らがサービスを受けられたり、何らかの受益を受けられる、この時間差が全くないわけです。

提案説明でも申し上げましたように、せつかくの幼児教育の無償化ですけれども、新年度予算に予算が組めていません。制度発表もできていません。去年の全国市長会の会合でも、関係省の局長、全部来てもらって、文科省、厚労省、総務省。それは多分7月だったと思うんですけども、全然制度設計ができていない。総理が無償化をおっしゃったので。その段階ではまだ無認可をどうするかとか、全然決まっていませんでした。これから検討すると。私が申し上げたのは何かといいますと、市町にとっては、新年度の保育園・幼稚園の募集は、9月、10月からもう始まりますよと。そこで、保護者の方は、10月から無償化だけでも、どの部分がどう無償化になるのか、わからなければだめなんですと申し上げたんですけども、その時点では、痛感しておられないです、その痛みが。

だから、戦後の混乱期の一時期だったら別ですけども、これほど成熟した日本の国で、来年度の制度が今、国では一生懸命国会議員が議論しておられますけれども、まだ何の全貌も見えてこないんです。これは、先ほどの児童虐待で申し上げた深刻な社会問題。国会議員と官僚の方が一生懸命考えておられますし、今ご提案いただいて、私は評価をしますが、全然改まらない。ますますわかづくりの混乱になっている。そこをぜひ考えていただいて、やはりゆったり半年ぐらい制度設計して、職員体制を整えて、そして、市民、当事者の皆さん方に仕組みをお示しして、そして、サービスを受けていただけるというサイクルを回す。これを誰が管理されているのか、誰もいないんですね。本来ですと、内閣府がやらんとだめだと私は思っているんですけども、全然できていません。これはぜひそのあたり、きちっと与党ですし、責任を持っておられるので。

ましてや、幼児教育の無償化、この子育て制度を変えたときに、契約に変えてきたんです、3年ほど前に。保護者と市町との契約。何でこんなものを契約にするのかと思うんですけど、契約にあえて変えてきました。契約に変えたら、契約条項を今、示さないのだめなんですけども、そういう二重の意味からしても、このバタバタは、もう本当に困ります。多様できめ細かいのは、私は大いに評価しますが、全てにわたって準備が整わないという状態ですので、ぜひお願いします。

それともう一つは、多様できめ細かい、その仕事が全て市町に来てしまいます。これも先般、総務省の局長に言ったんですが、どこがやるんですかと。プレミアム商品券、いいですね、給付金、いいですね。これは国の制度ですから、国がやってくれるんですかと言ったら、いや、そうはならないでしょうと。私たちには何とも言えませんがもと。ですから、裏には市町の職員の仕事が本当に深刻なぐらいに膨大に増えてきます。働き方改革と全然逆行しています。せつかくいいことが、結局、誰かがしわ寄せを負うと。最終的には市民の方に行くと思います。

それと、現実とのギャップがものすごく増えてきています。私、キャッシュレスも反対はしません。でも、キャッシュレスということは、お金が要らないのと違って、お金はどこかにストックがないと、キャッシュレスが働かないんです。預金なり資産があって、初めて紙なり、プラスチックのものが動くんですけど、どうも国の人たちと議論していると、キャッシュレスというと、無料で物が買えたり。何でもないんですけど、どうも誤解があるんじゃないかなと思うんです。逆に、生活が厳しい方こそ、銀行預金はない。そして、このごろ銀行口座をつくるにも、手数料を取ったりするところが増えていきますから、今、日本の本当に厳しい人たちは、預金口座も持てないんですよ。

消費税が5から8に上がったときも、私は現金でお渡ししたらどうやと言ったんですけど、だめで、口座でとなりました。でも、私が言ったように、口座を持っておられない生活困窮者が当たり前におられます。まして、キャッシュカードを持ったり、プリペイドカードを持とうと思ったら、口座もあるか、現金を持って行って、プリペイドカードを買わんとだめですね。だから、物を買う前に、今日、食べる物を買おうと思っているのに、1回現金を持って行って、紙のカードかプラスチックのカードを買いに行かんといかん。ぜひ異論じゃなしに、あえて見解をとおっしゃったので、ぜひそのあたりも含めて、施策展開をしていただければと思います。

次に、施政方針、ご紹介いただきまして、ありがとうございます。たくさんいただきましたので、簡単に申し上げます。

まず中主小学校と野洲北中学校の快適な学習環境。市内一巡耐震対策と空調を全部入れました。そして、お手洗いとかいろんなものを1回全て回しました。ただ30年強の老朽化した校舎をこれから全てもう一度替えていこうということで、課題になっている照明、LEDの照明に全て替えようと思っています。それと耐震で新しく替えた校舎には、お手洗いは全て自動を入れました。手洗いも。ただ、古い校舎には、いわゆる洋式の手洗いも

装備ができていませんので、そういった子どもたちの生活環境と学習環境、両方あわせて改善をしていきたいと思っています。

次に、LGBTですけれども、これも、先のご質問にお答えしました。まずはやはり意識を変えていただくということで、昨年度も人権教育研究大会で、このテーマで取り上げていただきましたし、この報告をまた、市民の皆さんと共有化いたしますし、あと来年度の事業として、住民票への記載とか印鑑証明に完全に、合理性がないのでなくすという取り組みを行います。

次に、子どもの安心・安全な居場所づくりですけれども、これも主なものは、一番大事なのは学童です。これは譲れないので、10年見越して1,000人にしましたけど、もう足らなくなっているんで、篠原を今年建てますし、あと北野、祇王も厳しいと言われていきますので、財政を見ながら、決して待機が出ないようにやっていきます。それと、あと公立の保育園も三上保育園が三上こども園で4月からオープンできますので、これで一巡です。一部、待機的小朋友さんが出ることは、この間、お示ししましたけども、教員、教諭、保育士さん、できるだけ採用して、待機をなくしていきたいと思っています。ただ、これも、無償化は私は反対ではないんですが、先般も園長さん全て来られました。賛成していただかないとおっしゃいました。ぜひやはり、地域の声を聞いていただきたい。全国市長会は基本的に無償化反対を貫いたわけですが、妥協して、負担分を少し減らしてもらって、妥協したんですけども、今年度予算で組んでいないといいますのは、公立は一切お金をくれないと。私立の無償化の部分も、4分の1は付き合いなさいというダブルでまちの財政を厳しくします。保護者の方には恩恵が行くと思いますけども、裏では誰かが。さっきのキャッシュレスと一緒に、無償化というのは、ただではないわけです。専門職が働いています。施設が要ります。ぜひそのあたりも否定はしませんけども、一段のお取り組みをぜひお願いいたします。

次に、特別支援教育ですけれども、これも従来から厚くしていまして、市費で35名の特別支援教育支援員を配置してやっていますし、来年度は、これもお示ししていますように、市費で新たに中学校の通級指導教室指導員を配置することで対応いたします。

次に、小中学生の芸術に触れる機会ですけれども、あえて従来から、オペラ鑑賞を小学校どこかで鑑賞できる、全ての生徒がという取り組みをしていますし、今後もそれは継続していきますし、可能であれば、さまざまなプログラムを入れていきたいと思っています。

次に、災害発生時の訓練等ではありますが、従来、やはり避難所が大事ということで、避

難所の取り組みで実績を上げてきました。来年度は図上訓練で危機的対応の訓練をしよう  
と。それと、現場での体を動かす訓練がしばらくできていませんので、32年度にはこう  
いった成果を持ち寄って、総合防災訓練を建設業協会ですとか、福祉団体とかの協力をい  
ただきながら、行っていく予定をしております。

あと生活困窮者対策ですが、これは先もご紹介いただいたように、就労支援、相談機能、  
学習支援等々取り組んでおりまして、取り組みの成果とおっしゃっていただいていますの  
で、平成23年度から平成30年度2月末、先月末まで、相談実人数は1,749人、や  
すワークの利用者、これは就労支援ですけども、1,130人。就職決定延べ人数は94  
6人の方に就労をきちっとご紹介して、働いていただくようになっています。そのうち、  
障がい者の就労も、今の1,130人、そして946人の決定した方のうちの20人が障  
がい者の方の雇用ということになっています。

次に、野洲市立病院整備事業につきましては、これもこれまでもお示ししていますよう  
に、今、実施設計を行っております。3カ月ほど遅れますけれども、実施設計が上がった  
後は、建築発注を行うということで予定をして、予算に提案をさせていただいていますし、  
あと中身の職員につきましても、昨年の後半から採用にかかりまして、2月27日現在で  
206人の職員、看護師、医療技術職、事務職入れて採用の内定を行っております。この  
中には、野洲病院で現在働いておられる方と、全く新規に野洲市立病院で働くという方が  
おられますので、野洲病院で働いておられる方は、6月まで働いていただかないと野洲病  
院が成り立ちませんから、6月まで。7月から市の職員さんと。4月から採用される方は、  
市の職員として4月から採用して、これも今、派遣条例を提案していますが、野洲病院で  
研修を受ける、研修という形で実務に携わっていただくという対応を考えております。

それと、医師の確保につきましても、ご紹介いたしましたように、野洲病院での状況が  
年末を見ますと12人という厳しい状況になぜかなってございました。これ、野洲病院の状  
況です。市立病院では、もう一度きちっと確保しようということで、現在19名を市立病  
院の段階では確実に採用できるという見込みが立っておりますし、まだ好転していく可  
能性があると思っています。

次に、包括的に支え合う地域社会の実現についてということで、9点目ですけど、社会  
福祉法の包括的に支え合う地域社会の実現についてというご質問であります。平成29  
年に一部改正されました社会福祉法には、議員ご質問のように、全ての人々が共に高め  
合う地域共生社会の実現に向けて、地域課題を丸ごと受けとめ、包括的に支える仕組みづく

りを構築していくための理念が定められております。崇高で大事な理念なんですけど、冒頭お答えしましたように、国で定めて、そして、これ、逆行でして、地域の課題を市民の皆さん方と共に共有化しながら、市の職員も入って、あるいは社協も入ってやっていくというトップダウンではなくてボトムアップ。ですから、ここで定められた理念を、むしろ国の指導じゃなしに、地域の発意、地域の実践例を生かしながら築き上げていくということで、平成33年度から始まる次期の地域福祉計画の策定にあたって、そういう方針で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域農地、農業用施設の保全についての10番目でありますけども、10番目のご質問のこれではありますが、まず農地集積については、野洲市関係者のご協力で、集積が進んでおります。一方、老朽化が進む農業用施設につきましても、土地改良区等々を通じまして、更新が行われています。具体的にいきますと、本市の平成30年度の当初予算、今年度予算の当初ベースでいきますと、野洲川土地改良区及び野洲川下流土地改良区における土地改良施設の維持管理費等の総額は9,154万円で、このうち市からは1,789万円を、また基幹水利施設である石部頭首工の維持管理費では、1,370万円に対しまして201万7,000円を一般財源から支援をして、更新の取り組みをしていただいています。

次に、イベントにつきましてですが、これはご指摘いただきましたように、従来から市民、団体と共に行っています花火大会、そして、「オクトーバーフェストJAZZ UP!」はもちろんですけども、市民の多様なイベントも、施設の提供ですとか、さまざまなサポートで盛り上がっていただくようにしていきたいと考えています。

次に、クリーンセンターの余熱利用施設ですけども、現在、契約事業者において、実施設計がされています。そして、一方では、この4月から体育センターを解体して、土地整備を行っていきまして、来年4月の開業をしております。この体育センターの4月というのは、この3月までは、市民の皆さんの予約が入っていますので、そこまでお使いいただいてということで、ぎりぎりです。これも、情報提供していますように、調査をしましたら、アスベストが出てまいりましたので、速やかに公表するとともに、一番安全な対策で予算を積んでいって、アスベスト対策を含めた解体工事を行ってまいります。これにつきましては、国が公共施設の解体の起債制度を設けましたので、いわゆる除却債、これが使えますので、この際、有利にこの起債制度の期間にうまく除去できることになると思います。存続を希望しておられる方もおられるんですけども、結果的に見れば、アスベストの

ある危険な建物だと判明いたしましたので、二重の意味で、この方針はよかったのではないかなと思っております。

次に、永原御殿でありますけども、平成28年度に市として保全整備方針を決定いたしました。これは長年、地域はじめ、市民のご期待の課題でありました。29年度から総合調査に着手いたしまして、平成31年度末、来年度末、国史跡の指定を目指しております。史跡指定後は、国、県の補助を得ながら、土地の公有化と管理活用計画を立てまして、順次史跡として、市民の憩いと誇りの場として活用いただきたいと思います。

観光地とまでは行きませんが、将軍御殿の情景を彷彿とさせる空間の潤いとか、今もおっしゃいました憩いの場、地域の誇りとなるような施設として、整備管理を行います。

鳥害、鳥の害につきましては、平成29年度の発掘調査を行いました際に、現場を見ていただいたらわかりますように、竹やぶ等の伐開を行いましたので、問題はほぼ解消できております。

次に、都市公園でありますけども、これまでの取り組みと今後と、ご質問であります、野洲市内では、都市公園の整備はかなり手薄でありました。まず制度としては2つありまして、都市公園と、これは法律に基づく公園です。それと野洲市地域ふれあい公園条例に規定する公園があります。後者の方、ふれあい公園は、実質は各自治会の広場という形で、緩やかに使っていただいている。制度的には緩やかに使っていただいています。重要な都市基盤整備としての都市公園は14カ所、面積で23.9ヘクタールありまして、最大のものが、最大というか大半が、野洲川河川敷にある野洲川河川公園で、最小面積の公園は永原第二公園、これは都市公園とっていいのかどうか、600平方メートルであります。ですから、実質は、先のご質問、あるいは都市計画税のご質問で答えましたように、本格的に都市公園は整備をしてきておりません。無料の土地の上に、無料の土地というのは、河川敷の洪水敷。水が来る土地の上に、占用許可を得てつくってました。

そして、これも深刻な問題として、私が就任したときに、国交省は次回の占用許可は認めないという条件がついてあったんですが、それを取り上げられてしまうと、14ヘクタールがなくなって、実際は、最小は600平米で、ボール投げもできないようなちまちました公園しかないというので、もう1回議論をして、利用できるようにしてもらってますけども、やはり市民の憩い、活動の場として、それなりの都市公園が必要だというふうに考えております。

そういうことで見ますと、今、市民1人当たりの都市公園の面積は、約8平方メートル

で、野洲市都市公園条例に規定します目標面積が10平方メートルですから、市民1人当たり2平方メートル足りないわけですし、掛ける5万1,000人の市民ということは、自ずから、自ら条例で約束している面積からしても足りないし、おまけに大半が野洲川河川公園という、本当に厳しい状況になっております。整備率は約17%ということで、近隣市で申し上げますと、草津市が約37%、栗東市で52%、守山市は80%。ですから、都市計画決定面積に対する供用面積の率を今、申し上げたんですが、17%と、最低の。草津市で、近隣の最低です。37%。今回都市計画税をご提案していますのは、そういうところも含めてというのは、従来から申し上げています。ここは、市民の方がこんなもんだと思っておられるから、こうなっていて、実際、都市公園が貧弱だというのは、健康とか活動とか、先ほど青少年の文化とかおっしゃいましたけど、そこをきちっと底上げしていかないといけない課題を大きく背負っているというふうに思います。

ということで、今後につきましては、2020年度末の策定を目途に、土地緑地法に基づき、都市緑化を推進する市独自の野洲市緑の基本計画を定めるために、来年度は条例から制定していくということで、検討の予算を今、提案をいたしております。市民の代表、有識者にご参加いただきまして、都市公園の整備方針も含めた緑地、公園の条例を検討していきたいと思っています。

次に、コミュニティーバスですが、これはご承知いただいておりますように、少子高齢化ということで、まずは旧の野洲市がやっていた4路線。旧の野洲じゃない。野洲市になってからやっていた4路線を直営で引き継ぎまして1路線増やして、今、5路線を、4月から2路線で、今後も財源の見合いがありますが、高齢化とか、免許を返上される動向を含めて、できるだけ便利な、当初から申し上げていますように成長するコミュニティーバスの方針を進めていきます。

次に、通学路の安全施設ですが、これも現場で見いただいたらわかりますように、グリーンベルトの整備、あるいは横断歩道のグリーンの塗装ということでやっています。大きくは来年度、六条地先の歩道整備を行います。課題になっていた場所です。ちょうど旧の施設を除去しまして、一部を駐在所に貸してほしいということですので、その一部の工事の中で、あそこの部分を歩道化するというのと、中主中学校の駐車場も活用できるという取り組みで、一層の安全を保っていきたいと考えています。

次に、2020年度の大津湖南都市計画の見直しに向けた政策についてであります。現在、都市計画審議会等々に議論いただく準備を今、進めております。経緯につきまして

は、申し上げていますように、約13%という市街化区域の面積で、これも異常なぐらい近隣と比べて低い。不思議なぐらい、兄弟都市であるのに、都市公園もそうですし、市街区域も13%。隣の守山、栗東市さんが倍の26%、7%。草津市に至っては3倍の39から40%、野洲市は、まだ13%行っていない。12.何%ということで、後半ということです。今後は計画的に市街化区域を増やすことによって、まちの居住区域、あるいは産業活動区域、商業活動区域を増やすと共に、まちの安全と活力を生む形で、次の見直しに向けて県、あるいは関係市と協議をしていきたいと考えております。

次に、市営住宅の入居条件の見直しと長寿命化であります。これにつきましては、まず長寿命化につきましては、野洲市住生活基本計画を平成19年3月に策定がいたされていますけれども、応急的な修繕にとどまっています。平成28年3月に基本計画の見直しとして、第2次野洲市住生活基本計画を策定し、単なる応急的な修繕ではなくて、本格的に老朽化している施設の建て替えとか、増棟、増室も含めた計画を今、出しております。その具体的な取り組みとして、新年度、永原の団地の統廃合の中で、新しい住宅を整備していくということでもあります。その中には、今までは、家族という居住が限定で、例外的に単身者、お住まいをいただいていたけれども、シングルファーザー、マザーのお住まい、あるいは高齢者だけのお住まいも想定した部屋を設定していくということと、もう一つは、先ほど山本議員のご質問にもありましたように、できれば保証人制度をなくすことによって、いわゆる敷居が低い形でお入りいただけるような制度設計も行っていきたいと考えております。

次に、19番目の第1次総合計画の成果と今後の施策であります。合併して最初につくられた平成19年の第1次総合計画は、平成32年の人口が5万9,000というすごく無理な計画でした。私になってから見直して、今、5万1,500になっていますが、多分そこまでは行かないかもわかりませんが、着実に人口が増えていることは確かでありますので、来年度から市民代表、専門家に入ってください、新しい総合計画の見直しに取り組んでまいります。

次に、空家の問題でありますけれども、これは、市の空家等対策協議会で公表した情報が新聞報道、少しご心配をかけるような内容で報道されたために、あなりましたが、野洲市としては、当初からきちっとご説明したように、対応をしております。一方では、滋賀県の指導が途中でとまっていたということもあって、本来は制度的には建築基準法で安全な建物を管理すると、指導するということですので、県の動向がいかんとしても、どうな



ろうとしても、野洲市は野洲市として空家対策特別措置法に基づいて、できるだけ早く安全を保つ施策を取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、野洲市職員の逮捕につきましてですけれども、これにつきましては、既にお知らせしていますように、残念ながら、去る2月20日に、市職員が建造物侵入、滋賀県迷惑行為等防止条例違反の被疑者として逮捕されております。職員がこういったことを起こしましたことについては、市民の皆さんの信頼を失うことになりますので、改めてこの場でおわびを申し上げます。

以上、たくさん評価の上、ご質問いただきましたけど、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 公明党を代表しての矢野議員の教育方針についての合わせて21点のご質問にお答えいたします。

その前に、先ほど国の予算について、ご説明いただきましたけども、教育に関しましては、就学前保育料の無償化でありますとか、高校授業料、あるいは大学奨学金の拡充とかは、結構国が予算措置をしているんですけども、小中に関わりましては、ほとんど余り変化がないといえますか、ここの部分が大きな課題かなというふうに思っています。現場は非常に厳しい。一方で、教える中身はどんどん増えているという、こういう状況ですので、ぜひともそこの部分もまた国の方に訴えていただけたらというふうに思っております。

それでは、まず1点目の人権教育についてのこれまでの取り組みの成果と、これからの取り組みについて、お答えいたします。

本市の校園の人権教育では、子どもたちの自尊感情の育成と集団づくり、この2つに大きく力を入れて取り組んできました。自尊感情は、ありのままの自分を好きになることです。これは、全ての教育の土台となるものです。また、集団づくりは、社会性の育成、つまり仲間づくりでございます。そうして、子どもたちがさまざまな人権課題を自らの課題として捉え、日常生活の中で自らの行動に移すことができる子どもたちが育ってくれています。しかし、残念ながら、今回、いじめによる重大事態が発生しております。いま一度、原点に立ち返って、この2点を大切にしたい教育を進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、2点目の特別支援教育のこれまでの取り組みの成果と今後の課題についてお答えいたします。

野洲市は、先ほどの市長答弁にありましたように、特別支援教育に力を入れています。

今後もよりきめ細やかな支援を進め、専門性の向上や環境整備など、ソフトとハードの両面の充実に努めていきたいというふうに思っております。

次に、3点目の不登校の原因と対策について、お答えいたします。

不登校の原因につきましては、先ほど稲垣議員に申し上げたとおりでございます。そして、その対策についてですが、学校では児童・生徒が基本的には3日連続で休み始めたら、すぐに校内で組織的に原因やきっかけについて見立てを行って、支援を行うことになっていきます。

また、各学校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、あるいはふれあい教育相談センターのカウンセリングにつなげるなど、専門の関係機関との連携も進めています。

次に、4点目の家庭や地域での過ごし方については、毎年4月の全国学力学習状況調査の結果によりますと、野洲市の小中学生は、放課後にゲームやインターネットをして過ごす割合が、県や全国平均よりも高いことがわかっています。そして、そのことが、家庭学習や読書にかける時間の減少につながっていると思われれます。

したがいまして、教育委員会としましては、今後も、学校での子どもへの指導を継続すると共に、家庭や地域と連携して、家庭での過ごし方やスマートフォンの使い方などについての啓発を進めていきたいと考えています。

次に、5点目の30年度の重大ないじめについて、これまでの対応と今後の取り組みについての見解について、お答えします。

今回のいじめ事案は、1学期から始まっていたいじめの前段階であるからかいやいじりに対する学校の初期対応や組織対応に重大な課題がありました。そして、11月にいじめ事象が発生し、これをきっかけに、欠席が30日を超えて、重大事態となったものでございます。現在、この件は、いじめ専門委員会において検証中でございます。一方、学校では、被害児童・生徒の学校復帰に向けて、ほぼ連日の家庭訪問や別室での学習支援と相談を継続中でございます。あわせて、加害児童・生徒の指導・支援も個別に行っています。

市教育委員会としましては、教職員のいじめ認識の弱さや、学校としての初期対応、組織対応の課題克服に向けた研修や再確認をし、専門委員会の答申を受けて、今後の再発防止に努めていきたいと考えております。

次に、6点目の教職員の体罰事案についてです。今年5月に、市内の小学校で発生しました体罰事案につきましては、発生から半年以上も把握が遅れましたことは、当該教員の

体罰への認識が弱かったこと、また学校としての初期対応のまずさやチェック体制などの組織対応に問題があったと捉えています。そして、年末に学校が把握してから、当該のお子さんや保護者への対応はもとより、当該学級での保護者説明会と全保護者説明会を行い、その経緯の説明と関係者によるおわびをしてきました。また、多くの子どもたちや保護者の方々に不安やご心配をおかけしたことを、教育委員会としてもおわびいたしました。

3学期において、このようなことを二度と起こさないために、教員一人ひとりの体罰に対する認識を高め、学校としての初期対応や組織対応の重要性の研修を、全ての学校でするように指示をしてまいりました。今後、本事案を教材にした研修や、4月当初の市内教職員全員研修会でもこの問題を取り上げて、全市を挙げて体罰根絶に努めてまいりたいと思います。

7点目の、ベテラン教職員の大量退職についてお答えします。

本市でも、ベテラン教職員の大量退職に伴い、若手教職員が増え、授業や集団づくりが大きな課題になっています。このことから、本市では、教育研究所を中心に、若手教職員の育成に努めているところでございます。

次に、8点目の教職員の長時間労働についてお答えいたします。

本市におきましては、平成30年4月に、野洲市学校における働き方改革の取り組み方針を定め、教職員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、子どもも教職員も共に元気で生き生きと活動できる学校にするために、取り組みを進めています。また、同時に、国や県に対しては、教職員そもそもの教職員定数の改善などを継続して要望しているところでございます。

次に、9点目の道徳教育についての対策についてお答えします。

新しい学習指導要領のもと、子ども一人ひとりが考え、お互いに意見を出し合い、議論するといったことが、これからの道徳の授業の中心になっています。また、道徳の授業だけでなく、学校教育全体を通して、道徳性を養うよう、計画的に取り組んでまいり所存です。

続きまして、10点目の小学校外国語教育についてお答えいたします。

2019年度は、市費で全ての小学校に英語教育支援員を配置し、英語教育環境を整えてまいります。

続きまして、11点目の小学校、中学校ICT教育の現状と今後の課題についてお答えします。

今年度、平成30年度に全ての小中学校の普通教室に導入した大型モニターと教員用のパソコンの入れ替えで、昨年2学期からデジタル教科書を活用した授業を行っています。これによって、子どもたちが学習課題をイメージしやすくなり、効果的な授業を進めることができます。また、平成31年度は、全ての小中学校のコンピューター教室のパソコンを入れ替え、情報モラル教育等にも取り組みながら、情報化社会に参画する力を養ってまいります。

次に、12点目の家庭・地域での積極的な取り組みについてお答えします。なお、このご質問は、14点目の保護者の孤立化、それから19点目の家庭・地域・PTA保護者による連携についてと関連がありますので、ここでまとめて、この3点についてお答えします。

野洲市PTA連絡協議会や青少年育成市民会議との連携を図りながら、家庭や地域での子育て支援に努めてまいります。具体的な取り組みとしましては、これらの団体による子育て研修会や地域ぐるみの見守り活動であります愛の声かけ運動などがあります。

今後の課題としましては、家庭と地域、あるいは学校と地域をつなぐためのコーディネーターの確保、育成であると考えています。

次に、13点目の一部の規範意識や人権意識の低さについてにお答えします。

不安定な環境で育った子どもたちが、その心と体の成長に与える影響は大きいものがあると考えています。その結果、子どもたちの規範意識や人権意識の低さにつながって、いじめや生徒指導上のさまざまな課題を引き起こす要因の1つとなっています。この辺について、さらに人権意識を高めるような取り組みを進めたいというふうに思っています。

14点目については、先ほどの12点目についてお答えしたとおりです。

続きまして、15点目の通学路の見守りについての現状と課題についてお答えします。

野洲市では、地域の方々や保護者の皆さんによる見守り、スクールガードの方々のご尽力により、児童・生徒の通学路での安全確保が図られています。今後も、関係の皆さんのご理解とご協力のもと、見守り活動を充実させると共に、安全点検とハード整備の両輪で、通学路の安全確保に努めていきたいと考えています。

16点目の平成30年度市内の貴重な文化財についてのこれまでの取り組みと今後の政策についてにお答えします。

平成30年度は、市指定文化財であります兵主大社本殿の修理事業に着手しています。また、永原御殿跡の国史跡指定に向けた総合調査を行い、未指定文化財では、御上神社と

兵主神社のみこしなどの調査を行いました。

平成31年度は、兵主神社本殿の修理と永原御殿の史跡指定に加え、大笹原神社の防災施設、これは消火・警報設備ですが、の大規模改修の工事を行う予定で、文化財の保存と公開活用を努めてまいります。

次に、17点目の野洲市生涯学習振興計画第2期の取り組みと考え方についてお答えします。

野洲市生涯学習振興計画第2期では、人生100年時代を見据えた生涯学習の学びと活動の循環により、次世代の担い手の育成と豊かな地域社会づくりを目指しています。

次に、18点目の生き抜く力についてのこれまでの取り組みと今後の課題についてお答えします。

これは山本議員のご質問でもお答えしましたように、自尊感情を育て、人とつながる力を育てるよう、取り組んでまいりました。今後も継続して取り組んでいきたいと考えています。

19点目につきましては、先ほど12点目でお答えしたとおりでございます。

20点目の生涯学習社会においてのこれまでの取り組みと今後の課題についてお答えします。

これまでの取り組みとしましては、文化ホールや図書館等の生涯学習施設で、さまざまな講座や講演会等による学習機会や、美術展覧会等の成果発表の場を提供してまいりました。大人も子どもも共に学び合うという考えのもと、学習の成果を生かせる環境づくりを、今後も努めたいと考えています。

あともう一つ、校園での熱中症対策についてお答えしたいと思います。

学校での熱中症事故は、ほとんどが体育、スポーツ活動によるものですが、その他の授業中においても発生しており、また体がまだ暑さに慣れていない6月等の時期にも発生していることを踏まえ、早目の時期からの対策が必要と考えています。学校では、朝ごはんを食べる、睡眠を十分にとって体調を整えることが予防につながることを、また活動前や活動中、活動後のこまめな水分補給を行うことが大事なことを継続して指導しています。そして、絶えず健康観察を行い、子どもの健康管理に注意しています。

今後も引き続き、これらの対策を中心に、子どもたちを指導していきたいと考えています。

それから、あと子ども食堂などのその他のご質問につきましては、担当部長の方から答

えてもらおうと思います。

以上で終わりたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、大きな1点目の国の18年度補正予算及び19年度予算の本市に対する影響について、私の方からご説明を申し上げます。

国の予算におきましては、幼児教育の無償化をはじめ、さまざまな多くの施策が提案されております。先ほど市長も申されたように、制度の詳細が地方への影響等全てにおいて示されているわけではございません。したがって、現時点におきまして、本市の財政的な影響を見込むことはできないような状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） それでは、矢野議員の大項目の4番目、その他の総括質疑のうち、私の方からは1点目の子ども食堂と、4点目の風疹対策についてお答えをさせていただきます。

ただいま教育長の方から話がありましたように、子ども食堂につきましては、ご質問での答弁要求者、教育長ということでございましたが、本件につきましては、さまざまな部署が関係しておりまして、11月定例会の質問の中では市民部長が答えていたりということで、今回につきましては、健康福祉部の方でお答えをさせていただきます。

子ども食堂につきましては、11月定例会で、東郷議員からのご質問がありましたので、そのときの市民部長からの答弁と一部重複いたしますが、この事業に対しましては、任意団体である滋賀の縁創造実践センターが、遊べる・学べる淡海子ども食堂モデル事業の立ち上げ等の支援金として助成しているもので、平成30年度末で滋賀の縁創造実践センターが解散するため、県補助金を活用したモデル事業としては終了となりますが、平成31年度からは、滋賀県社会福祉協議会が、この事業を継承されることとなったと伺っております。

以上、1点目のお答えといたします。

続きまして、4点目の風疹対策のご質問にお答えをいたします。

まず、先天性風疹症候群の予防を目的とした優先度の高いグループへのワクチン接種ですが、国内で平成24年に、成人の風疹患者が増加いたしました。先天性風疹症候群の発生が報告されたことから、風疹またはMR。MRというのは麻しん・風疹の混合でございます。

ますが、このワクチンの予防接種費用助成を、平成25年度から実施しております。平成26年度からは、滋賀県において、風疹の抗体検査を、妊娠を希望する女性、その配偶者などの同居の方、風疹の抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居の方に対して無料で実施しており、市は、抗体検査の結果、抗体価が低く、任意の予防接種を接種された方に対して、接種費用の7割の助成、上限は7,000円と定めておりますが、この助成を実施しております。

助成状況は、平成26年度から29年度までの間は、毎年およそ15件から20件程度でしたが、今年度は全国的な流行に伴う注意喚起があったことなどにより、本年2月末までで57件助成をしております。

これら抗体検査及び予防接種費用の助成につきましては、ホームページ、あるいは県の抗体検査のチラシの配布、母子健康手帳交付時や乳幼児健診等の機会に周知、啓発を行っております。なお、新年度以後も、県の抗体検査事業も市の予防接種の助成事業も継続して実施いたします。

次に、厚生労働省では、定期予防接種の機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性、年齢ではご質問にありましたように現在39歳から56歳までの男性になりますが、これらの方々を対象とする風疹の追加対策を講じることとしており、平成31年度から3年間、予防接種法に基づく定期接種の対象とし、全国で原則無料で定期接種を実施することとしております。

そこで、平成31年度は、対象者の方々のうち、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象に、個別に説明書きとクーポン券を送付する予定で、まず事業所健診や特定健診等の機会や、医療機関で抗体検査を受けていただき、その結果、十分な抗体価がない方に、MRワクチンの予防接種を定期接種として受けていただく予定でございます。

なお、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までの間に生まれた男性についても、希望者は抗体検査や接種費用の助成制度について、同様の適用があります。

去る12月17日、暮れの12月17日開催の国の風疹関係の会議での厚生労働省の資料では、39歳から56歳までの男性の抗体保有率は79.8%で、この対策により、2020年7月までに85%以上、2021年度末までに90%以上にすることを目標に、3年かけて集中的に取り組むこととしております。

なお、居住地以外でも抗体検査及び予防接種が受けられるよう、現在、体制整備が進め

られており、国の動向に合わせ、準備を進めているところでございます。

なお、これらにつきましては、広報、ホームページ等で周知、啓発を図ってまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、1回目の答弁、私で最後になります。その他総括質疑におきます2点目でございます、認知症キャラバンメイトの養成についての現状と対策についてでございますが、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、周りの人や地域の人への認知症に対する正しい知識と理解と支援が必要であると考えております。

市の方では、地域における認知症のことを正しく理解し、認知症の人やその家族のことを温かく見守り支援する人となる認知症サポーターを増やすための認知症サポーター養成講座を各地域で開催しております。そして、講師役をはじめ、運営に携わっていただいているのが、認知症キャラバンメイトの方々でございます。

メイトの養成につきましては、湖南4市で合同で2年に1回、講座の方を開催しております。今年度につきましては、野洲市では7名が受講されていまして、現在71名の登録になっております。

活動にあたりましては、メイトによる定例会議を毎月開催し、具体的な活動内容について検討など、活発な議論を行っていただいているところでございます。加えて、メイトの能力向上と共に、活動をより一層活発なものにするために、毎年湖南4市で交流の研修会等も行っている状況でございます。

課題といたしましては、登録者のうち実際に常時活動いただける方がまだまだ少なく、今年度新たに登録いただいた方、5名増えたのですが、全体で常時動いていただける方、15名程度という状況でございます。この方々には、今後も引き続き活動の方を努めていただくと同時に、登録をされている中で、活動いただける方の掘り起こしといたしますか、そのような活動の方を進めていく必要があるかと考えております。

あと、先ほど口頭で申し上げました公明党のまとめられた骨子案の関係でございますけれども、党の方でまとめられた骨子案ということですので、今、市の方といたしましては、認知症施策推進基本法案の国の方の制定状況を注視させていただくというようなことで考えております。

以上、お答えとさせていただきます。



引き続きまして、3点目の子どもの虐待防止についてでございます。先ほどのみらい野洲の山本議員のご質問で、市長の方がお答えの方がございましたので、私の方は具体の事業のことについてお答えの方、させていただきたいと思っております。

児童虐待につきましては、子育てに対する不安やストレス、また経済的な問題、そして人間関係の希薄化に伴う地域社会からの孤立など、さまざまな要因が複雑に絡み合っただけで起るため、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応が重要であると考えております。

そのために、民生委員・児童委員が1歳児のいる家庭を訪問する子育て家庭訪問事業、虐待のおそれやリスクを抱える家庭を支援する養育支援訪問事業、また家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合の子育て短期支援事業など、各事業の方を行っております。

また、要保護児童対策地域協議会の関係機関が連携体制を整えており、リスクの高い妊婦、あるいは健診未受診児等については、健康推進課との保健協議を行っております。加えて、児童相談所、警察等の要保護児童対策地域協議会の実務者会議、あるいは野洲市スクールソーシャルワーカーの連絡協議会など、おのおの関係機関の会議を定期的実施しております。

要保護、要支援家庭につきましては、日常生活の異変の早期発見、早期対応に応えるよう、保育園、幼稚園、学校等の日々の情報共有を行うと共に、個別ケース会議を開催し、重篤化の防止に取り組んでいる状況でございます。

今後におきましても、現在の取り組みの充実、関係機関の連携強化の方を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 代表質問ということで縷々質問させていただきまして、ご丁寧な市長、教育長から、また執行部から説明いただきました。我々公明党といたしましても、この野洲市におきまして、住んでよかったなというまちづくりに、これからも全力で取り組んでまいりますので、ともども努力していきたいことを誓いまして、代表質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩いたします。

（午後2時40分 休憩）

（午後2時55分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、代表質問を行います。

次に、新誠会、第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 第6番、岩井智恵子でございます。新誠会を代表いたしまして、5項目にわたり、総括で質問をさせていただきます。代表質問といたしましては、もう最後となります。

なお、市民病院、不登校、虐待関係の質問は、重複することもあると思いますが、どうかよろしく願いいたします。

1番目、均衡ある発展について。平成16年10月、旧中主町、野洲町の合併により野洲市が誕生して14年余りが経過しました。我々議員の任期で考えれば、3期を過ぎ4期目に入ったところであります。今回の代表質問を機に、野洲市の現状を振り返ってみます。

合併に際し、中主町・野洲町合併協議会が策定いたしました新市まちづくり計画において、土地利用の基本構想が土地利用構想イメージ図として、市民にこのように、いわゆる今、ちょっと見えにくいと思いますけども、こちらです。このような図面で、しかも合併時は、この本によって図が示されております。この図によりまして、新生野洲市の将来に向けた構想を説明されました。私も当時市民の1人として、この図や構想を見聞きし、野洲市の将来に期待を寄せておりました。つまり、野洲駅前の都市拠点と北部合同庁舎付近の副都市拠点、現健康福祉センターを中心とした情報交流・創造拠点、北部の湖岸や希望が丘の自然、環境の交流拠点を定め、さらに国土連携軸や地域連携軸などの軸となる交通の充実が描かれており、それは地域の特性を踏まえた、まさにその野洲市の均衡ある発展そのものであります。

その後、この土地利用構想については、野洲市総合計画や都市計画マスタープランに引き継がれています。これは、平成25年度の改定版ですけれども、この中に示されておりますのが、この地図でございます。14年余り時を経た今、当時描かれた構想と現在の野洲市を比べてどうでしょうか。南北の市街化拠点は発展ないし整備は十分進んだでしょうか。情報交流・創造拠点は充実しているのか。自然・環境交流点は、その特性を生かしているのか。交通軸はどうか。

また、一方では、野洲病院整備事業をはじめ、子育て支援や環境の充実など、現市政では大きな努力をいただき、顕著な成果も認識しております。合併当時の構想と現状を比較するには、少し無理がありますけれども、野洲市の構想・計画はしっかり立てたが、厳し

い言い方ですが、その実現に向けた取組が十分でなかったのではないのでしょうか。また、一方では、構想・計画が背伸びをし過ぎて、実行策がかけ離れたのではないかという考えもございます。

まず1つ目の質問です。土地利用構想全般に関して、この点について、どのように認識されるのかを伺います。さらに、取り組みが十分でなかったとすれば、何が課題であったか、お伺いします。

問2、もう少し拠点ごとに掘り下げて質問させていただきます。野洲駅前周辺の都市拠点、この地図で見ますとわかりにくいんですが、ちょっとピンクっぽくなりました。このあたりが野洲駅前拠点でございます。平成25年4月策定の都市計画マスタープランは、南部市街地拠点と呼称変更されています。アサヒビールの土地取得、また当然、市民病院整備は入っておりませんが、情報発信拠点の役割も担うことが記載されています。市民交流センターがその役割であります。今後の進め方や事業スケジュールを伺います。

問3、副都市拠点、マスタープランでは北部市街地拠点は、大津湖南幹線の供用が見込まれる中で、この大津湖南幹線というのはここに当たります。3番目のところで示しておりますが。供用が見込まれる中で、新市街地の拡大を進める旨、うたわれていますが、その第1歩が市街化区域への編入であります。そこで、2020年3月に予定されております市街化区域編入の可能性はあるのか、伺います。

この市街化区域編入に関しましては、2月5日、6日にわたりまして、我が新誠会の会派研修において、衆議員会館の国土交通省都市局土地利用調整官に、大津湖南都市の計画図、この全体の計画図を持参いたしました。野洲市の市街化区域がもともと狭小であり、大津市、草津市、栗東市と比較して、狭小過ぎると状況を訴えてきました。最終的には、滋賀県の判断になりますが、今後も執行部におかれましては、近畿農政局などの厳しい関門が待ち受けていますが、市街化区域編入に向けて、さらなる努力をお願いしておきます。

問4、都市計画マスタープランでは、東部交通拠点と位置付けされています篠原駅周辺は、合併当時計画では位置付けされておりました。これは、本市と近江八幡市、竜王町との篠原駅整備の協議会の精力的な活動により、早期に篠原駅の橋上化や南口が開設されたもので、比較ができませんが、マスタープランで明記されております篠原駅周辺は、この右上になりますが、このあたりになります。合併時の計画では、今も申しましたように位置付けされておりました。早期に篠原駅の橋上化、南口が開設されたもので、当時の比較はできませんが、このマスタープランで明記されております篠原駅周辺の公共

交通、利便性の充実及び新たな市街地の整備に関する考え方を伺います。

問 5、情報交流・創造拠点、副都市拠点です。では、JR野洲駅と篠原駅の間、こんなんですけれども、ちょうど棒で示している新駅と称しておきますが、この新駅設置構想の実現に向けた取り組みも上げられております。直近のJR西日本との協議状況をお尋ねいたします。このような拠点整備や基盤整備には、多額の費用を要しますので、財源確保が大きな課題となります。そうした財源確保につきましては、今回、市長が決断されました都市計画税導入が欠かせないものと考えております。

土地利用構想の実現には、財源が必要であることは言うまでもありませんが、合併の財政支援策である合併特例債も限りがあり、合併を優先した当時の議論が今、大きな課題として、市にのしかかっています。平成21年にも、都市計画税の議論がされ、見送られた経緯があります。今後の野洲市の均衡ある発展には、長期的な視野に立った判断が必要不可欠であり、市長の今回の英断に大いに賛同するものであります。

問 6、最後に都市軸として位置付けされております国土連携軸であります。関係者のご尽力によりまして、国道8号バイパスが大きく事業進展しております。今回の合併時からの拠点整備を中心とした質問内容は少し外れますが、関連いたしますので、国道8号バイパス北伸ルート、ここになります。北伸ルート。8号線がずっと通っておりまして、クリーンセンターなどがありますが、この8号線の北伸ルート。北伸ルートの選定につきまして、お尋ねします。先線整備となります愛知川御幸橋北詰から竜王町鏡地先までの東近江区間と呼ばれる14キロの整備促進を目指す国道8号東近江区間期成同盟会が、平成27年11月に沿線の愛荘町、東近江市、近江八幡市、竜王町、2市2町で発足されています。北伸ルートにも多大な影響を及ぼすため、当期成同盟会との調整が必要であると認識しており、当同盟会とのルート調整等について、議論、協議する場が必要になりますが、北伸ルートに関係するのは本市だけであります。今後の展開を円滑に進めていくためにも、国道8号東近江区間期成同盟会に加盟すべきと考えますが、当同盟会に加盟するのかどうか、お尋ねいたします。

それでは、2番目に移ります。2番目の病院経営についての質問に入ります前に、次のことを申し上げます。昨日の自民党創政会、北村議員の代表質問の内容について言及いたします。市民病院計画の今を思う項目の中で、これだけ修正や悪い材料を載せているのに、何ら質問、議論もなく、変わることもなく、賛成できる推進派の方にも疑問が生まれますなどと発言され、我々が質問、議論なしに賛成と一方的に決めつけられました。甚だ事実

誤認であり、我々は納得いくまで、問うべきは問う、また独自で調査研究も実施し、10年、20年先を見据えた検討と議論、そして、行動いたしております。自身の正当性を主張するために、あのような論法に対して、反対の立場にある者を揶揄することは、厳に慎むべきであると指摘をしておきます。

それでは、2番に入ります。病院経営について。野洲市民病院の建設をめぐり、経済的合理性がない、事業の必要性がないなどと一部の市民から市が提訴されるという事態に至りました。長年にわたる市を二分する議論と膠着状態に終止符を打ち、本市の中核医療を守るために、この事業を進める決断を下した新誠会議員としても、この訴訟は大変衝撃的であり、不本意な出来事であると受けとめております。

そこで、市の方向性を決定する議会として、改めて野洲市民病院建設に至る経緯を確認するものです。病院をめぐる議論は、平成23年4月、御上会野洲病院から、特定医療法人社団御上会野洲病院の新病院基本構想2010を市に提案されたことに端を発します。この構想の概要は、現状のままでは市内の医療サービスの維持・継続に不安、市が新病院の土地建物を調達し、野洲病院が使用、貸借して、病院を運営するというものであったと認識しております。

問1、この構想2010に対するその後の検討と結果について、改めて確認させていただきます。ポイントとなる病院の必要性、また建設場所を駅前とした採択案の合理的理由について、誰がどのように判断されたのか、お伺いします。改めて、時系列に整理して答弁願います。

問2、一般に、公立病院の経営は難しいと言われており、一部の市民の方からは、野洲病院の経営について、今なお心配の声が上がっています。

そこで、我々新誠会は会派として、国及び神奈川県三浦市において視察研修を実施し、総務省から全国の公立病院における経営改善の取り組みと成果を聞くと共に、最も顕著な成果を上げられた神奈川県三浦市立病院を訪問し、その取り組みの核心を直接伺ってまいりました。

結論を先に言えば、公立病院の健全経営は可能であります。当然、取り組むべきことや解決すべき課題は多々ありますが、極めて困難な状態から、果敢な取り組みによって、健全経営、つまり黒字化に転じた実例モデルが実在すること、現野洲市民病院は、立地の優位性を持っていることをまず指摘した上で、今後の取り組みについて質問します。

三浦市立病院の経営改善は、持つべき機能と持たざる機能を選別することが第一歩であ

りました。この点、野洲市民病院では、類似の委員会や市民も参加する懇談会などで、市民病院として持つべき機能を絞り込んでおり、クリアしているものと判断いたします。

次に、地域連携が上げられます。これも本市でも重視しているところではありますが、市内の開業医、いわゆるかかりつけ医や近隣病院との連携については、立ちどまることなく、連携の強化に取り組むべきであると考えております。特に、三浦市立病院では、近隣の病院との間で、持たざる機能部分の連携に成功しています。

そこで、本市の中核医療を担う野洲病院、野洲市民病院が、持たざる機能を選択した医療分野において、患者に負担、不利益が生じないような取り組みが重要であります。この点について見解を伺います。

続いて、最重要と思えるポイントについて触れます。それは、情報共有と意識統一であります。これは、説明にあたって下さった事務長さんも一朝一夕にはとおっしゃっておりましたが、現在の三浦市立病院では、医師から事務職に至るまで、全ての職員が病院の理念及び経営情報を把握し、共通認識し、意識化しているということでありました。率直に申し上げて、最もすごいと感じた部分であります。御上会野洲病院から移譲を受け、立ち上げる野洲市民病院が掲げる理念は何か。また情報の共有と管理について、しっかりとバランスをとりつつ、徹底させることが重要と考えますが、見解をお伺いします。

4、2月23日の新聞報道によりますと、厚生労働省は、2024年に診療科ごとに必要とされる医師数に達するのは、現状では内科医が1万4,468人、外科医が5,831人不足しているとする推計結果が発表されました。このうち滋賀県では、内科医が2016年の医師数が1,151人で、2024年に必要となる医師数が1,342人です。必要な医師数を達成するための年間養成数は44人でありました。つまり毎年44人の医師を滋賀県で養成する必要があるとしています。

このように、医師や看護師の確保が、病院経営の生命線と言われていています。医師の確保状況が先般、都市基盤整備特別委員会において報告がありました。先ほど19名というのを聞いたんですけども、それによりますと、平成30年4月1日では20名ありましたが、今年の1月18日では12名、2月12日では16名となり、市民病院移行時の7月1日では、22名と想定されています。この数字から市長並びに現野洲病院の岡田院長のご努力の成果であること、とても感謝申し上げます。

問4、この22名は想定とありますが、この数字の達成見込みについてお伺いします。今のは4の1でした。

次、4の2。以前、報告を受けた市民病院事務職の採用状況について伺います。

問5、今回、私どもの会派メンバーにも市民病院整備事業に関しての差出人不明の文書が届きました。匿名という卑劣極まりない手法で、行為に強く憤りを感じた次第です。この案件に対する市長の率直な思いをお伺いいたします。

大きな3番、高齢者対策について。去る2月12日、野洲文化小劇場において、健康福祉部高齢福祉課主催のおかげさま・お互いさまの地域活動応援シンポジウムが開催され、会派から3名が参加いたしました。5つの団体からの発表を受け、発表者からの刺激を受けた、まさしくタイトルどおりのおかげさま・お互いさまの活動内容である、あの発表を多くの方に見てもらって生かすべきであるなど、ふだん辛口の会派メンバーがたたえていました。また、1回きりの発表はもったいない、ビデオなどに撮り、機会を捉えて上映することが、高齢者やサロン経営者など関係者に希望を与えるのではないかと、すぐに提案すべきであるとの意見が出されました。そこで、今回のシンポジウムの発表を生かす上記提案についての所見をお伺いいたします。

4つ目、市の観光施策等について。昨年11月、中ノ池川で琵琶湖固有種サケ科の魚、ビワマスが遡上していたことがわかりました。確認されたのは1匹だけでありましたが、半世紀ぶりに里帰りしたビワマスが脚光を浴びています。2月2日にNPOや自治会、企業、専門家、行政でつくる団体、家棟川・童子川・中ノ池川にビワマスを戻すプロジェクトが、野洲図書館でビワマスフォーラムとして報告されました。

中ノ池川では、1960年代前半まで、ビワマスが産卵のために遡上していましたが、その後は水質悪化や河川改修などが原因で見られなくなりました。今回のビワマス発見により、昔、川で魚つかみをして遊んだ私などの年代層や、他市からも数多くの参加をされておりまして、立見席が出るほど大盛況でありました。私も中ノ池川沿いの住民の1人として、当時の状況や思い出などを発表させていただきました。

問1、今回のビワマスは、食べておいしく、清流のシンボリック的存在であり、観光資源としては申し分のない素材であります。そこで、ビワマスフォーラムの盛況を観光施策として生かすことについて、お伺いします。

問2、そのフォーラムでの参加者の意見に、市内の住宅地を流れる河川で、下流の総合体育館横の中ノ池川では、プラスチックごみなどが河川内の木にまとわりついているのが多く見られるので、早急な対策を望む意見が出されました。その対策を伺います。

問3、次に、本市の観光施策の中で、琵琶湖周辺部では、活用次第ではにぎわいを創出

できるのではないかと考えます。例えばマイアミランド、マイアミオートキャンプ場の活用や自転車を活用したビワイチの活用策について伺います。

最後、5番になりました。児童・生徒への虐待、不登校について。最近は、毎日のようにテレビのニュースや新聞で、虐待報道が目飛び込んできます。何の罪もない、逃げ場のない我が子に虐待をし続け、あげくの果てには死に至らしめるという、理不尽極まりない惨状が後を絶ちません。こうした歯どめのきかない現状に、憤りを禁じ得ません。

また一方、大津で、2011年10月、中学2年の男子生徒、当時15歳が自殺したのは、元同級生のいじめが原因として、遺族が保護者に損害賠償を求めた訴訟で、先日大津地裁は、元同級生2人に損害賠償を命じる判決を言い渡しました。判決まで7年余り費やしましたこの大津いじめ事件は、いじめの問題を社会に広く投げかけ、学校に常設の対策組織を置くことを明記したいじめ防止対策推進法が成立するきっかけとなったことは言うまでもありません。

虐待やいじめの代償は余りにも大きく、改めて命の重みを示した判決でした。

さて、私は2年前の質問で、不登校及び児童の虐待に関する質問をしました。そのときの推移について伺います。

問1、児童・生徒の不登校や虐待の支援については、スクールソーシャルワーカーの配置への期待は高いところであります。そこで野洲市では、県1名に対し、2年前は市単費で4名増員の計5名、現在は5名増員の計6名の配置だと思いますが、児童の虐待、不登校の推移と、スクールソーシャルワーカーの増員効果について伺います。

問2、以前の質問で、暴力、暴言を使わずに、子どもを育てる技術として、保育園、幼稚園、子育て支援センター等の職員がCSP、幼児版初級指導養成講座を受講していると説明がありましたが、その具体的な内容と推移について伺います。

問3、最後の質問です。教育委員会には、要保護児童対策協議会、中学校生徒指導連絡会、スクールソーシャルワーカー連絡協議会など、幾つもの協議会があると思います。それぞれに重要部門であり、専門性に富み、本当に重要なところだと承知はいたしております。この協議会の中身というんですか、大体的内容、あるいは連携、その協議会同士の連携などはどのようになっているのか。また、対応はどのようにされているのか、わかる範囲でお願いをいたします。

以上、質問といたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。



○市長（山仲善彰君） 新誠会を代表されましたの岩井議員のご質問にお答えをいたします。

まず、均衡ある発展から順番にお答えをいたします。

1点目の新市まちづくり計画の土地利用構想全般の認識等についてというご質問であります。この新市まちづくり計画につきましては、ご承知のように、野洲市は平成16年10月に2町が合併して、新しい市になっておりますので、翌年度の17年度から平成26年度までの10年間の新市建設計画として策定をされております。その計画では、平成27年には人口が約5万9,000人になるという、かなり壮大な計画でありました。

その後、この計画を踏まえまして、平成19年3月に総合計画が策定されましたが、この計画でもそれが踏襲されております。私が就任しましてから、5年で見直すということでしたので、市民代表、できるだけたくさんということで、多くの各界の専門家、市民代表と専門家に入ってもらって、見直し案、改訂版を作成して、今現在に至っております。そのときに、今、認識というお問い合わせだったんですが、いろいろ議論いただきましたし、私なりにもいろいろの提案をいたしました。

まず人口は、これはとても無理と。合併したときが4万8,000、9,000、5万に近いわけですが、いきなり6,000ぐらい増える計画です。それはとても無理ですし、なぜ無理かといいますと、土地利用計画、あるいは道路、幹線道路計画と全く合っていない。今回の都市計画税で申し上げますように、市街化区域が13%しかない。住むにも住む場所がないということで、とても無理という計画でしたので、いわゆる人口フレームが一番こういう基本計画、基本構想の根幹ですから、人口フレームを見直して、平成32年に5万1,500という設定をいたしました。あわせて、土地利用計画も見直す。そして、そこに全然別途ですけども、関連していた水道の計画も同じように膨大になっていました。これは、恐らく水道料金を下げる理屈で、結構姑息な見直しがされていたのではないかと思います。そこも全部整合をとった、今、見直し計画で動いております。

そういう意味で、この新市まちづくり計画、土地利用構想を今、議論しても、余り意味がないのではないかと。土地利用なり、幹線道路計画と整合性がとれていません。そして、今、お示しありましたように、この軸というのでやっているんですけども、当時はやっていた。今も使われていますけども、国土軸というのがあったり、まちも軸で発想する。これは一般コンサル、みんな使っていた手法で、いかにもこういうのをやると、何かまちづくりがうまく行くみたいで、どこでも売り歩かれていた計画です。ただ、今の計画では

そこも見直しつつ、改訂版、そして、立地適正化計画等々で、もう全て改定をされておりますので、あえて原点の。これがいい悪いという問題じゃなしに、実態、将来に合っていないということで、土地利用構想についての認識は今、申し上げたようなことであります。

続きまして、J R野洲駅周辺の都市拠点についてであります。この中にある情報発信の拠点、今のもとの計画、ここに情報発信の拠点というふうに書いていますけども、これ、今、ご質問あってられて、また調べたり、当時いた職員に聞きますと、箱物を想定していたわけではないということで、建物を想定はしていなかったみたいですよということなんですけども、でも、いずれにしましても、別途アサヒビールの土地を買うときの経緯とか等々でお示ししていますように、平成14年ごろには、これは旧町時代ですけども、文化小劇場の横の現在のマンションが建設されている場所、この土地は、もともと国鉄、J Rから買った町有地でしたけども、経緯は省略しますけども、計画なしに道路をつくったかわりに、民間会社に渡してという土地になっています。そこに、第2都賀山荘みたいなのをつくるという計画が、平成14年に立てられて、それが消されていませんでしたから、結果的にはずっと第2都賀山荘計画が生きていたんですけれども、これもアサヒビールから土地を買わないかという提案があったときに調べて、これは市民の皆さん、議会に公開していますけども、その計画がありながら、買いませんと、即断っておられると。その後の展開はご承知のように、民間が買って、わざわざ空き地を裏口で協力して、建築確認をとって、裏口だから、早く返してもらわんといかんので、容積率と建蔽率をまちが県に何とか言って、上げてやったというのが現在でして、ですから、いかにこの駅前の計画がペーパーであったかということが、はっきりしていると思います。これは、全て今、野洲駅南口の構想で、新しくこれも、いわゆるバージョンアップをしております。

それと、ついでに申し上げますと、駅のロータリー、広場も平成19、20あたりに国のバリアフリー計画に基づいてデッキをしようということで、計画されて、調査がされていましてけれども、国の交付金がなかなか通らなかったときに、私が受け継ぎまして、これは別途、病院とか駅前の構想とは別に、駅の両方のロータリー計画を、市民参加と都市計画の専門家に入ってもらってやったというのが、今の駅前の現状で、ようやく今、順番にバリアフリーで、無電柱化もそのときに計画したものであります。

ということで、野洲駅周辺の整備につきましては、平成21年3月に策定された野洲駅周辺地区都市再生整備計画を、平成22年4月に野洲駅中心市街地整備計画として申し上げて、見直しまして、今日に至っておりますし、一方では、南口の整備構想。いずれも、

市民公開、市民参加、専門家を入れて、現在に至っております。

次に、副都市拠点の市街化区域の編入についてであります。北部の市街地拠点のことです。本市の市街化区域は、申し上げますとおり、約13%と、本当に大津湖南都市計画区域の他市と比較して、極端に極端に低い比率になっております。一方では、市民が住んでいただけない、あるいは事業所が展開できないということになっております。ということで、前回の見直しにも市三宅、四ツ谷、少し欲張ったぐらいに裏口入学のともも含めて、本来は今、C地区と名付けているところはメインだったんですが、全部を吸収して、ああいう形になりました。でも、残念ながら開発がなぜか滞っています。本当に深刻なことなんです。5年、10年。最大で10年ですけども、もう10年に近くなっています。ということなんですけども、次回も居住面積、工場立地等々でニーズがありますので、今、県と内部協議をしていますけども、市街化区域に編入するということで考えてまして、1つは大津湖南幹線沿いの、わかりやすくいえば西河原に近い周辺地域を候補の1つ、そして、国8バイパスの今、工業団地等々やっていますから、その流れの中で野洲の中心部に向かったあたりを優先的に区域設定していきたいというふうに考えております。

それと、さっき申し忘れたんですけど、5万1,500人した、その制度の問題です。今の計画が。本来ですと、達成できる見込みはあったと思います。約5万弱の人口の時点で検討いたしました。そのときに、竹ヶ丘、これずっと課題で、焦げ付いていた案件ですけども、道路計画を立てて、急展開をいたしました。あそこで350戸。ですから、3人のお住まいで1,000人を超えますし、4人家族だったら、約1,500になります。だから、本当だったら達成見込みはあったと思いますし、もう一つ、私が就任したときに、市三宅東部の土地区画整理事業も動き出そうとしていまして、市も支援して、地権者が頑張られてできています。これを足せば十分、2,000ぐらいの増になったんですが、取得状況を見ていると、結構市内移動が多かった。あるいは、市内の方で、二男、三男が今まで栗東、守山に住んでいかれる動向がとまったということなので、決して5万1,500は無謀な数字じゃなしに、竹ヶ丘と市三宅東部だけでも十分見込みがあった数値ではないかと思いますが、今言ったことで、実現はできていません。

次に、JR篠原駅周辺の公共交通の利便性の充実及び新たな市街地整備。篠原駅は、過去には毎日7,000人、8,000人の利用があったんですが、直近ではもう5,000を軽く切っているという中で、整備計画がありました。これ、平成4年に2市1町で立てられています。私が就任したときには、もう焦げ付いていまして、かつ40億を超える

計画でした。大きな駅前広場。就任してすぐに関係市に行って、もっと小さくしましよ  
よと、40何億、こんなところにつぎ込んだって大変。そして、送電線を動かすというこ  
とでしたから、実際何年かかるかわからない。鉄柱まで。ということで、随分議論したん  
ですが、いや、野洲が言ってきたことをいまさら変えてという、実際は大げんかだったん  
です、隣町と。でも、理解していただいたので、今の計画にしました。JRも協力してく  
れまして、あれ、橋上駅なんですけども、実際は橋上駅というのと違って、半橋上駅にな  
っています。駅舎を線路の上に建てると、お金もたくさんかかるし、工期もかかるという  
ことで、線路ぎりぎり外して、建てています。全然不便はないんですけども、本来の計画  
は真ん中に、野洲駅みたいに全ての建物が線路の上にあったんですけど、そういう工夫も  
あって、約半額でできていますし、交付金も丸々55%もらっていますので、随分負担は  
軽くなっています。その分をできれば地域開発ということで、まちづくりビジョンでは、  
一番高い、優先度の高い、せっかく投資したわけですから、都市的展開をしていただく区  
域ということに位置付けました。それと、県道の入町の道路も促進してもらおうようにして、  
今、順番に国道までやってもらっていますけど。ということで、まちづくりビジョンでは、  
優先度を高めたんですが、ご承知のように、パブリックコメントをかけましたら、地元自  
治会から開発してほしいということが来まして、私、大分議論したんです。せっかく  
ここまで投資していて、拠点ですよ。いや、農業投資したからと、してあるからと。も  
う一段の農業投資をされましたので、下がれない状態になっております。この地域につ  
いては、そういう状況ですけれども、可能性は高いので、今後、都市的展開をしていきたい  
と思っています。

ただ、ご紹介しました、既にお伝えしていますように、小南地先の駅の北の方です。調  
整区域で0.9ヘクタールが白地農地でありますけども、地区計画で開発されようとして  
いるので、今の計画の中身を位置付けていますし、順調に進んでおりますので、駅の利用  
者は、この面では増えると思います。

次に、JR野洲駅、篠原駅間の新駅構想の実現に向けたJR西日本との協議であります。  
これは、新駅構想が本市にとっては重要な課題だと思っていますけども、従前から申し上  
げていますように、排水対策、あるいは地域開発。地域開発をしようと思うと排水対策と  
いうことになりますし、その前提は利用者が増えるということではありますが、やはり新快  
速がとまらない駅というのは、企業にとってまだまだ魅力が薄いとおっしゃっていますの  
で、やはり地域の中での活力を生む形で、駅の利用客を確保して、構想実現に向かうもの

かなと思っています。

なお、直近のJRとの協議としましては、2月18日ですけど、先般ですが、職員がJR西日本と接触しておりまして、課題の共有化とか、情報交換を行っておりまして、こういう形で、可能性を順番に維持、高めるということは恒常的に行っています。

次に、国道8号バイパスの北伸についてであります。まず野洲栗東バイパスが、昭和57年に事業化をされています。事業化というのは、結構大変な作業でして、恐らく5年から10年かかって事業化になっていると思いますから、昭和50年代、40年代の終わりから50年代から、調査とかされた上で事業化されています。その後、平成12年に都市計画決定、実際はこの間も何もされていなかったんですけども、私も地元ですから、自治会の役員をしていましたから知っていますけども、国が時のアセスメントを入れまして、全く動いていない事業は消すということが出てきました。全国で幾つか整理されています。その中に入りそうだったので、にわかに県が動いて、市も地元に来てということで、こんな渋滞になったらということで、私も言いましたし、それで、都市計画決定まで至っています。57年から12年という、今から見ると、何かひっついているみたいですけども、この間の不作為の深刻さが結構大きいわけです。ただ国の理解、県も動いたということで、計画決定まで至っていますから、ここまで来たら戻れないということで、私は市長になったらやるつもりでしたから、すぐに手がけて、関係市に誘いをかけて、促進協ができて、どんどん皆さんのご協力で進んでいます。その刺激で、国1も、湖西も、国8も動きかけました。先ほどご指摘の促進協も、これが動くんだったら、自分たちも促進協ということで、私も国8が動き出してからは、国、国会議員には本当に積極的に国8、ここが動きかけたから、次、ぜひ北伸というのは、個別に言っていますし、関係市にも声を、むしろ私の方から声をかけました。ただ、隣のまちが、現道拡幅、現道拡幅という前提で言っておられたので、これは、大篠原、小堤の方にとってみれば、協力はできるけど、現道拡幅というのは立ち退き前提になりますから、現道拡幅が前提だったら、促進協に加わりませんよということで、一番積極的だったのは、私かと思うんですけども、不作為ではありません。

先般、そう言っておられた首長さんもかわられたので、昨年から入るということで話し合いをしまして、4月から入ると。確定しております、内定しております。ですから、今回、予算に負担金も積んでいますので、いまさらご心配いただかなくても、むしろ促進協に加わって、一緒にやっています。

ただ、促進協ができたらいいいというものではありませんでして、本当に誰が汗をかいて、リーダーシップをとるのかと。そして、県も動かんとだめですから、国8は都市計画決定まで行っていましたから、市レベルで動いて、やっぱり人ですよ。国8、本当に恩人がいまして、国交省の幹部に。理解をしてくれました。その上、閣僚の人も国会議員も理解してくれた。これは、筋が悪いわけではなくて、本当に課題だという認識です。おまけに、市内にある企業の重要さ、国レベルで見ても、名前は上げなくてもわかってもらえると思いますけども、この企業が立地しているということは、全国レベル、世界レベルということもあって動いたわけです。単に渋滞になるとか、開発というレベルと違って、本当に必要なんです。だから、こういう積み上げをしないと、物事は動きません。国へ行って、お願い、資料を持っていくのは大事ですけども、そういうメカニズムの中で大きな事業というのは動いていくものだと思いますので、とりあえずは、促進協と一緒にいって、できるだけ早く北伸が進むように取り組んでまいりますし、議員各位におかれても、これまで同様に、一緒にお取り組みをいただきたいと思います。

次に、市民病院の必要性和建設場所を駅前としたことの合理性についてです。

これにつきましては、先ほどもお話しありましたように、私が市長になったら、突然2010の提案の話に来られました。実際、私は野洲病院のことはそんなに、市長になる前後は認識をしていませんでした。ただ、前の市長さんは理事でしたから、理事を引き継ぐか引き継がないかということもあって、私は理事になりません、支援をしているのはわかりましたけども、口は出さない。経営はやはり民間病院ですから自主的にということで、断ったから、認識はしました。その当時は、まだ市議員さんも理事でしたし、結果的に私の先輩も理事で残られました、ある時期までは。という関係から始まっています。

そういう中で、2010が出されました。2010を出すにあたっては、何回も申し上げたと思いますけど、過去の経緯ということですから申し上げますと、打診がありまして、2010を出したいということで、話がありました。これを見たら、2010の方が希望ある計画だと、まさに構想ですから、新病院構想ですから。ただよく読めば、今の施設は老朽化していて、医療ができない。自分では病院を建てられない。市が新しい土地に新しい病院施設をつくって、医療機器も全て新しく買って整備してくれたら、今の医療法人が経営をして、今よりは補助金は少なくてもいい。借金も。その当時は返済が滞っていましたから、実際。返せますよということだったので、これは厳しいと思ったので、年度がわたったら、すぐに出すと、4月わたったら出すとおっしゃったので、受け皿をあらかじめ

用意して、滋賀医科大学の学長とか、京都大学の福山教授とか、医師会の会長さんとか、大体を内々をお願いしておいて、来たらずぐにとメッセージを發しました。野洲病院の実績と貢献は大事やと認識していますと。これをやらなかったら、本当に患者さんは不安ですし、中身の運用を知られないお医者さんとか看護師さん、医療医師は、本当にパニックになります。幹部だけが知ったわけで。ということで始まっています。

あり方検討会を開いてもらって、これはベストのメンバーだと、私は思っています。医師会の会長、医科大学学長、京都大学教授、そして建築の専門家も入ってもらいましたかね。いずれにしても、そして市民代表、高齢者の代表とか。ということでやったら、この案は受け入れられない。けども、病院は必要で、市が責任を持ってほしいという答えが明確に返ってきたわけです。でも、そう言われても、今、いろいろご心配いただいていますけども、私もむしろ心配ですから。

その当時、前後して、土地の話も内々、別に動いていました。成り立つか成り立たないのかということで、可能性検討ということで、本当に真剣に野洲市が病院を持って運営できるかどうか、徹底的に批判いただこうと。今回、いっぱい何かご質問いただいていますけども、そこで本当に正直に全てのデータを示して、検討していただいています。忘れもしないですけども、可能性検討ですから、できるだけシビアに判断いただけるということで、当時の滋賀医科大学の病院長であった柏木病院長を座長にお願いしました。学長は悪くないんですけど、学長は学長ですから、病院経営者かつ有能な病院経営者です。草津総合を立て直した病院経営者。結果的にですけども。柏木先生を座長にして、専門家に入ってくださいました。そこに、佐古先生という京大を出て、静岡総合医療センターの理事長で、かつ全国自治体病院協議会の、多分会長だったか、理事長、トップだと思います。頭を下げに行って、お住まいは京都ですから、京都まで職員と一緒に行って、先生は忙しいから、難渋しておられたんですけども、ぜひ入っていただきたいということで、佐古先生まで入っていただいて、厳しい議論をしていただいた結果、ちょうどそのころに野洲駅の土地を買うか買わないかが出て、これ、1年間議論しましたが、結論はないんですけども、議論したので、野洲駅の土地を買うのであればということです。

今回、裁判の訴状に、野洲駅の土地を買う議論の中で、野洲駅前に病院をつくったらどうですかという意見があったときに、市は1万5,000平米ほど要るから、野洲駅前は無いということを書いてんじゃないかと。自ら否定してんだと。全然時点が違います。その当時、新聞のスクラップがありますけども、病院はまだもつかもたないかの議論、一方

では、土地は買うか買わないかの議論。お名前も全部覚えています。それを訴状に出してきて、市は矛盾してるかと。その当時、病院をどこにするか、まだ検討している段階です。199床だったら、駐車場、これだけ要ると大まかにいわゆるいい意味でグロスの絞り込みで、1万5,000平米ぐらい要るでしょうと。だから、私が発言して、そのとき、市長、病院、ぜひ欲しいから、駅前の構想ですよ。土地を買うか買わないかで、その方が言われた、お名前も覚えていますし、お住まいもまだ覚えていますけども、私、病院は大事だと思うけども、これも議論しています。ただ一般論で言うと、1万5,000ぐらい要りますよと言った発言を、まだ今、裁判の重要な、矛盾していると、野洲病院。要するに、そういう形でやってきて、駅前の土地を使うのであれば行けますという可能性ありが出てきたわけです。いろいろ厳しいけども、ありと。その中で、市民の覚悟、これは税金を入れよという意味じゃなしに、市民が大事に育てる、自分たちの病院だという、その覚悟が必要だということが言われたので、多分そこに入っていると思います。それを言われたのは、佐古先生だと思っていますけども。

ということを経て、次に、基本方針を議会に出しました。そのときも、多数は賛成だったんですけども、本当はもっと賛成をいただかないと、基本構想に進もうと思うと、お金が要ります。コンサルに要りますから、数百万要る。それまでは、お一人、多分1万2,000円ぐらいの、市の定めたお礼の金額ですから、そんなに多額じゃないので、だから、基本方針を議会に諮らせてもらいました。賛成だったんですけども、3分の2はなかったもので、じゃ、半年、もう一度議論いただいた上でということで、基本方針を決めて、基本構想、そこでもう一段やりました。その段階では、5年間で黒字へ行けるという大まかなシミュレーションですけども、出てきて順番に進めてきて、今日に至っております。

一方では、野洲駅前の土地を、市民のために購入しようということで、これは当時の20人の議員全員が賛成でしたし、市民懇談会、何回も開きましたが、大多数の市民の方の賛同をいただいて、議会も全員賛成ということで、病院の取り組みに至っています。

次に、市民病院が持たざる選択をした分野での患者に負担や不利益が生じない取り組みについてと。現野洲病院は、今、順番に絞り込み過ぎ以上に、何かお医者さんがいなくなってしまっていて、びっくりしたんですが、もともとは総合病院、先端医療の総合病院です。30年、40年前は。ですけども、産婦人科もなくされましたし、順番に絞り込んでおられます。ただ、もう一段絞り込むということを前提に、新しい病院構想は当初から立っています。例えば、耳鼻咽喉科でしたら、市内に開業しておられたら、あとは他で賄う



ということで、今の構想自体が絞り込みでやっていますし、野洲病院も、それを目指しながら、自主運営をしていただいているということでもあります。その分は、医師会の先生たちも、自ら手を挙げていただいて、私たちがその役割分担をしましょうと。土曜日診療は私たちが受け持ちます、この分は私たち、受け持ちますということで、ご心配いただいているように、市内連携、病診連携、病病連携、上位のという形で、構想計画をつくって進めております。

次に、病院が掲げる理念。これは既に、基本計画策定段階から明らかにしていますように、信頼ある医療の提供を通じて、市民の健康を守り、福祉を増進し、暮らしの安全につなげ、市民と共に持続ある地域医療を育てることを掲げておりまして、先般も滋賀医大の先生のとこへ行ったら、理念はあるんですか、今の時代、理念をもとにしてやらんとだめですよとおっしゃって、示したら、そうですね、こういうやり方ですよとおっしゃいました。これは、私も最初から他の事業もそうですけど、まず理念があって、計画があって、具体的な実施計画があると。これは当然ですので、最初から理念を掲げています。この理念は、多分あり方検討での議論がされたと思いますし、可能性検討でも議論されたのを、基本計画の中で決めたと思います。

次に、医師の確保ですけども、考え方としては、野洲病院はもたない、お医者さんもやめていく、非常勤でやりくりという中で、市が責任を持って病院を運営するというこの歯どめをストッパーをかけたために、お医者さん、看護師さんも安心して働いていただけるようになりました。逆に、滋賀医大から院長も来てもらって、そして一時は、すごくよくなりました。このたがを外したら、もうすぐに野洲病院は、財務も厳しいですけども、お医者さんはいません。耐震強度がI s 値が0.4とか0.3の集中治療室、手術室。手術室はもう。私は手術室は入ったことはないんですけど、患者さんに聞いたら、もう狭くて、廊下でも何かストレッチャーが当たるん違うかと言われるようなところでやっているわけです。今の医療基準、全く満たしていません。地震で危ないだけじゃなしに、大きさとか装備も。こんなところで治療するドクターはいないわけです、実際は。でも、使命感と意欲でやっておられる。これを市民病院がやるという展望で持っているのに、親がいて、子どもさんが育つわけで、今は逆ですけども、野洲市民病院ができるということがあって、今、野洲病院は存在し得ているという構造を、随分昔から言っているんですけども、今議会でも、何かそこがまだご理解いただけないような発言があったので、本当に残念なんですけども、そういう構造の中で成り立っております。

ただ、この1年、なぜか医師が不足でした。公表しました。皆さん、12人というのは。これは、野洲病院の方で意欲と能力のある方の採用をし出したら、野洲病院には19人しかおられないということを皆さんに公表したわけです。そしたら、新聞記事に医師確保難航と書かれたんですけども、難航はしていなくて、その段階から、私も年末から本当に何回も滋賀医大の教授にまで、私が回るのは、本当はおかしいんですが、学長、病院長。学長、副学長、病院長、これはコミュニケーションをとっていますけど、1人ずつ回りました。市長が来ていただけるんですかということで、私も幾らでも足を運びますよと。ご理解がありまして、12人。これ、野洲病院というのと違って、病院じゃなしに、野洲市が責任を持ちますと断言していますから、医師会にも。私が、今の野洲病院とは関係なしに、職員と一緒に回って、そうなっています。

先般、決まったお医者さんも、市長があんな、言うたから、自分、来ざるを得なくなつたと言って、冗談で言っておられましたけども、その今、内定したお一人の方です。市職員で採用する。今、何人か決めてますけども。たまたま過去に守山市民でも働いておられて、この間座談しましたら、逆に、やはりいろいろ守山市民との比較とかやっていたいていますけども、私が思っていたような構造もあったんだなというふうに思いましたし、そういう経験がある方に積極的に働いていただけるというのは、本当に心強いことだなというふうに思っております。

そういうことで、今、19名。可能であれば、7月からですし、最終的に目指していますのは、2021年の駅前がベストコンディションと思っていますので、それまでにできるだけ早くいい体制に整えていきたいと思っています。

それと、事務職の採用ですけども、2月27日現在で、募集人員は36名ですけど、内定31名となっていますし、現在も今、募集しておりますし、一定の目処が立っていると思います。

最後に、差出人不明の文書ですけども、これは職員にも来ていまして、私、職員から見せていただきましたけども、残念としか言いようがありません。あるいは、ここまで追い込まれておられるのかなど。裁判も起こされていますし、情報公開もいっぱい求められておられますし、援護射撃しておられる新聞社もありますし、わざわざこんな文書まで出さなくても、いいのではないかなど。おまけに、投げ込みじゃなしに、わざわざ封筒に住所を書いて、そして、切手代も使っておられます。私がたまたま出会った市役所のOBにも行っているらしくて、その方は、何か不安やから、流し読みして捨てたとおっしゃってい

ましたけど。そんなことですから、笑い話で済ますしかないかなと思います。

次に、おかげさま・お互いさま、高齢者対策です。おかげさま・お互いさまの地域活動応援シンポジウムについてお答えします。

このシンポジウムは、昨年度より高齢者が住み慣れた地域社会の中で、役割を持って、健康で生き生きと生活するため、高齢者が長年培ってきたすぐれた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の確保と仕組みづくりの構築を目指す取り組みの一環として実施されています。

地域社会には、先ほども矢野議員の代表質問にもありましたとおり、さまざまな活動がありますし、地域社会を基盤にして、安心できる、高齢者だけでなしに、子育てを含めて取り組んでいくことが必要です。そういう意味で、地域活動を知る機会、または体験する機会は重要であると考えています。

当日、私は参加しませんでしたけども、職員、あるいは参加された方からお聞きをしますと、高齢者の居場所づくりに関して、自治会館や福祉施設、コミセンを利用したサロンなど、手法の異なる活動実践事例を5団体に発表いただき、情報の共有や会場から集めた質問カードに答える形での意見交換が行われました。また、会場ロビーには、活動紹介パネルや地域のふれあいサロンでつくった作品、手づくりゲームなどを展示し、活動者同士の交流も図られました。

議員がおっしゃいますように、1回切りの発表で終わらせるのではなく、地域のさまざまな活動を見える化し、情報発信していくことが大切だと考えており、市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとも連携しながら、今後もぜひ継続、拡大、回数を増やすとかという取り組みを一緒に進めさせていただきたいと思っています。

続きまして、市の観光施策等についてのご質問で、ビワマスフォーラムを観光施策として生かすことについてのご質問にお答えをします。

まず、ビワマスフォーラムは盛況でありました。これは、まさに市民活動から起こってきまして、ご提案いただきまして、私も最初から、これは大事だということで、県にも協力依頼しましたら、県も即積極的。環境と河川と両方からあるので、環境はもちろんですけども、河川の方も本当にいい反応を示してくれました。そして、他の地域、先で進んでいた米原もありましたし、県外もありました。こういうからの再生、生物再生。そこで携わっておられた県外の大学の専門家、特に魚道の専門家、河川の専門家、環境生態学の専門家も協力いただきまして、まずは魚道を設置して遡上しようとか、それと調査。生物、

魚の調査から始まって、地道な調査を市民、ボランティア、専門家が一体になって、市、県の職員も協力して進められてきたという、本当に発信というよりは、まず地道な活動から始まっています。

そして、ビワマスの遡上が認められた段階から、これも頭が下がるんですけども、近くのボランティアの方が、監視に行っていていただいています。これはすごいことでした、とりに来る方もすごいなと思いましたけども。ですから、要するに、観光化するのはなかなか難しい。ただ、私、この資源の大事なものは何かと申し上げますと、こういう市民発意の活動が、専門家、そして行政という言い方は余り好きじゃないんですけど、市、県の職員、そして、企業も支援をしてくれています。寄附で。すごい理想的で、そして、成果が上っているという、この部分を発信といいますか、共有化すると共に、市内のいろんな活動も幾つかまだ元気な活動はありますけども、まさに野洲の市民の主体性と、市民の元気な取り組みの大きなフロントランナーになっていただきたいと思っています。

先般も、岩井議員もご参加いただきまして、この中にもいただいていますし、その場所で言いましたけど、ビワマスというのは、琵琶湖の魚の王様、女王様なんですけど、先ほどもいい魚とおっしゃったんですが、さっき言いましたように、なぜビワマスが重要かといいますと、最終捕食者、専門用語でトッププレディターというんですけども、ビワマスは、結構おいしい小魚を食べます。小魚はプランクトンを食べます。ビワマスは、小魚と水生昆虫とかを食べますので、ビワマスが存在しているということは、小魚もいるし、水生昆虫もいると。水生昆虫、小魚がいるということは、プランクトンもいるということで、プランクトンがいれば、健全な川だという。ですから、ビワマスが、そういう意味でも大事ですし、おいしいですし、存在感がありますし。

先般ちょっと紹介しましたが、余り知られていません分野ですけども、琵琶湖のプランクトンの大専門家みたいなのを、私、挨拶でご紹介しました。何でもありませんけど、琵琶湖の固有種のプランクトンがいます。顕微鏡でのぞいて、このプランクトンは何々だというのを特定できるのは、滋賀県にしか人がいませんし、滋賀県にも数人しかいない。こういう人材をきちっと評価して、位置付けるということが、だんだんおろそかになっています。私たちが人の顔を見て、廊下で出会って岩井議員とわかるの、これはわかりますけども、プランクトンが何なのかと。おまけに、滋賀県の琵琶湖の固有までわかるのはすごいことなので、こういうことも含めて、ああいう会場に自ら来てくれていたと。そこまで協力関係が整っているという、これは市民力の大きな成果だと思います。

次に、中ノ池川のごみ対策ですけれども、これは私も大きな問題だと思っています。県河川の川ですけれども、現在、地元の自治会、事業所、妓王まちづくり推進協議会などの団体において、自主的な清掃活動をご尽力いただいております、心から敬意とお礼を申し上げます。

しかしながら、まだまだ後を絶ちませんので、散在するごみ対策の中で、広報、自治会回覧、看板による監視、そして、環境啓発などによって、一層の市民へのご協力をお願いすると共に、不法投棄監視員やクリーンパトロールによる活動を強化してまいって、対応いたします。

次に、マイアミオートキャンプ場やビワイチの活用についてお答えします。

マイアミオートキャンプ場、そして、ビワコマイアミランド、これは市のいわゆる第三セクターであります野洲市湖岸開発株式会社が運営して営業しております、市民が持っている会社です。株の半分以上を持っています。ご存知のように、琵琶湖総合開発で、水資源機構、当時の水資源開発公団が買った土地を旧の中主町が借りて、土地の買収も、N T TのA型資金を借っています。これを返済する中でやってきました。そのためには、建設業の許可をとってやっていたんですが、ある時期に見切りを切って、この議会にもお諮りしたら、大半は賛成でしたけれども、今、ここにおられない方が強固に反対されましたが、見通しありということで、やって、成算ありで、逆に建設業をやめて、キャンプ事業に特化したことによって業績が回復しました。ご報告していますように、直近の第27期においては、キャンプ事業の売上高が過去最高となっておりますし、数年前から配当を初めて出しかけておまして、前期の期末配当金は倍にしました。1株500円を1,000円にしたんですけれども、でも、野洲市も一番大株主ですから、結構貢献をしてくれています。まだまだ伸ばせるというふうに思っています。今期の見込みも一段と伸びております。

そういうことで、平成29年度の両施設への来客数は、約5万5,000人に及んでいまして、国内だけではなくて、長期滞在の国外のお客さんも来ていただいています。ただ、あそこは湖岸ですので、お手洗いが簡易水洗と。県がつくったまだいわゆるくみ取りのお手洗いなので、下水道を引く計画も立てたんですが、できた当時、下水がわたれるように、湖岸底に穴をあけています。これは、ちょっと私、その当時担当者だったので、協力して、あけるようにしておいたんですが、でも、こちらの受けの方が遠いので、それよりは、別の方式でできたら早く水洗化をしたいなというふうに思っています、一番のネックは、快適なお手洗いをどうするかぐらいで、職員の発案と、これも専門職はいないんですけど

も、自己研鑽、自己研修で、プロパー職員、そして、市のOBも今、行っていただいていますけども、そして、新採も採用しました。随分検討したんですけども、プロパー職員を入れて、最後まできちっと雇っていただけるかどうか検討したんですが、今、若い職員さんもプロパーで採用して、健全経営です。その中で、ビワイチですけども、取締役会で、何回か議論しました。この取締役会には、県内の観光企業のトップも入っていただいているんです、この取締役は。私も取締役ですけども、あと地元自治会、漁組、そして幾つかの企業が当初から入っていただいています。その方もおっしゃったんですけども、人は動くかもわからんけども、余りお金にならないし、そして、かえって質のいいキャンプ場ということからすると、余り積極的にやるものではないというご意見もありまして、それと、職員の意見を聞いていまして、やはり安心できるいいキャンプ場にしたいということで、自転車ですってこられる方の一時立ち寄り等については、当分は見合わせようということになっています。それと、市民の方には、ある時期から大幅割引していますし、知っている方は結構行っていただいているんですけども、また皆さん方、ぜひ2割引にしていますので、ご利用いただきたいというふうに思っています。

以上、ご丁寧なご質問でしたから、丁寧に答えさせていただいたつもりです。

以上、終わります。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 新誠会を代表しての岩井議員の5番目のご質問、児童・生徒への虐待、不登校についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の児童の虐待、不登校の推移とスクールソーシャルワーカーの増員効果についてお答えいたします。

今回のご質問は、虐待とそれから不登校の2つについてお尋ねですが、虐待と不登校を分けてお答えをいたします。

まず虐待の相談件数の推移についてお答えします。

担当しています市家庭児童相談室に虐待の相談があった小中学校の児童・生徒数は、平成28年度が205名、平成29年度が194名、平成30年度は、1月末時点で201名です。学校では福祉の専門家でありますスクールソーシャルワーカーを活用し、虐待の早期発見と虐待を受けた児童・生徒の支援に努めております。

次に、不登校についてお答えいたします。

不登校の児童・生徒数は、平成28年度が78名、平成29年度が90名です。なお、

年間で30日以上欠席を不登校というふう呼びまして、毎年年度末の3月末に集計するために、平成30年度は未確定です。しかし、毎月の欠席報告を出し、学校から出してもらっているんですけども、その推移を見ますと、さらに今年度は増加すると思われま。不登校に対しましても、学校では、家庭訪問や相談活動を通した児童・生徒への支援に、スクールソーシャルワーカーの活用を進めてきました。しかし、今回、学校で起きたいじめ重大事態におきましては、初期対応の段階でスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用していないという大きな課題がありました。今後こうしたことを繰り返さないために、スクールソーシャルワーカーができることを周知徹底して、その専門性を生かす学校体制について助言し、各校の活用について検証しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目のCSP、幼児版初級指導者養成講座の内容と推移について、お答えします。

CSPとは、コモンセンスペアレンティングの略称で、議員が先ほどお話しされましたように、暴言や暴力のない良好な子育てを目指しております。この指導者養成講座は、子どもの発達段階とその発達段階に応じた期待値、効果的なほめ方を学び、また行ってほしい行動や悪い行動をどのように子どもに伝えるかなどの手法を学ぶものでございます。そうして、虐待防止等につながらないようにということを目指しております。

例えば、怒って、静かにしなさいと、こういうふうに言うのではなくて、静かに聞いてくれてありがとうというふうなプラス言葉で子どもたちに返していく、こういうことで、子どもたちがどういう姿を先生が望んでいるのか、あるいは保護者が望んでいるのか、そういうことを学ぶ、そういう講座でございます。

この講座の受講者の推移につきましては、虐待防止を論議する要保護児童対策地域協議会の関係機関であります保育園、幼稚園、こども園、健康推進課、発達支援センター、子育て支援センター等の職員が、平成28年度16名、平成29年度17名、平成30年度8名受講しております。このことによって、直接、就学前の保護者さんと接する関係機関の受講者が、保護者さんへの助言や指導に活用し、良好な親子関係の構築や虐待防止につなげてきています。

次に、3点目の各協議会との連携や対応についてにお答えいたします。

まず、議員ご指摘の協議会について整理しますと、いじめ問題に関わっているのが、小中学校生徒指導連絡協議会です。また、児童虐待について主に関わっているのが、先ほど

の要保護児童対策協議会、略称、要対協と言うんですけども。それと、スクールソーシャルワーカー連絡協議会です。

そして、今回、いじめ認知にスピーディーさが欠けたのは、先の協議会との連携は関係ございません。学校のいじめ認知とその報告に時間がかかったという、ここが大きな原因であるというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 本当にご丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

補足質問をちょっとさせてほしいんですけども、ただいまは、病院経営についての項目で、情報共有と意識統一について、大変、私も思っていた以上の答弁はあったんですが、ただ三浦市立病院に行って、とても感激したというのか、そういう一面があったので、もう一つ言い添えたいなと思うのは、総務省自治財務局も同様だったんですけども、三浦市立病院では、視察に行ったときに、今言ったように、心に残ったのは、事務長さんが、三浦市の基本的な考えは、人のやる気とリーダーシップであるという信念のもと、愚直に病院は誰のためにやっているのか。それはオールペイシエント、全ての患者のためにやっている、こういう言葉を言われて、このポリシーを、医師はじめ全職員が持ち、そして経営にも参画しているということと言われました。病院経営や、また再生していく、そういう厳しい、特に三浦市立病院も厳しいところで立ち上げられましたので、そういうお言葉があったかと思うんですけども、やはりこれは、もう医師と全部の職員がこういうポリシーを持ちながら、そして、経営に加わっていかなければ、態度にも表れてきますし、非常に教育もされているということを知ったんですが、病院経営に、これは大きな影響があると、私も思っております。

これは、育成についてなんですが、こういった育成を、先ほど市長も言われたんですけども、育成についてはどのような観点から思っておられるのか、もう一度ちょっとダブるかもしれないですけど、お願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 病院の職員の育成といいますか、技能はもちろんですけども、士気とか使命感、これは最初から大事だと思っております、まずはやはり基本理念、これは今の三浦市立病院と同じことで、どなたのための病院かといえば、市民の病院です。今



のお話を聞いていたら、全ての患者さんとおっしゃいましたが、私は当初から言っているのは、健診もそうですし、健康づくりもそうなので、全ての市民の方、ちょっと今をお聞きしたら、何か病気の人を対象みたいに、ちょっと気になったんですけど、もっと底辺からです。

今、フレイルという新しい概念、これは弱いということですけど。だから、高齢者は、現役の方と比べると、うまく歩けない、そして力も弱い。これは病気ではないわけですね。健常者が病気になったら、うまく歩けなかったり、重いものが持てない、これは病気なんです。でも、高齢になると、これはもう当然の、力がなくなったり、フレイルです。ですから、生まれたときから高齢まで含めて視野に入れたということで、当然、そこまで視野ですから、むしろ誰のための病院かといえば、市民皆さんの健康を支える病院ということですし、これも基本構想でご提案いただいています、いろんな形で市民にご協力いただける病院にしたいなど。おとといも滋賀医大へ行ってきましたけども、結構幾つか絵がかかっています。野洲病院もかかっています。去年だったか、おとしだったか、市民活動の発表会をしていただきました。その中で、野洲で油絵を描いておられるグループの発表がありまして、すばらしい作品をスライドで掲示いただいたんですが、そのときにできたらいろんな公共施設にも掲げる協力をしたいとおっしゃったので、職員に、できたらそういう形で、市民の方の作品を協力してもらおうとか、あるいはいろんな協力。当初からも、案内、それも市民の方がプライバシーを守りながら、いろんなサポートをするとかいうこともありますから、多様な市民参加。その中で、職員が責任を持っていくということ、最初の研修、採用の段階からのとことか、あるいは、恒常的にそういう研修をしてもらうことは、当然必要だと考えています。一番大事なことだと思っていますけど。患者さんでは遅いと思います。

○議長（橋 俊明君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ありがとうございます。

患者さんと、このときは申し上げられたので、そうだと納得しましたけれども、今の市長のお話を聞いておりますと、確かに市民のため、一番は健康を守る市民のためであるなということで、これから育成についても一段と磨きをかけるというのか、そういう視点に立って物事を推し量っていただきたいと、このように思います。

私も、野洲病院の職員さんが健康測定、希望が丘に来たり、いろんな小劇場に来たりとか、いろいろ自分たちから進んでも、こうして市民のためにそういう測定をしたり、積極

的にこのごろされているというのと、あと自分が今、考えているのは、かかりつけ医の先生方が、野洲病院、やっぱり紹介してくれるんです。いい先生にとてもめぐり会って、私たち家族も、ちょっと本当に助けられている部分があって、本当に守山、野洲の個人の先生方がいかに、この野洲病院、これから市民病院を支えていくか、そして、絶対建ててほしいという思いを、私も個人の先生から本当にくみとることができました。

これから、本当に市民のためにとということ、反対の方もたくさんおられますけれども、目先に捕らわれることなく、市民の一番幸せを願って、できたらいい方に転じてほしいなと思っておりますけれども、確執として、二分に分かれたりするようなことのないように、一番は市民のためやということを肝に銘じて、ちょっと早いんですけれども、質問を終わらせていただきたいと思います。

今日、ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、ご評価いただきました野洲病院の看護師さん等々がコミセンとかイベントでやってくれています。あれは、市の高齢者事業の中で委託でやっています。ただ、なぜあそこに至ったかといいますと、ご承知いただいていると思いますけど、看護の日に、野洲病院がある時期から企画をしまして、文化小劇場。今は盛況なので、一部大ホールのロビーも使っていますけども、血压測定とか骨密度とか。あれは野洲病院の企画です。あれ、すばらしい企画で、市民、好評なので、あのシステムを介護予防とか、市民の健康づくりということで、ちょうど共通財源がありましたから。ということなので、ちょっとそこは厳密に。そうしないと、野洲病院、赤字やのに、職員さん、休みに出てきてもらったら誤解が生じるので、その意味で、あの人たちの前向きなところは評価ですけども、裏打ちはしております。ちょっとお断りしておきます。

○6番（岩井智恵子君） ありがとうございました。

以上です。終わります。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による代表質問は終結いたします。

（日程第3）

○議長（橋 俊明君） 日程第3、次に一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。なお、質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう、希望します。

それでは、通告第1号、第5番、坂口重良議員。

○5番（坂口重良君） こんにちは。新誠会、5番、坂口重良でございます。

まず、妓王井川改修及びバイパス対策についてを質問させていただきます。

昭和28年、私が生まれた年でございますが、9月25日、台風13号上陸によりまして、野洲川北流の右岸堤防が決壊、大水害が発生ということで、人命も奪われております。この災害がきっかけとなって、国の直轄事業として、昭和54年に新しい放水路が完成し、野洲市他、近隣の市並びに近畿地方整備局等で構成されました実行委員会で、今年40周年を開催されようとしてされています。災害の歴史を子孫に残したくない地域の熱い願いと、関係者の努力によって完成した国家百年の計、野洲川の大改修の事業でございます。

そこで、質問をさせていただきます。

1月24日付で、河川管理者であります南部土木事務所より説明がありました。妓王井川の当面できる対策案、この低水路工事につきまして、2月20日の全協の資料によりますと、第1案、総評にあるとおり、流量は流せないとありますが、それはどのくらいの流量を想定しているのか、お教えいただきたいと思っております。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 坂口議員の妓王井川改修及びバイパス対策についての1点目の平成25年の台風18号の際の流量につきましてのご質問にお答えをいたします。

一級河川妓王井川は、ご質問の台風の後、本市からの緊急要望も踏まえ、河川管理者でございます滋賀県におきまして、緊急的な対応をいただいているところでございます。今回、次にできる改修岸の提示をいただいたというところでございます。

ご質問の平成25年の台風18号の際の流量でございますが、滋賀県に確認をいたしましたところ、当時の雨量等から推測いたしますと、毎秒約15トン程度であるというふうに伺っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。

この工事図面の方で、少し細かいため、確認をさせていただきたいと思っております。1案の河道改修部（ボックス部）ということになっておりますが、停車場線交差点から下流へ95メートル、水路撤去部までで間違いはないでしょうか。そして、地図内に下水門線付近の橋梁かけ替えというのがありますが、これはどこになるか、教えていただきたいです。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） まず、資料の方の地図が大変小さくて、申しわけございませんでした。

95メートルはどこまでかというふうなご質問でございますけれども、95メートルにつきましては、県道野洲停車場線の交差点部から95メートルというふうに県の方から伺っております。昨年撤去されました水路の少し上流部のあたりであるというふうに伺っております。正式な範囲につきましては、今後県の方で詳細設計をされる中で、確定をされていかれるというふうに伺っております。

もう一点の下水門線の近くの橋でございます。これにつきましては、ザウルス公園の西側のところに駐車場があるかと思っておりますけれども、その橋であるというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ということは、パーキングの出入り口ということによろしいですね。わかりました。

それと、妓王井川の河川改修について、今後の対策で、滋賀県に対し、年次計画による河川改修と、バイパスを含めた抜本的な対策を要望すると、その中にございます。具体的にお教えいただけますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 要望の件でございますけれども、まず年次計画についてということでございますが、今般ご提示をいただきました、この改修案でございますけれども、今後、調査等を踏まえながら詳細設計をして進めていかれるというふうに伺っておりますが、これを確実に進めていただくということを、まず要望することとあわせて、現在の妓王井川をこれ以上拡幅等はなかなか難しい部分がございます。市道と、それから右岸側には民間の土地が、住宅等も接しておりますので、これを拡幅していくというのは非常に困難であるというふうに思われますので、抜本的に、例えば、上流部の方で分岐して、バイパスの放水路を整備するとか、そういったことも含めました抜本的な対応の要望をしておりますし、今後も引き続き重要課題として、市の方からは強く要望をさせていただきたいということで、申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。

それでは、2番目、昨年の平成30年10月、全員協議会での資料で、妓王井川に流入する雨水を減らし、駅前南口周辺の浸水被害を軽減しますと報告がございました。童子川第4排水区雨水幹線整備事業の最新の進捗状況というのを教えてくださいませんか。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 2点目のご質問、童子川第4排水区雨水幹線事業の最新の進捗状況でございます。今年度は、行畑一丁目の行畑交差点付近を流れます妓王井川の一部を、JR琵琶湖線旧笠作踏切付近を横断させまして、市三宅、行畑、野洲地区内を通り、友川へとつなぐ整備を行うための基本設計業務を行っております。現在、雨水管路の最終検討を行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。特に駅前周辺、妓王井川は都市機能誘導区域内の中心拠点を通る河川でございますので、行畑地域、小篠原地域より増水時は大量の雨水を、駅前には受けていますので、どうかよろしく願いいたしたいと思います。

次に、3番に移りたいと思いますが、この分につきましては、昨日、代表質問にもございましたので、3番、4番、引き続きやらせていただきたいと思います。

今回、都市計画税の導入が検討されております。雨水幹線整備やまた河川改修事業に充てる目的で課税される目的税でございます。野洲市が湖南4市の中で、都市基盤整備が遅れることにならないよう、また浸水被害など、災害のないまちとなるよう、30年の計、50年の計の実施に向け、議論をしていきたいと思っております。

私たち議員は、市民皆さんの声を聞きながら判断することが大切で、基本でもございます。是々非々で、自分の信念に基づいて、しっかり判断することが必要だと思っております。

最後に、社会資本整備5カ年計画、今後の予定、工事区間、ちょうど行畑の歯科医さんの付近から、今の笠作踏切までですか。その計画を教えてくださいたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 歯科医さんのあたりから、笠作踏切までということでご

ございますけれども、まず、この事業につきまして、昨年10月の全員協議会の方で資料を提出させていただきまして、ご報告の方、させていただいております。これにつきましては、現在、第3期の工事を工事期間ということで、今の計画区間が2020年度までの計画区間となっております。あのとき出させていただきました資料では、2025年度までの一応整備予定ということで、資料の方は出させていただいております。ただ、この区間におきまして、市道の中にN T Tの埋設管ですとか、水道管、下水道管、既存の雨水管など、複雑にこういったものが交差する形で埋設されておりますので、例えば今後設計等進めていく中で、この埋設物の移設などが必要となった場合には、整備期間がさらに伸びるというふうな可能性があるということも、このときにあわせてご報告の方をさせていただいてるところでございます。整備につきましては、下流の方から行っていくということになりますので、行畑地先につきましては、計画の終盤の方で整備をするという形になろうかと思っております。

ただ、今おっしゃっていただきましたように、社会資本整備の計画を立てて、社会資本整備総合交付金を活用して、これまでも進めてきておりますし、今後、進めるにあたりましても、こうした交付金の活用を図ってまいりたいというふうに考えておりますけれども、そもそもこの雨水幹線事業につきましては、議員も今、ご質問でおっしゃっていただきましたように、都市計画税を充当して行っていく事業であるというふうに考えてございますので、今後につきましては、都市計画税の制度化の動向、こういったものも考慮させていただきながら、事業計画の調整をしてまいりたいというように考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 今、県も治水に対しましては、本腰を入れてくれているチャンスでございます。どうか、雨水幹線事業及び計画、よろしく願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日 3 月 8 日は午前 9 時から本会議を再開し、本日に引き続き、一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでございました。(午後 4 時 3 9 分 延会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成31年3月7日

野洲市議会議長                      橋        俊   明

署 名 議 員                      工 藤 義 明

署 名 議 員                      野 並 享 子